		いなべ市 条例適用	见分一覧表 【不和	引益処分】			
No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	備考	処分ID (条例適用)	県特例条例根拠	個票
0 1	上画部 広報秘書課						
1	閲覧の中止等	いなべ市長の資産等の公開に関する規則	第10条第5項		5		1
01	企画部 財政課		•	•	•		
1	分担金の徴収	いなべ市分担金徴収条例	第2条	【関連部署】各所管課	12		2
2	手数料の徴収	いなべ市手数料徴収条例	第2条	【関連部署】各所管課	17		3
3	過料	いなべ市手数料徴収条例	第10条及び第11条	【関連部署】各所管課	20		6
	延滞金の徴収	いなべ市税外収入金に係る督促手続及び延 滞金徴収条例	第3条	【関連部署】各所管課	22		7
©1	上画部 法務課						
1	手数料の徴収	いなべ市審査請求に係る提出書類等の写し 等の交付手数料を定める条例	第2条		2812		8
O #	総務部 管財課						
1	違反事項の是正命令又は許可の 取消し	いなべ市庁舎管理規則	第11条第2項		3		9
2	退去命令	いなべ市庁舎管理規則	第12条		4		10
3	使用料の徴収	いなべ市行政財産の使用料に関する条例	第2条及び第3条		14		11
4	指定の取消し等	いなべ市公の施設に係る指定管理者の指定 手続等に関する条例	第11条第1項		26		12
5	原状回復命令	いなべ市公の施設に係る指定管理者の指定 手続等に関する条例	第12条		27		13
6	使用の許可	いなべ市シビックコア棟研修室管理規則	第4条		3105		14
7	使用目的の変更許可	いなべ市シビックコア棟研修室管理規則	第6条		3106		15
8	使用料の徴収猶予及び減免等	いなべ市シビックコア棟研修室管理規則	第8条		3107		16
O #	総務部 契約監理課						
		いなべ市契約規則	第44条		2526		17
@	邻市整備部 住宅課						
1	使用料の徴収	いなべ市営住宅管理条例	第44条		179		19
	使用許可の取消し	いなべ市営住宅管理条例	第48条		180		20
3	過料	いなべ市営住宅管理条例	第54条		181		21
4	市営住宅の賃料及び敷金の徴収 (変更を含む。)	いなべ市営住宅管理条例	第14条、第16条、第17条、 第19条		2617		22
3	改良住宅及び更新住宅に係る割 増賃金の徴収	いなべ市営住宅管理条例	第31条		2618		28
	修繕の実施及び費用の徴収	いなべ市営住宅管理条例	第20条		2619		32
	市民部 保険年金課						
1	過料	いなべ市国民健康保険条例	第29条から第32条まで		95		33
	延滞金の徴収	いなべ市後期高齢者医療に関する条例	第5条 附則第2条		2102		34
3	過料	いなべ市後期高齢者医療に関する条例	第6条、第7条及び第8条		2103		35

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	備考	処分ID (条例適用)	県特例条例根拠	個票
4	福祉医療費の損害賠償金の徴収	いなべ市福祉医療費の助成に関する条例	第12条		2527		36
5	福祉医療費、不正利得等の返還	いなべ市福祉医療費の助成に関する条例	第13条		2528		37
O !	環境部 環境政策課						
1	手数料の徴収	いなべ市環境保全センター手数料徴収条例	第2条	休止施設につき、処分基 準未設定	24		38
2	斎場使用許可の取消し	いなべ市北勢斎場条例	第6条		121		39
3	斎場使用料の徴収	いなべ市北勢斎場条例	第7条		122		40
4	斎場の原状回復命令	いなべ市北勢斎場条例	第11条		125		41
5	環境保全のための措置命令	いなべ市環境保全条例	第9条第2項		126		42
6	放置自転車の撤去命令	いなべ市放置自動車の発生の防止及び適正 処理に関する条例	第13条		127		44
7	処分費用の請求	いなべ市放置自動車の発生の防止及び適正 処理に関する条例	第16条		128		45
8	処分費用の徴収	いなべ市自転車の放置防止に関する条例	第12条		129		46
9	措置命令	いなべ市環境美化条例	第16条		130		47
10	代執行の費用徴収	いなべ市環境美化条例	第18条		131		48
	改善命令、使用一時停止命令等	三重県生活環境の保全に関する条例	第34条第2項、第49条第2項 及び第55条第2項	県特例条例関連の県例規	1002	0	49
© ‡	環境部 環境衛生課						
1	一般廃棄物処理手数料の徴収	いなべ市廃棄物の処理及び清掃に関する条 例	第12条		112		50
2	許可等申請手数料の徴収	いなべ市廃棄物の処理及び清掃に関する条 例	第18条		114		51
3	産業廃棄物の処理費用の徴収	いなべ市廃棄物の処理及び清掃に関する条 例	第21条		115		52
4	一般廃棄物の処理手数料の徴収	いなべ市あじさいクリーンセンター条例	第5条		116		53
5	利用の取消し等	いなべ市員弁リサイクルセンターの設置及び 管理に関する条例	第7条		119		54
@	畐祉部 人権福祉課						
1	いなべ市社会福祉法人が行う事業 の助成の返還	いなべ市社会福祉法人が行う事業の助成に 関する条例	第5条		2533		56
2	の助成の制限	いなべ市社会福祉法人が行う事業の助成に 関する条例	第4条		3303		57
©	畐祉部 障がい福祉課						
1	使用料の徴収	いなべ市重度障害者活動支援センター条例	第7条		2534		58
2	使用料の徴収	いなべ市障害者生活支援センター条例	第7条		2535		59
3	承認の取消し等	いなべ市障害者生活支援センター条例	第10条		2536		61
4	承認の取消し等	いなべ市重度障害者生活支援センター条例	第10条		2537		62
5	重度障害者活動支援センターの毀 損等の賠償	いなべ市障害者活動支援センター条例	第11条		2538		63

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	備考	処分ID (条例適用)	県特例条例根拠	個票
6	障害者活動支援センターの毀損等 の賠償	いなべ市重度障害者生活支援センター条例	第11条		2539		64
	事業者の登録の取消し	いなべ市障害者の日常生活および社会生活 を総合的に支援するための法律における基 準該当障害福祉サービス事業者の登録等に 関する規則	第8条		2540		65
	訪問入浴サービス事業利用決定の 取消し又は停止	いなべ市障害者等地域生活支援事業実施規則	第7条		2541		66
9	利用に要する費用の負担	いなべ市障害者等移動支援事業実施規則	第7条第1項及び第8条		2814		67
10	利用に要する費用の負担	いなべ市障害者等地域活動支援センター運 営事業実施規則	第6条第1項及び第7条		2815		68
11	費用の負担	いなべ市障害者等日常生活用具給付事業実 施規則	第8条第1項		2816		70
12	訪問入浴サービス事業費用負担	いなべ市障害者等地域生活支援事業実施規 則	第8条		2817		78
13	承認の取消し等	大安ぴあハウス条例	第13条		2904		81
14	承認の取消し等	篠立きのこ園条例	第12条		2905		82
15	利用に要する費用の負担	大安ぴあハウス条例	第8条		2907		83
16	利用に要する費用の負担	篠立きのこ園条例	第10条		2908		84
17	承認の取消し等	オレンジエ房あげき条例	第12条		3004		85
18	利用料金の徴収	オレンジエ房あげき条例	第9条第1項及び第2項		3005		86
19	損害賠償	オレンジエ房あげき条例	第13条		3007		87
20	損害賠償	大安ぴあハウス条例	第14条		3012		88
21	損害賠償	篠立きのこ園条例	第13条		3014		89
22	利用料金の徴収	いなべ市立田農園条例	第7条		3018		90
23	利用の取消し等	いなべ市立田農園条例	第9条		3019		91
24	原状回復	いなべ市立田農園条例	第11条		3020		92
25	損害賠償	いなべ市立田農園条例	第12条		3021		93
@ *	晶祉部 長寿福祉課						
1	利用許可の取消し等	いなべ市老人福祉センター等設置及び管理 に関する条例	第9条第1項		84		94
2	使用料の徴収	いなべ市老人福祉センター等設置及び管理 に関する条例	第10条		85		96
3	原状回復命令	いなべ市老人福祉センター等設置及び管理 に関する条例	第13条		88		97
4	使用料の徴収		第7条		2110		98
5	行為制限許可の取消し	ふじわら高齢者生活支援センターいこい条例	第13条第1項		2111		99
6	現状回復命令	ふじわら高齢者生活支援センターいこい条例	第14条		2112		100
7	損害賠償の義務		第15条		2113		101
8	利用許可の取消し	熟人荘パークゴルフ場設置及び管理に関する条例	第7条		2529		102

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	備考	処分ID (条例適用)	県特例条例根拠	個票
	利用停止命令又は利用承認の取 消し	熟人荘パークゴルフ場設置及び管理に関する条例	第10条		2530		103
10	原状回復の義務	熟人荘パークゴルフ場設置及び管理に関す る条例	第11条		2531		104
11	損害賠償の義務	熟人荘パークゴルフ場設置及び管理に関す る条例	第12条		2532		105
	総合事業に安りる貧用の負担	いなべ市介護予防・日常生活支援総合事業 の実施に関する規則	第10条第2項		2813		106
② 裕	冨祉部 介護保険課						
1	延滞金の徴収	いなべ市介護保険条例	第8条		97		107
		いなべ市介護保険条例	第12条~第15条		100		108
◎ 像	建康こども部 こども政策課						
1	生活支援利用者の負担額	いなべ市ひとり親家庭日常生活支援事業実 施規則	第9条		2818		111
◎ 俊	建康こども部 母子保健課						
1	未熟児養育医療費の徴収	いなべ市未熟児養育医療給付施行規則	第10条		2553		112
② 假	建康こども部 保育課						
	保育料の徴収	いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域 型保育事業の利用者負担に関する規則	第2条		2610		115
2	利用者負担金の徴収	いなべ市一時預かり事業(余裕活用型)実施 細則	第13条		3030		119
3	利用の制限	いなべ市一時預かり事業(余裕活用型)実施 細則	第5条		3032		120
◎農	農林商工部 農林整備課						
1	使用料の徴収	いなべ市農道管理条例	第9条		152		121
2	原状回復命令	いなべ市農道管理条例	第11条第1項		153		124
3	林道の保全を害するおそれがある と認められる車両に対する措置命	いなべ市林道管理条例	第6条第2項		155		125
4	違反者に対する措置命令	いなべ市林道管理条例	第7条第2項		156		126
	原状回復命令	いなべ市林道管理条例	第10条第1項		158		127
6	林地荒廃防止施設の費用弁償命 令	いなべ市林地荒廃防止施設維持管理条例	第5条		2546		128
7	利用の禁止及び制限	いなべ市立田公園の設置及び管理に関する 条例	第4条		2547		129
8	利用の禁止及び制限	いなべ市大井田西部地区公園の設置及び管 理に関する条例	第5条		2548		130
9	損害賠償	いなべ市立田公園の設置及び管理に関する 条例	第7条		2549		131
◎農	D農林商工部 獣害対策課						
	使用の取消し等	鼎活性化施設夢かなえ荘の設置及び管理に 関する条例	第6条第2項		143		132

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	備考	処分ID (条例適用)	県特例条例根拠	個票
2	使用料の徴収	鼎活性化施設夢かなえ荘の設置及び管理に 関する条例	第7条		144		133
3		鼎活性化施設夢かなえ荘の設置及び管理に 関する条例	第11条		148		134
◎ 是	農林商工部 商工観光課						
1	利用料の徴収	いなべ市農業公園に関する条例	第9条		134		135
2	利用許可の取消し等	いなべ市青川峡キャンピングパーク条例	第9条		138		136
3	原状回復命令	いなべ市青川峡キャンピングパーク条例	第15条		140		137
4	退去命令	いなべ市青川峡キャンピングパーク条例	第17条第2項		141		138
5	利用許可の取消し等	いなべ市ウッドヘッド阿下喜の設置及び管理 に関する条例	第14条第1項		160		139
6	使用料の徴収	いなべ市ウッドヘッド阿下喜の設置及び管理 に関する条例	第8条		161		140
	原状凹復命节	いなべ市ウッドヘッド阿下喜の設置及び管理 に関する条例	第15条		164		141
8	利用料金及びキャンセル料の徴収	いなべ市青川峡キャンピングパーク条例	第12条		2612		142
	利用料金の徴収	いなべ市藤原岳駐車場条例	第8条		2820		143
O	建設部 管理課						
1	監督処分	いなべ市法定外公共物管理条例	第15条		171		144
2	使用料等の徴収	いなべ市法定外公共物管理条例	第17条		172		145
3	過料	いなべ市法定外公共物管理条例	第23条		175		147
4	監督処分	いなべ市都市公園条例	第14条(第18条において準 用する場合を含む。)		183		148
5	過料	いなべ市都市公園条例	第33条		184		149
6	道路占有料の徴収	いなべ市道路占用料等徴収条例	第2条		2613		151
7	流水占有料等の徴収	いなべ市流水占用料等徴収条例	第2条		2614		154
8	延滞金の徴収	いなべ市道路占用料等徴収条例	第6条		2615		157
9	延滞金の徴収	いなべ市流水占用料等徴収条例	第6条		2616		158
0 7	K道部 水道総務課						
4	指定工事店の指定取消し又は一時 停止	いなべ市下水道条例	第14条第1項		189		159
2	使用料の徴収(いなべ市農業集落 排水処理施設条例第12条において 準用する場合を含む。)	いなべ市下水道条例	第25条		192		160
	手数料の徴収(いなべ市農業集落 排水処理施設条例第12条において 準用する場合を含む。)	いなべ市下水道条例	第36条		198		162
٦.	下水道使用料に係る督促及び督 促手数料の徴収(いなべ市農業集 落排水処理施設条例第12条にお いて準用する場合を含む。)	いなべ市下水道条例	第25条の9	【関連部署】 水道総務課	201		163

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	備考	処分ID (条例適用)	県特例条例根拠	個票
5	手数料の徴収	いなべ市給水条例	第34条第1項		210		164
6	加入金の徴収	いなべ市給水条例	第35条		211		165
7	工事負担金の徴収	いなべ市給水条例	第36条		212		166
8	過料	いなべ市給水条例	第44条及び第45条		214		167
9	指定の取消し	いなべ市指定給水装置工事事業者規程	第8条		216		170
10	指定の停止	いなべ市指定給水装置工事事業者規程	第9条		217		174
11	建設工事又は変更の一時停止命 令	いなべ市水道水源保護条例	第7条第2項		218		178
12	中止命令等	いなべ市水道水源保護条例	第9条		219		179
13	水源の水質保全するための命令	いなべ市水道水源保護条例	第11条		220		180
14	改善命令	いなべ市水道水源保護条例	第13条		221		181
15	施設の使用及び排出水の排出の 一時停止命令	いなべ市水道水源保護条例	第14条		222		185
0 7	K道部 下水道課						
1	下水道事業工事負担金の徴収	いなべ市下水道条例	第3条第3項		186		186
2	排除の停止等(いなべ市農業集落 排水処理施設条例第12条において 準用する場合を含む。)	いなべ市下水道条例	第22条		191		187
3	改善命令(いなべ市農業集落排水 処理施設条例第12条において準用 する場合を含む。)	いなべ市下水道条例	第26条		193		188
	占用許可の取消し等(いなべ市農業集落排水処理施設条例第12条において準用する場合を含む。)	いなべ市下水道条例	第33条		196		189
	原状回復命令(いなべ市農業集落 排水処理施設条例第12条において 準用する場合を含む。)	いなべ市下水道条例	第34条		197		190
6	過料(いなべ市農業集落排水処理 施設条例第12条において準用する 場合を含む。)	いなべ市下水道条例	第38条及び第39条		199		191
	負担金の賦課(いなべ市農業集落 排水事業負担金徴収条例第6条に おいて準用する場合を含む。)	いなべ市下水道事業受益者負担に関する条 例	第5条及び第6条		204		192
0	負担金徴収条例第6条において準 用する場合を含む。)	いなべ市下水道事業受益者負担に関する条 例	第10条	【関連部署】 水道総務課	207		193
9	徴収猶予の取消し(いなべ市農業 集落排水事業負担金徴収条例第6 条において準用する場合を含む。)	いなべ市下水道事業受益者負担に関する条 例施行規則	第9条第1項	【関連部署】 水道総務課	208		194

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	備考	処分ID (条例適用)	県特例条例根拠	個票
10	例第6条において準用する場合を 含む。)	いなべ市下水道事業受益者負担に関する条 例施行規則	第11条		209		195
	排水設備等の計画の確認(変更確認を含む。)(いなべ市農業集落排水処理施設条例第12条において準用する場合を含む。)の取消し		第6条第3項		2620		196
◎	教育委員会事務局 教育総 ₮	答課					
1	退場命令	いなべ市教育委員会会議傍聴人規則	第5条	【関連部署】 教育部	28		197
2	利用許可の取消し等	いなべ市学校施設の利用に関する条例	第4条第1項	【関連部署】 教育部	66		198
3	使用料の徴収	いなべ市学校施設の利用に関する条例	第5条	【関連部署】 教育部	67		199
	原状回復命令	いなべ市学校施設の利用に関する条例	第8条	【関連部署】 教育部	70		200
	教育委員会事務局 学校教育	育課					
	認定の取消し等	いなべ市就学援助費支給条例	第11条		2821		201
②	教育委員会事務局 生涯学	望課	•	•			
1	公民館利用許可の取消し等	いなべ市公民館条例	第6条第1項		32		202
2	公民館使用料の徴収	いなべ市公民館条例	第7条		33		203
3	公民館施設等の原状回復命令	いなべ市公民館条例	第11条		36		206
4	図書館の利用の中止等	いなべ市図書館条例	第5条		37		207
5	文化施設利用許可の取消し等	いなべ市文化施設条例	第8条第1項		41		208
6	文化施設使用料の徴収	いなべ市文化施設条例	第9条		42		209
7	文化施設の原状回復命令	いなべ市文化施設条例	第12条		45		214
8	文化資料保存施設の原状回復命 令	いなべ市文化資料保存施設条例	第8条		49		215
9	体育施設利用許可の取消し等	いなべ市体育施設条例	第8条		55		216
10	体育施設使用料の徴収	いなべ市体育施設条例	第9条		56		217
	体育施設原状回復命令	いなべ市体育施設条例	第12条		59		219
12	市指定有形文化財の現状変更等 の許可の取消し等	いなべ市文化財保護条例	第16条第4項		72		220
13	市指定史跡名勝天然記念物の現 状変更等の許可の取消し等(第16 条第4項の準用)	いなべ市文化財保護条例	第39条第3項		75		221
14	図書館資料の貸出停止等	いなべ市図書館条例施行規則	第8条		224		222
15	県指定史跡名勝天然記念物の現 状変更等の許可の取消し及び停止 命令	三重県文化財保護条例	第39条第3項	三重県の事務処理の特例 に関する条例	1006	0	223

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	備考	処分ID (条例適用)	県特例条例根拠	個票
16		いなべ市施設予約システムの利用に関する 規則	第11条		2550		224
17	温水プール利用許可の取消し等	いなべ市温水プール条例	第9条		3604		225
18	温水プール使用料の徴収	いなべ市温水プール条例	第10条第1項		3605		226
		いなべ市温水プール条例	第13条		3606		227
	養会事務局						
1	過料処分	いなべ市議会の個人情報の保護に関する 条例	第57条		3504		228

担当部署: 企画部 広報秘書課

処分の概要	閲覧の中止等
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市長の資産等の公開に関する規則 第10条第5項
例 規 番 号	平成 15 年 規則第 4 号

【根拠条文】

(報告書の閲覧)

- 第10条 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧は、当該報告書を作成すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる。
- 2 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧は、いなべ市長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。
- 3 報告書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。
- 4 報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 5 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧に関し必要な事項は、いなべ市長が定める。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

担当部署: 企画部 財政課

処分の概要	分担金の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市分担金徴収条例 第2条
例 規 番 号	平成 17 年 条例第 10 号

【根拠条文】

(分担金の徴収)

第2条 分担金は、特に利益を受ける者から、受益の限度において徴収するものとし、事業の種類 及びその額は<u>別表</u>のとおりとする。

分担金を徴収する事業	分担金の額
鳥獣害防止対策事業	事業に要する費用の10分の2以内の額
農業用施設整備事業	事業に要する費用の10分の2以内の額
農地及び農業用施設災害復旧事業	事業に要する費用の10分の2以内の額
林道整備事業	事業に要する費用の10分の2以内の額
林業施設災害復旧事業	事業に要する費用の10分の2以内の額
急傾斜地崩壊対策事業	事業に要する費用の10分の2以内の額

【基準】

根拠条文に同じ。

分担金の徴収について、条例その他別に定めがある場合は、その規定に基づくものとする。

備考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日
-------	-----------------	---------	-----------------

担当部署: 企画部 財政課

処分の概要	手数料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市手数料徴収条例 第2条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 51 号

【根拠条文】

(種類及び金額)

- 第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。
 - (1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料 1通につき 450円(いなべ市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成25年いなべ市条例第25号)第2条に規定する多機能端末機(以下この項において「多機能端末機」という。」)による場合にあっては、250円)
 - (2) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料 証明事項1件につき 350円
 - (3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)手数料 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円
 - (4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付手数料 1通につき 750円
 - (5) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料 証明事項1件につき 450円
 - (6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)手数料 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円
 - (7) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料 1通につき 350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)
 - (8) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料 書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき 350円
 - (9) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項の規定(同法第73条第2項)において準用する場合を含む。)に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する臨時運行許可申請手数料 1 両につき 750円

- (10) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ又は第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る優良宅地造成認定申請手数料
 - ア 宅地造成の面積が0.1~クタール未満のとき 1件につき 8万6,000円
 - イ 宅地造成の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 1件につき 13万円
 - ウ 宅地造成の面積が0.3~クタール以上0.6~クタール未満のとき 1件につき 19万円
 - エ 宅地造成の面積が0.6~クタール以上1~クタール未満のとき 1件につき 26万円
 - オ 宅地造成の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 1件につき 39万円
 - カ 宅地造成の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 1件につき 51万円
 - キ 宅地造成の面積が6~クタール以上10~クタール未満のとき 1件につき 66万円
 - ク 宅地造成の面積が10ヘクタール以上のとき 1件につき 87万円
- (11) 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号二、第62条の3第4項第15号二、第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る優良住宅新築認定申請手数料
 - ア 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき 1件につき 6,200円
 - イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき 1件に つき 8,600円
 - ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき 1件 につき 1万3,000円
 - エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のとき 1件 につき 3万5,000円
 - オ 新築住宅の床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のとき 1件 につき 4万3,000円
 - カ 新築住宅の床面積の合計が5万平方メートルを超えるとき 1件につき 5万8,000円
- (12) 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得した家屋がこれらの規定に該当するものであることについての証明の申請に対する審査に係る住宅用家屋証明申請手数料 1件につき 1,300円
- (13) 狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号) 第4条第2項の規定に基づく犬の登録手数料 1 頭につき 3,000円
- (14) 狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料 1頭 につき 550円
- (15) 狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付手数料 1,600円
- (16) 狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料 340 円
- (17) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第19条の規 定に基づく鳥獣の飼養の登録票の交付又はその更新若しくは再交付手数料 3,400円
- (18) 納税に関する証明手数料 1件につき 300円(多機能端末機による場合にあっては、150円)
- (19) 動産不動産に関する証明手数料 1件につき 300円
- (20) 資産に関する証明手数料 1件につき 300円
- (21) 鉱業に関する証明手数料 1件につき 300円
- (22) 営業に関する証明手数料 1件につき 300円
- (23) 法人に関する証明手数料 1件につき 300円
- (24) 地縁団体に関する証明手数料 1件につき 300円
- (25) 住民票及び戸籍の附票に関する証明手数料 1件につき 300円 (多機能端末機による場合にあっては、150円)
- (26) 住民票の閲覧手数料 1世帯につき 300円
- (27) 本籍、住所、居住に関する証明手数料 1件につき 300円
- (28) 身分、氏名、年齢に関する証明手数料 1件につき 300円
- (29) 身元に関する証明手数料 1件につき 300円
- (30) 経歴に関する証明手数料 1件つき 300円
- (31) 在学、修学に関する証明手数料 1件につき 300円
- (32) 破産に関する証明手数料 1件につき 300円

- (33) ほう章に関する証明手数料 1件につき 300円
- (34) 生存不在失そうに関する証明手数料 1件につき 300円
- (35) 出生、死亡、死産、結婚、相続に関する証明手数料 1件につき 300円
- (36) 家族、親族に関する証明手数料 1件につき 300円
- (37) 親権者、未成年後見人に関する証明手数料 1件につき 300円
- (38) 扶養に関する証明手数料 1件につき 300円
- (39) 諸資格に関する証明手数料 1件につき 300円
- (40) 所得に関する証明手数料 1件につき 300円(多機能端末機による場合にあっては、150円)
- (41) 財産管理人、破産管財人に関する証明手数料 1件につき 300円
- (42) 納税管理人に関する証明手数料 1件につき 300円
- (43) 種痘に関する証明手数料 1件につき 300円
- (44) 旅行に関する証明手数料 1件につき 300円
- (45) 印鑑に関する証明手数料 1件につき 300円(多機能端末機による場合にあっては、150円)
- (46) 印鑑登録カードの再交付手数料 1件につき 300円
- (47) 里程に関する証明手数料 1件につき 300円
- (48) 埋火葬に関する証明手数料 1件につき 300円
- (49) 土地その他の被害に関する証明手数料 1件につき 300円
- (50) 漂流物、沈没品に関する証明手数料 1件につき 300円
- (51) 農業委員会が行う証明手数料 筆数にかかわらず1通につき 300円
- (52) 農家台帳の閲覧手数料 1件につき 300円
- (53) 農地台帳の閲覧手数料 1件につき 300円
- (54) 農地台帳記録事項要約書の交付手数料 1 通につき 300円
- (55) 文書受理に関する証明手数料 1件につき 300円
- (56) 公簿、公文書、図面に関する証明手数料 1件につき 300円
- (57) 公簿、公文書、図面の閲覧照合手数料 1件につき 300円
- 2 土地は、1筆ごとに表示した場合には、5筆までを1件とし、6筆以上1筆を増すごとに60円 を加える。
- 3 建物は、1棟ごとに表示した場合には、3棟までを1件とし、4棟以上1棟を増すごとに100円を加える。
- 4 図面は1枚、文書は1事件につき1件とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日

担当部署: 企画部 財政課

処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市手数料徴収条例 第 10 条及び第 11 条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 51 号

【根拠条文】

(過料)

- 第10条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れたものには、その徴収を免れた金額の 5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過 料に処する。
- 2 前項に定めるもののほか、手数料の徴収に関する手続に違反したものには、5万円以下の過料に 如する。
- 第11条 前条の過料の額は、その情状によって市長が定める。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

担当部署: 企画部 財政課

処分の概要	延滞金の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市税外収入金に係る督促手続及び延滞金徴収条例 第3条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 52 号

【根拠条文】

(延滞金)

- 第3条 前条の規定により発した督促状に指定した期限までに税外収入金を完納しないときは、納期限の翌日から税外収入金完納の日までの日数に応じ、当該税外収入金額が100円以上であるときは100円(100円未満の端数があるときは切り捨てる。)について年14.6パーセント(督促状を発する前の期間及び督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。
- 2 延滞金の確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数を、延滞金の確定金額が10円未満であるときは、その全額を切り捨てる。

第2条の規定

(督促状の発付)

- 第2条 税外収入金を納期限までに完納しない者があるときは、市長は、納付の期限を指定して督 促状を発しなければならない。
- 2 前項の督促状により指定すべき納付の期限は、督促状発付の日から起算して15日を超えてはならない。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

2 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

【基準】

根拠条文及び附則の規定に同じ。

備考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和5年4月1日

担当部署: 企画部 法務課

処分の概要	手数料の徴収			
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料を定める条例 第40条			
例 規 番 号	平成 28 年 条例第 2 号			

【根拠条文】

(手数料の額)

第2条 手数料の額は、別表に定める額とする。

別表 (第2条関係)

	大仏の士法	光片	or /\	佐古
対象	交付の方法	単位	区分	額
文書又は図画	文書又は図画を複写機	用紙1枚(日本工業規格A列3番	白黒	10円
	により用紙の片面又は	(以下「A3判」という。)を超	カラー	40円
	両面に白黒又はカラー	える大きさの用紙について		
	で複写したものの交付	は、A3判に換算した枚数とし		
		て算定し、両面に複写した場		
		合にあっては、片面を1枚とし		
		て算定する。)につき		
電磁的記録	電磁的記録を用紙の片	用紙1枚(A3判を超える大きさ	白黒	10円
	面又は両面に白黒又は	の用紙については、A3判に換	カラー	40円
	カラーで出力したもの	算した枚数として算定し、両		
	の交付	面に出力した場合にあって		
		は、片面を1枚として算定す		
		る。)につき		

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日
-------	-----------------	---------	----------

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	違反事項の是正命令又は許可の取消し
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市庁舎管理規則 第11条第2項
例 規 番 号	平成 15 年 規則第 3 号

【根拠条文】

(許可条件等)

- 第11条 市長は、前条の申請に対し許可を与える場合において必要があると認めるときは、条件を付し、又は使用者の守るべき事項を指示することができる。
- 2 市長は、前項の条件若しくは指示に違反した者に対しては、違反事項の是正を命じ、又は許可を取り消すことができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日

備考			

1

平成 19 年 4 月 1 日

最終変更年月日

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	退去命令
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市庁舎管理規則 第12条
例 規 番 号	平成 15 年 規則第 3 号

【根拠条文】

(立入りの制限、禁止又は退去)

- 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、庁舎に立ち入ることを制限あるいは禁止し、必要に応じて退去を命ずることができる。
 - (1) 正当な理由がなく、危険物を庁舎内に持ち込もうとする者
 - (2) 粗野若しくは乱暴な言動で他人に迷惑をおよぼし、又は庁舎の施設若しくは設備を破損又は汚損するおそれのある者
 - (3) 放歌、高唱し、若しくはねり歩く等の行為をし、又はこれらの行為をしようとする者
 - (4) 座り込みその他通行の妨害となるような行為をし、又はしようとする者
 - (5) 職員等に面会を強要する者
 - (6) 正当な理由がなく退庁時刻を過ぎても庁舎内にいる者
 - (7) 庁舎に用務がないにもかかわらず駐車する者
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、庁舎内の秩序の維持若しくは災害の防止に支障をきたすような行為をし、又はこれをしようとする者

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

1

担当部署: 総務部 管財課

処	分の概	要	使用料の徴収
例根	規 拠 条	名項	いなべ市行政財産の使用料に関する条例 第2条及び第3条
例	規 番	号	平成 15 年 条例第 50 号

【根拠条文】

(使用料の額)

- 第2条 使用料の額は、次の各号に定める算式により計算して得た額(その額に100円未満の端数が 生じたときは、その端数金額を切り上げる。)とする。
 - (1) 土地の使用料の算式

使用する土地の1平方メートル当たりの価格×(4/100)×(使用許可面積×使用許可日数/365)

- (2) 建物の使用料の算式
- (使用する建物の1平方メートル当たりの価格×(8/100)×使用許可面積+当該建物の建て面積に係る土地の年額使用料に相当する額×(当該建物のうち使用許可面積/当該建物の延べ面積))× (使用許可日数/365)
- 2 電柱、管線類等の設置その他前項の規定によることが不適当と認められる場合は、市長が定める額とする。

(負担すべき必要経費)

- 第3条 使用者が負担すべき必要経費は、次に掲げるとおり(それぞれ消費税額及び地方消費税額を含む。)とし、前条の使用料の額に加算して徴収することができる。
 - (1) 電気料金
 - (2) 水道及びガス料金
 - (3) その他管理上必要と認める経費

【基準】

根拠条文に同じ。

(使用料の納付期限)

第4条 使用料は、毎年これを前納しなければならない。この場合において、市長は、特別の理由 があると認めるときは、数回又は月単位に分けて納付させることができる。

(使用料の徴収猶予及び減免等)

- 第5条 市長は、使用料について、公益上特に必要があると認めるときは、その納付を猶予し、又 はその減免をすることができる。
- 2 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りではない。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

担当部署: 総務部 管財課

処:	分の概	要	指定の取消し等
例根	規 拠 条	名項	いなべ市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 第11条第1項
例	規 番	号	平成 17 年 条例第 15 号

【根拠条文】

(指定の取消し等)

第11条 市長等は、指定管理者が<u>前条の報告の求め</u>に応じないとき、又は指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者が管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

前条の報告の求め

(業務報告の聴取等)

第10条 市長等は、施設の管理の適正を期するため、必要に応じ、指定管理者に施設の管理の業務 及び経理の状況に係る報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

【基準】

- (1) 指定管理者が業務に際し不正行為があったとき。
- (2) 指定管理者が市に対して虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (3) 指定管理者が協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (4) 指定管理者が解散したとき。
- (5) 財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難であるとき。
- (6) 関係法令、市条例又は規則に違反したとき。
- (7) その他、指定管理者が管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要		既要	原状回復命令	
例 根	規 拠 条	名項	いなべ市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 第12条	
例	規 番	号	平成 17 年 条例第 15 号	

【根拠条文】

(原状回復)

第12条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、管理する施設の建物、附属設備又は物品(以下「建物等」という。)を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長等がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設 定 年 月 日 平成 19 年 4 月 1 日 最終変更年 .	18
-------------------------------------------------	----

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要 いなべ市シビックコア棟研修室の使用許可の取消し	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市シビックコア棟研修室管理規則 第5条
例 規 番 号	平成 31 年 規則第 14 号

【根拠条文】

(使用許可の取消し等)

- 第5条 市長は、前条の条件又は指示に違反した者に対して、違反事項の是正を命じ、又は許可を 取り消すことができる。
- 2 市長は前項の規定にかかわらず、市の事務又は事業に必要となる場合は、許可を取り消すことができる。

【基準】

いなべ市シビックコア棟研修室使用許可の取消しの基準は、次のとおりとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) シビックコア棟を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 使用しようとする者が、いなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成28年いなべ市告示第119号)別表第2に規定する要件に該当すると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、シビックコア棟の管理上支障があると認められるとき。

設定年月日	平成 31 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	いなべ市シビックコア棟研修室の使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市シビックコア棟研修室管理規則 第7条
例 規 番 号	平成 31 年 規則第 14 号

【根拠条文】

(使用料の納付)

第7条 使用者は、第4条又は前条に規定する許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

別表 (第7条関係)

(1) 研修室使用料

単位:円/時間

名称	定員	使用料
研修室1	63 人	600
研修室 2	45 人	400
研修室3	45 人	400
研修室4	45 人	400
研修室 5	24 人	300

備考

- 1 研修室2と研修室3の間及び研修室3と研修室4の間の間仕切りを取外し、一部屋として使用することができる。
- 2 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。
- (2) 研修室附属設備、器具等使用料

単位:円/回

区分		使用料
研修室 1~4	音響設備	200
	手動式スクリーン	200
研修室1	天吊式プロジェクター	800

備考 特別な舞台、照明及び音響の設置及び操作に必要な人件費は研修室使用者の負担とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 31 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和3年4月1日

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	いなべ市シビックコア棟研修室の原状回復命令	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市シビックコア棟研修室管理規則 第 14 条	
例 規 番 号	平成 31 年 規則第 14 号	

【根拠条文】

(原状回復の義務及び点検)

第 14 条 使用者は、研修室の使用が終わったとき、又は使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復し、速やかにその旨を係員に届出て、点検を受けなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設 定 年 月 日 平成 31 年 4 月 1 日	最終変更年月日
----------------------------------	---------

担当部署: 総務部 契約監理課

処分の概要	履行遅延に対する損害金の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市契約規則 第44条
例 規 番 号	平成 22 年 規則第 16 号

【根拠条文】

(履行遅延に対する損害金)

- 第44条 市長は、契約者がその責めに帰すべき理由により債務の履行を遅延したときは、履行遅延による損害賠償について特約した場合を除き、遅延日数に応じ、契約金額に当該契約締結の日における国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項に規定する財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率を乗じた額を損害金として徴収するものとする。
- 2 前項の損害金は、契約に基づく対価から控除して充当するものとし、控除する額に満たない場合は、当該不足する額を追徴しなければならない。この場合において、契約者に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 前2項の規定は、契約者が第38条に規定する検査に合格しないため、その修補、改造又は取替若しくは補充を命じられ、市長の定める期間内に履行しないときに準用する。

国の債権の管理等に関する法律施行令

(延納利息の率)

第29条 <u>法第26条第1項</u>の規定により付する延納利息の率は、財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率(以下この条において「財務大臣の定める率」という。)によるものとする。ただし、履行延期の特約等をする事情を参酌すれば不当に又は著しく負担の増加をもたらすこととなり、財務大臣の定める率によることが著しく不適当である場合は、当該財務大臣の定める率を下回る率によることができる。

国の債権の管理等に関する法律

(履行延期の特約等に係る措置)

第26条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について履行延期の特約等をする場合には、政令で定めるところにより、担保を提供させ、かつ、利息を附するものとする。ただし、<u>第24条第1項第1号</u>に該当する場合、当該債権が<u>第33条第3項</u>に規定する債権に該当する場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、担保の提供を免除し、又は利息を附さないことができる。

(履行延期の特約等をすることができる場合)

- 第24条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権(国税徴収又は国税滞納処分の例によって徴収する債権その他政令で定める債権を除く。)について、他の法律に基く場合のほか、次の各号の一に該当する場合に限り、政令で定めるところにより、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。
- 1 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

第33条第3項

(延滞金に関する特則)

国が設置する教育施設の授業料に係る債権その他政令で定める国の債権及びこれらに係る延滞 金については、弁済金額の合計額が当該債権の金額の全部に相当する金額に達することとなった場 合には、政令で定めるところにより、その時までに付される延滞金の額に相当する金額の全部又は 一部を免除することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日 平成 25 年 4 月 1 日 **最終変更年月日** 令和 2 年 4 月 1 日

2

担当部署: 都市整備部 住宅課

処	分の概	要	使用料の徴収
例相	規 拠 条	名質	いなべ市営住宅管理条例 第44条
-			平成 15 年 条例第 125 号

【根拠条文】

(使用料)

- 第44条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が別に定める額の使用料を支払わなければならない。
- 2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において公営住宅を現に使用する者から徴収することとなる 家賃相当額の合計は、前項の規定による<u>規則</u>で定める額を超えてはならない。

【基準】

いなべ市営住宅管理条例施行規則

(社会福祉法人等が使用する場合の使用料)

第26条 条例第44条に規定する使用料の額は、収入が<u>令第2条</u>に規定する額である入居者の家賃の 額と同額とする。

公営住宅法施行令

(家賃の算定方法)

- 第2条 公営住宅法(以下「法」という。)第16条第1項本文の規定による公営住宅の毎月の家賃は、 家賃算定基礎額に次に掲げる数値を乗じた額(当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあっては、近傍同種の住宅の家賃の額)とする。
 - 1 公営住宅の存する市町村の立地条件の偏差を表すものとして地価公示法(昭和44年法律第49号)第8条に規定する公示価格その他の土地の価格を勘案して0.7以上1.6以下で国土交通大臣が市町村ごとに定める数値のうち、当該公営住宅の存する市町村に係るもの
 - 2 当該公営住宅(その公営住宅が共同住宅である場合にあっては、当該公営住宅の共用部分以外の部分に限る。)の床面積の合計を65平方メートルで除した数値
 - 3 公営住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて一以下で国土交通大臣が定める数値のうち、当該公営住宅に係るもの
 - 4 事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備その他の当該 公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案してイに掲げる数値以上ロに掲げる数値以 下で定める数値

イ 0.5

- ロ 次に掲げる数値のうち、いずれか小さい数値
 - (1) 1.3
 - (2) 1.6を第一号に掲げる数値で除した数値
- 2 前項の家賃算定基礎額は、次の表の上欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同表の 下欄に定める額とする。

入居者の収入	額
104,000 円以下の場合	34,400 円
104,000 円を超え 123,000 円以下の場合	39,700 円
123,000 円を超え 139,000 円以下の場合	45, 400 円
139,000 円を超え 158,000 円以下の場合	51, 200 円
158,000 円を超え 186,000 円以下の場合	58, 500 円
186,000 円を超え 214,000 円以下の場合	67,500円
214,000 円を超え 259,000 円以下の場合	79,000 円
259,000 円を超える場合	91,000円

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 4 月 1 日
	1 /3/2 10 1 /3 1	W	1 /2/21 1 /3 1

担当部署: 都市整備部 住宅課

処分の概要	使用許可の取消し
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市営住宅管理条例 第48条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 125 号

【根拠条文】

(使用許可の取消し)

第48条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市営住宅の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めたとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

担当部署: 都市整備部 住宅課

処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市営住宅管理条例 第 54 条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 125 号

【根拠条文】

第54条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

1

21

担当部署: 都市整備部 住宅課

処分の概要	市営住宅の賃料及び敷金の徴収(変更を含む。)	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市営住宅管理条例 第 14、16、17、19 条	
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 125 号	

【根拠条文】

(家賃の決定)

- 第14条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された収入(同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第28条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第4項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第35条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないとき、又は入居者が暴力団員であると判明したとき(同居者が暴力団員であると判明した場合も含む。)は、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。
- 2 改良住宅及び更新住宅の毎月の家賃は、要領第4第1項に規定する算出方法の例により算出した 額を限度として、規則で定める。ただし、公営住宅の家賃との均衡上必要があると市長が認めた 場合は、要領の規定の範囲内において、毎年度、公営住宅の家賃と同様に入居者の収入及び当該 改良住宅及び更新住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じた額を設定 することができる。
- 3 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定めるものとする。
- 4 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、<u>令第3条</u>に規定する方法により算出した額とする。

(家賃の納付)

- 第16条 家賃は、入居指定日から市営住宅を明け渡した日(<u>第32条第1項又は第36条第1項</u>の 規定により市営住宅の明渡し請求があったときは明渡しの期限として指定した日又は明け渡し た日のいずれか早い日、第41条第1項の規定により市営住宅の明渡し請求があったときは明渡 しの請求のあった日)までの期間について徴収する。
- 2 家賃は、毎月末日までに納付しなければならない。ただし、次項に規定する家賃については、 市長の指定する日までに納付しなければならない。
- 3 入居者が新たに市営住宅に入居した場合又は市営住宅を明け渡した場合において、その月の使 用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。
- 4 入居者が<u>第40条</u>に規定する手続を経ないで市営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(敷金)

- 第17条 市長は、入居者から入居時における家賃の3月分に相当する額の敷金を徴収するものとする。
- 2 前項の敷金は、入居者が市営住宅を明け渡したときに還付する。ただし、未納の家賃、損害賠償金その他入居者の費用負担義務額が存在するときには、当該債務の額を明示した上で、敷金の額からこれを控除した額を還付する。
- 3 敷金には利子を付けない。

(家賃及び敷金の変更等)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、改良住宅及び更新住宅の家賃(敷金を含む。以下この条について同じ。)を変更し、又は第14条第2項の規定にかかわらず家賃を別

に定めることができる。

- (1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めたとき。
- (2) 市営住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 改良住宅及び更新住宅について改良を施したとき。
- 2 市長は、前項の規定により、要領第4第1項に規定する月割額(要領第4第4項に規定する月割額と 異なる場合においては、当該月割額)の限度を超えて家賃を変更し、又は別に定めようとすると きは、あらかじめ公聴会を開いて利害関係人及び学識経験者のある者の意見を聴いたうえで行わ なければならない。

いなべ市営住宅管理条例第28条

(収入超過者等に関する設定)

- 第28条 市長は、毎年度、次の各号に掲げる市営住宅の入居者が当該市営住宅に引き続き3年以上市営住宅に入居している場合において、第15条第2項の規定により認定した当該入居者の収入が当該各号に掲げる金額を超えるときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知する。
- (1) 公営住宅 第6条第1項第4号ア、イ又はウに掲げる場合に応じて、それぞれ同号ア、イ又は ウに掲げる金額
- (2) 改良住宅及び更新住宅 第6条第1項第4号アに掲げる場合にあっては、住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号。以下「改良令」という。)第12条後段に規定する法第23条第2号イに掲げる場合に係る読み替え後の金額、第6条第1項第4号ウに掲げる場合にあっては、改良令第12条後段に規定する法第23条第2号ハに掲げる場合に係る読み替え後の金額
- 2 市長は、引き続き5年以上市営住宅に入居している入居者の収入の額が最近2年間引き続き令 第9条に規定する金額を超えると認めるときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その 旨を通知する。ただし、大安町小集落改良住宅管理条例(昭和48年大安町条例第3号)の規定に より入居した者は、この限りでない。
- 3 入居者は、前2項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この 場合において、市長は、意見の内容を審査し、必要があると認めるときは、当該認定を更正す るものとする。

公営住宅法施行令第2条第1項第4号

4 事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備その他の当該 公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案してイに掲げる数値以上口に掲げる数値以 下で定める数値

イ 0.5

- ロ 次に掲げる数値のうち、いずれか小さい数値
 - (1) 1.3
 - (2) 1.6を第一号に掲げる数値で除した数値
- 2 前項の家賃算定基礎額は、次の表の上欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

入居者の収入	額
104,000 円以下の場合	34, 400 円
104,000 円を超え 123,000 円以下の場合	39,700 円
123,000 円を超え 139,000 円以下の場合	45, 400 円
139,000 円を超え 158,000 円以下の場合	51,200円
158,000 円を超え 186,000 円以下の場合	58,500円
186,000 円を超え 214,000 円以下の場合	67,500円
214,000 円を超え 259,000 円以下の場合	79,000 円
259, 000 円を超える場合	91,100円

公営住宅法施行令第3条

(近傍同種の住宅の家賃の算定方法)

- 第3条 法第16条第2項の規定による近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅(その敷地を含む。)の複成価格(当該住宅の推定再建築費の額から経過年数に応じた減価額を除いた額をして国土交通省令で定める方法で算出した価格及びその敷地の時価をいう。第12条第1項において同じ。)に国土交通大臣が定める1年当たりの利回りを乗じた額、償却費、修繕費、管理事務費、損害保険料、貸倒れ及び空家による損失を埋めるための国土交通省令で定める方法で算出した引当金並びに公課の合計を12で除した額とする。
- 2 前項の償却額は、近傍同種の住宅の建設に要した費用の額から国土交通省令で定める方法で 算出した残存価格を控除した額を次の表の上欄各項に定める住宅の区分に応じてそれぞれ下 欄各項に定める期間で除した額とする。

住宅	期間
耐火構造の住宅	70年
準耐火構造の住宅	45年
木造の住宅(耐火構造の住宅及び準耐火構造の住宅	30年
を除く。以下この条及び第十三条第一項において同	
じ。)	

3 第1項の修繕費及び管理事務費は、次の表の上段各項に定める住宅について国土交通省令で 定める方法で算出した推定再建築費の額に、修繕費にあっては中欄各項に定める率を、管理事 務費にあっては下欄各項に定める率をそれぞれ乗じた年額とする。

住 宅	修繕費の乗率	管理事務費の乗率
耐火構造の住宅	100分の1.2	100分の0.15
準耐火構造の住宅	100分の1.5	100分の0.2
木造の住宅	100分の2.2	100分の0.31

4 第1項の損害保険料は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2の規定により、事業 主体である地方公共団体の利益を代表する全国的な公益的法人が行う火災による損害に対す る相互救済事業の負担率により算出した額の範囲内で定める年額とする。

いなべ市営住宅管理条例第14条第2項

(家賃の決定)

第14条

2 改良住宅及び更新住宅の毎月の家賃は、<u>要領第4第1項</u>に規定する算出方法の例により算出した額を限度として、規則で定める。ただし、公営住宅の家賃との均衡上必要があると市長が認めた場合は、要領の規定の範囲内において、毎年度、公営住宅の家賃と同様に入居者の収入及び当該改良住宅及び更新住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じた額を設定することができる。

改良住宅等管理要領第4第1項

1 改良住宅等の家賃は、次に定めるところにより、当該改良住宅等の工事費(当該費用のうち国の補助若しくは無利子貸付又は都道府県の補助に係る部分を除く。)を期間30年以上利率年6パーセントで毎年元利均等に償却するものとして算出した額に修繕費、管理事務費、損害保険料及び地代に相当する額を加えたものの月割額を限度として、施行者が定める。

3

一 償却の期間は次の表に定めるとおりにする。

住 宅	償却の期間
耐火構造の住宅	70年
準耐火構造の住宅	45年

木造の住宅(耐火構造及び準耐火構造を除く)

30年

ただし、公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成5年6月23日政令第209号)の 適用を受ける前の、簡易耐火構造の住宅で2階建のもの、簡易耐火構造の住宅で平屋建の ものについては、次の表による。

住宅	償却の期間
簡易耐火構造の住宅で2階建のもの	45年
簡易耐火構造の住宅で平家建のもの	30年

二 修繕費及び管理事務費は、次の表に定める住宅の工事費の額に同表に定める率をそれぞれ 乗じた額を年額とする。

住 宅	修繕費の乗率	管理事務費の乗率
耐火構造の住宅	100分の1.2	100分の0.15
準耐火構造の住宅	100分の1.5	100分の0.2
木造の住宅 (耐火構造及び準耐火構造を除く)	100分の2.2	100分の0.31

ただし、公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成5年6月23日政令第209号) の適用を受ける前の、簡易耐火構造の住宅で2階建のもの、簡易耐火構造の住宅で平屋建 のものについては、次の表による。

住宅	修繕費の乗率	管理事務費の乗率
簡易耐火構造の住宅で2階建のもの	100分の1.5	100分の0.2
簡易耐火構造の住宅で平家建のもの	100分の2.2	100分の0.31

- 三 損害保険料は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2の規定により、施行者である地方公共団体の利益を代表する全国的な公益的法人が行う火災による損害に対する相互 救済事業の事業費の負担率により算出した額を超えない額とする。
- 四 地代に相当する額は、次の表の左欄各項に定める区分に応じてそれぞれ中欄各項に定める額からそれぞれ右欄各項に定める額を控除した額を年額とする。

改良住宅等を建設するために	土地取得造成費に100分の6	土地取得造成費の補助額
必要な土地の所有権を所得し	を乗じた額	等に100分の6を乗じた額
た場合 (次項の場合は除く。)		
改良住宅等を建設するために	通常の土地取得費及び宅地	土地取得費有利分及び土地
必要な土地の所有権を国又は	造成費の合計に100分の6を	取得造成費の補助額等の
地方公共団体から通常の条件	乗じた額	合計に100分の6を乗じた
より有利な条件で取得した場		額
合		
改良住宅等の敷地が借地であ	次に揚げる額の合計	次に揚げる額の合計
る場合 (次項の場合を除く。)	1 地代	1 地代の補助等
	2 借地権取得費の償却費	2 借地権取得費の補助額
	3宅地造成費に100分の6を	3 宅地造成費の補助額等
	乗じた額	に100分の6を乗じた額
改良住宅等を建設するために	次に揚げる額の合計	次に揚げる額の合計
必要な土地を国又は地方公共	1 通常の地代	1 地代有利分及び地代の
団体から通常の条件より有利	2 通常の借地権取得費の償	補助額等
な条件で取得した場合	却費	2 借地権取得有利分及び
	3宅地造成費に100分の6を	借地権取得費の補助額
	乗じた額	等の償却費
		3 宅地造成費の補助額等
		に100分の6を乗じた額
	•	

前各項以外の場合	近傍類似の土地の固定資産	宅地造成費の補助額等に	
	税評価額に相当する額と宅	100分の6を乗じた額	
	地造成費の合計額に100分		
	の6を乗じた額		

- 備考 この表において、次の各号に揚げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 土地取得造成費 土地の所有権の取得に要した費用及び宅地造成費の合計額をいう。
- 二 地代 地代の年額をいう。
- 三 通常の土地取得費 土地の所有権を取得したときの通常の条件による土地の所有権の取得に要する費用をいう。
- 四 通常の地代 通常の条件による地代をいう。
- 五 通常の借地権取得費 借地権を取得した時の通常の条件による借地権の取得に要する費用をいう。
- 六 土地取得費有利分 通常の土地取得費から土地の所有権の取得に要した費用を控除 した額をいう。
- 七 地代有利分 通常の地代から地代を控除した額をいう、
- 八 借地権取得費有利分 通常の借地権取得費から借地権取得費を控除した額をいう。
- 九 補助額等 国の補助額若しくは無利子貸付額又は地方公共団体の補助額。
- 十 償却費 第1号の期間の例により利率6パーセントで毎年元利平均等に償却するもの として算出した年額をいう。
- 十一 固定資産評価額 地方税法 (昭和25年法律第226号) 第341条第10号に規定する 土地課税台帳又は同条第11号に規定する土地補充課税台帳に現に登録されている 価格をいう。

いなべ市営住宅管理条例第32条第1項又は第36条第1項

(高額所得者に対する明渡し請求)

第32条 市長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

(建替事業による明渡し請求等)

第36条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、<u>法第38条第1項</u> の規定に基づき、除却しようとする市営住宅の入居者に対して期限を定めて、その明渡しを 請求することができるものとする。

公営住宅法第38条第1項

(公営住宅の明渡しの請求)

第38条 事業主体は、公営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する公営住宅を除却するため必要があると認めるときは、<u>前条第6項</u>(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定による通知をした後、当該公営住宅の入居者に対し、期間を定めて、その明渡しを請求することができる。

公営住宅法第37条第6項、第7項

- 6 事業主体は、第1項の規定による国土交通大臣の承認を得たときは、国土交通省令で定めることにより、当該用途廃止に係る公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅の入居者(その承認があった日における入居者に限る。)に対して、その旨を通知しなければならない。
- 7 前各項の規定は、建替計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。この場合において、該当変更に係る前項の規定による通知は、当該変更により新たに

除却すべき公営住宅となったものの入居者及び除却すべき公営住宅でなくなったものの入居 者にすれば足りる。

いなべ市営住宅管理条例第40条

(住宅の明渡し検査)

第40条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、14日前までに市長に届け出て、市営住宅監理員又は市長の指定する職員の検査を受けなければならない。

(住宅の明渡し請求)

- 第41条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、 入居の決定を取り消し、その市営住宅の明渡しを請求することができる。
 - (1) 不正の行為によって入居したとき。
 - (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
 - (3) 当該市営住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。
 - (4) 正当な理由によらないで、1月以上市営住宅を使用しないとき。
 - (5) 他に住宅を取得し、生活の本拠を移したとき。
 - (6) 第12条、第13条及び第22条から第27条までの規定に違反したとき。
 - (7) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。
 - (8) 暴力団員であると判明したとき(同居者が暴力団員であると判明した場合も含む。)。

備考

設定年月日	平成 26 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 4 月 1 日

6 27

担当部署: 都市整備部 住宅課

処分の概要	要 改良住宅及び更新住宅に係る割増賃料の徴収	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市営住宅管理条例 第31条	
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 125 号	

【根拠条文】

(改良住宅及び更新住宅に係る割増賃料)

- 第31条 改良住宅及び更新住宅の入居者で<u>第28条第1項</u>の規定により収入超過者と認定された入居者は、<u>第14条第2項</u>の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、割増賃料を納付しなければならない。
- 2 前項の割増賃料の額は、第14条第2項本文の規定により定め、又は<u>第19条第1項</u>の規定により変更し、若しくは別に定めた当該改良住宅の家賃に、<u>改良令13条の2の規定</u>によりその例によることとされる公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成8年政令第248号)の規定による<u>改正前の令第6条の2第2項の表第2種公営住宅の項中欄に定める区分</u>に応じそれぞれ下欄に定める倍率を乗じて得た額の範囲内において規則で定める方法によらなければならない。
- 3 第16条及び第18条の規定は、第1項の家賃について準用する。

いなべ市営住宅管理条例第28条第1項

(収入超過者等に関する認定)

- 第28条 市長は、毎年度、次の各号に掲げる市営住宅の入居者が当該市営住宅に引き続き3年以上 市営住宅に入居している場合において、<u>第15条第2項</u>の規定により認定した当該入居者の収入が 当該各号に掲げる金額を超えるときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該 入居者に通知する。
 - (1) 公営住宅 $\underline{\hat{\mathfrak{R}}}$ 第1項第4号 \underline{r} 、イ又はウに掲げる場合に応じて、それぞれ同号r、イ 又はウに掲げる金額
 - (2) 改良住宅及び更新住宅 第6条第1項第4号アに掲げる場合にあっては、住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号。以下「改良令」という。)<u>第12条</u>後段に規定する法第23条第2号 イに掲げる場合に係る読み替え後の金額、第6条第1項第4号ウに掲げる場合あっては、改良令第12条後段に規定する法第23条第2号ハに掲げる場合に係る読み替え後の金額
- 2 市長は、引き続き5年以上市営住宅に入居している入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第 9条に規定する金額を超えると認めるときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を 通知する。ただし、大安町小集落改良住宅管理条例(昭和48年大安町条例第3号)の規定により入 居した者は、この限りでない。
- 3 入居者は、前2項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この 場合において、市長は、意見の内容を審査し、必要があると認めるときは、当該認定を更正す るものとする。

いなべ市営住宅管理条例第14条第2項

(家賃の決定)

第14条

2 改良住宅及び更新住宅の毎月の家賃は、要領第4第1項に規定する算出方法の例により算出した

額を限度として、規則で定める。ただし、公営住宅の家賃との均衡上必要があると市長が認めた場合は、要領の規定の範囲内において、毎年度、公営住宅の家賃と同様に入居者の収入及び当該改良住宅及び更新住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じた額を設定することができる。

いなべ市営住宅管理条例第19条第1項

(家賃及び敷金の変更等)

- 第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、改良住宅及び更新住宅の家賃(敷金を含む。以下この条について同じ。)を変更し、又は第14条第2項の規定にかかわらず家賃を別に定めることができる。
 - (1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めたとき。
 - (2) 市営住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。
 - (3) 改良住宅及び更新住宅について改良を施したとき。

住宅地区改良法施行令第13条の2

(家賃の決定等)

第13条の2 法第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法 の一部を改正する 法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法(以下この条において「旧公営住宅法」 という。) 第2条第4号の第二種公営住宅に係る旧公営住宅法第12条、第13条及び第21条の2の規定 による家賃及び敷金の決定及び変更並びに収入超過者に対する措置については、公営住宅法施行 令の一部を改正する政令(平成8年政令第248号)による改正前の公営住宅法施行令(以下この条 において「旧公営住宅法施行令」という。)第4条、第4条の4及び第6条の2の規定の例による。こ の場合において、旧公営住宅法施行令第4条第1号の表中「(準耐火構造の住宅」とあるのは「(耐 火構造の住宅及び準耐火構造の住宅」と、旧公営住宅法施行令第4条の4中「建設大臣」とあるの は「国土交通大臣」と、旧公営住宅法施行令第6条の2第1項中「11万5千円」とあるのは「地域の 自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23 年法律第37号) 第32条の規定による改正後の法第23条第1号イに掲げる場合にあつては15万8千円 以下で施行者が条例で定める金額、同号ロに掲げる場合にあつては11万4千円を参酌して15万8千 円以下で施行者が条例で定める金額」と、同条第2項の表第二種公営住宅の項中「11万5千円」と あるのは「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関 する法律第32条の規定による改正後の法第23条第1号イに掲げる場合にあつては15万8千円以下 で施行者が条例で定める金額、同号ロに掲げる場合にあつては11万4千円を参酌して15万8千円以 下で施行者が条例で定める金額」と、「19万8千円」とあるのは「15万8千円」と、「24万5千円」 とあるのは「19万1千円」とする。

いなべ市営住宅管理条例第16条及び第18条

(家賃の納付)

- 第16条 家賃は、入居指定日から市営住宅を明け渡した日(第32条第1項又は第36条第1項の規定により市営住宅の明渡し請求があったときは明渡しの期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項の規定により市営住宅の明渡し請求があったときは明渡しの請求のあった日)までの期間について徴収する。
- 2 家賃は、毎月末日までに納付しなければならない。ただし、次項に規定する家賃については、市長の指定する日までに納付しなければならない。
- 3 入居者が新たに市営住宅に入居した場合又は市営住宅を明け渡した場合において、その月の使 用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。
- 4 入居者が第40条に規定する手続を経ないで市営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわ

らず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(家賃又は敷金の減免及び徴収猶予)

第18条 市長は、入居者又は同居者が、災害、疾病その他特別な事情があることにより、家賃又は 敷金の納付が困難であると認める場合には、家賃又は敷金を減免し、又はその徴収を猶予するこ とができる。

いなべ市営住宅管理条例第15条第2項

(収入の申告等)

- 第15条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

いなべ市営住宅管理条例第6条

(入居の資格)

- 第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者(次条第2項において「老人等」という。)にあっては第2号から第7号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあっては第5号及び第7号)の条件を具備する者でなければならない。
 - (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。
 - (2) 現にいなべ市内に住所又は勤務場所を有すること。
 - (3) 過去において市営住宅に入居していた者にあっては、当該住宅の家賃を滞納していないこと。
 - (4) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。
 - ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして次 に掲げるもののいずれかである場合 25万9,000円
 - (ア) 入居者又は同居者に第5項第2号(同号イに該当する者にあっては、1級又は2級に該当する者に限る。)から第4号まで、第6号又は第7号の規定に該当する者がある場合
 - (イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
 - (ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

住宅地区改良法施行令第12条

(公営住宅法に基づく政令の準用)

第12条 法第29条第1項の規定により公営住宅法の規定が準用される場合においては、それらの規定に基づく政令の規定を準用するものとする。この場合において、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第6条第1項中「25万9千円」とあるのは「15万8千円」と、同条第2項中「15万8千円」とあるのは「11万4千円」と読み替えるものとする。

【基準】

条例第31条第2項において規則で定める方法

いなべ市営住宅管理条例施行規則

(改良住宅及び更新住宅に係る割増賃料)

第21条 条例第31条第2項に規定する割増賃料の額は、条例第14条第2項の規定に基づき定める家

いなべ市 条例適用不利益処分個票

賃額に次に掲げる表の左欄の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる率を乗じて得られた額とする。

入居者の収入	率
198,000円を超え245,000円以下の場合	0. 5
245,000円を超える場合	0.8

その他、	根拠条文の	لح	お	ŋ	0

備考

設定年月日	平成 26 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 4 月 1 日

4 31

担当部署: 都市整備部 住宅課

処分の概要	修繕の実施及び費用の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市営住宅管理条例 第20条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 125 号

【根拠条文】

(修繕の実施及び費用の負担)

- 第20条 市長は、市営住宅及び共同施設の修繕(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕 及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)を実 施するものとする。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、借上げ市営住宅の修繕費用に関しては別に定めるものとする。
- 3 入居者の責めに帰すべき理由によって第1項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 26 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

担当部署: 市民部 保険年金課

処:	分の概	要	過料
例根	規 拠 条	名項	いなべ市国民健康保険条例 第29条から第32条まで
例	規 番	号	平成 15 年 条例第 97 号

【根拠条文】

第29条 世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、10万円以下の過料に処する。

第30条 世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第31条 偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金又はこの条例に規定する過料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第32条 前3条の過料の額は、情状により、市長が定める。

2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

国民健康保険法

- 第9条 世帯主は、厚生労働省令の定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。
- 5 世帯主は、その世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに、市町村にその旨を届け出なければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和7年4月1日

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	延滞金の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市後期高齢者医療に関する条例 第5条 附則第2条
例 規 番 号	平成 20 年 条例第 3 号

【根拠条文】

- 第5条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納付期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 2 前項に規定する延滞金額の端数計算については、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の4の 2第5項の規定を準用する。
- 3 第1項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 4 市長は、特別な事情のある者について、第1項の延滞金を減免することができる。

附則

(延滞金の割合の特例)

第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

【基準】

根拠条文及び附則の規定に同じ。

設定年月日	平成 20 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和5年4月1日
-------	-----------------	---------	----------

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概	要	過料
例 規根 拠条	名項	いなべ市後期高齢者医療に関する条例 第6条、第7条及び第8条
例 規 番	号	平成20年条例第3号

【根拠条文】

第6条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第7条 市は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金(市が徴収するものに限る。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第8条 前2条の過料の額は、情状により、市長が定める。

2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

高齢者の医療の確保に関する法律

第137条第2項 市町村は、保険料の徴収に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 20 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和5年4月1日

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	福祉医療費損害賠償金の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市福祉医療費の助成に関する条例 第 12 条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 88 号

【根拠条文】

(損害賠償との調整)

第12条 市長は、受給資格者又は保護者等が対象者の疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、当該疾病又は負傷に関する損害賠償の額の限度において、福祉医療費及び証明書料の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した福祉医療費及び証明書料の額に相当する金額を返還させることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	福祉医療費 不正利得等の返還	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市福祉医療費の助成に関する条例 第13条	
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 88 号	

【根拠条文】

(不正利得等の返還)

- 第13条 市長は、偽りその他不正の手段により福祉医療費及び証明書料の助成を受けた者があるときは、その者から既に助成した福祉医療費及び証明書料の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。
- 2 市長は、受給資格者又は保護者等が高額介護合算療養費の支給を受けたときは、その支給を受けた額の範囲内において、既に助成した福祉医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

担当部署: 環境部 環境政策課

処分の概要	手数料の徴収	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市環境保全センター手数料徴収条例 第2条	
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 53 号	

【根拠条文】

(手数料の額)

第2条 手数料の額は、<u>別表</u>に定めるとおりとする。

2 試験検査等のため、特別な原材料等を必要とする場合は、前項に定める手数料の額のほか、当該原材料等の実費に相当する額を徴収する。

別表 (第2条関係)

	区分	ं)	単位	手数料の金 額
水等水道水	理化学的検査	極めて簡易なもの	1項目につき	200 円
の検一般飲料水		簡易なもの	1項目につき	400 円
查料		中程度なもの	1項目につき	600 円
		複雑なもの	1項目につき	1,000円
		極めて複雑なもの	1 項目につき	1,200円
		やや特殊な操作を含むもの	1項目につき	1,800円
		特殊な操作を含むもの	1 項目につき	2,500円
	細菌学的検査	一般細菌数検査	1 件につき	1,000円
		大腸菌検査	1 件につき	1,500円
工場排水	理化学的検査	極めて簡易なもの	1項目につき	500 円
河川水		簡易なもの	1 項目につき	1,000円
		中程度なもの	1項目につき	1,200円
		複雑なもの	1項目につき	1,500円
		極めて複雑なもの	1項目につき	2,000円
		やや特殊な操作を含むもの	1 項目につき	2,500円
		特殊な操作を含むもの	1項目につき	3,000円
	細菌学的検査	一般細菌数検査	1 件につき	1,000円
		大腸菌検査	1 件につき	1,500円

※ただし、平成16年3月31日までの間は「大腸菌検査」とあるのは「大腸菌群検査」とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

休止施設につき、処分基準未設定

担当部署: 環境部 環境政策課

処分の概要	斎場使用許可の取消し	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市北勢斎場条例 第6条	
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 103 号	

【根拠条文】

(使用許可の取消し)

第6条 市長は、斎場の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)がこの条例又はこれに基づく規則に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 21 年 3 月 25 日
-------	-----------------	---------	------------------

担当部署: 環境部 環境政策課

処分の概要	斎場使用料の徴収	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市北勢斎場条例 第7条	
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 103 号	

【根拠条文】

(施設の使用料)

第7条 施設の使用料(以下「使用料」という。)は、別表に掲げるとおりとする。

2 使用者は、斎場の使用許可を受ける際に、使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認める場合は、この限りでない。

別表(第7条関係)

区分	単位	使用料	
		市内	市外
大人(12 歳以上)	1 体	20,000円	70,000円
小人(12 歳未満)	1 体	10,000円	56,000円
死産児	1 体	3,000円	42,000 円
人体の一部	1 件	3,000円	14,000 円
動物	1 件	3,000円	14,000 円

備考 使用料の市内とは、使用者が市内に住所を有する場合又は死亡者が死亡の当時に市内に 住所を有していた場合をいう。

【基準】

施設の使用料は、いなべ市北勢斎場条例第7条第1項の規定に基づくものとする。

第2項に規定するただし書の「特に理由があると認める場合」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第18条第1項第3号に規定する、困難のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して扶助をするとき。
- (2) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第9条第1項に規定する、死体の埋葬 又は火葬を行う者がないとき又は判明しないとき。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和5年4月1日

担当部署: 環境部 環境政策課

処分の概要	斎場の原状回復命令	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市北勢斎場条例 第11条	
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 103 号	

【根拠条文】

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、斎場の使用を終えたとき、又は使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に 回復しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

担当部署: 環境部 環境政策課

処分の概要	環境保全のための措置命令
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市環境保全条例 第9条第2項
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 105 号

【根拠条文】

(指導、勧告及び命令)

- 第9条 市長は、生活環境及び自然環境の保全のため必要があると認めるときは、<u>第4条の規定</u>による届出をした者(以下「事業届出者」という。)に対して、必要な措置をとるべきことを指導し、 又は勧告することができる。
- 2 市長は、事業届出者及び前項に規定する指導又は勧告に従わない者に対して、当該事業活動の 計画の中止、計画の変更、原状の回復等、生活環境及び自然環境の保全に必要な措置を講ずるこ とを命じることができる。

第4条の規定

(環境保全に係る届出)

- 第4条 次の各号に定める事業活動を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ 市長に届け出なければならない。
 - (1) 規則で別に定める公害を発生する施設の新設又は増設
 - (2) 規則で別に定める産業廃棄物の処理施設の設置
 - (3) レジャー等の施設の設置
 - (4) 3,000 平方メートル以上の山林の伐採
 - (5) 1,000 平方メートル以上の土石及び砂利採取
 - (6) 延べ床面積が500平方メートルを超える建物の建築
 - (7) 前各号に掲げるもの以外で市長が特に必要と認める事業活動

いなべ市環境保全条例施行規則

(届出)

- 第2条 条例第4条の規定により届出をしようとする者は、環境保全に係る届出書(様式第1号)、条例第5条の規定により届出をしようとする者は環境保全に係る事業承継届出書(様式第2号)、条例第6条の規定により届出をしようとする者は環境保全に係る事業及び名称等変更届出書(様式第3号)、条例第7条の規定により届出をしようとする者は環境保全に係る事業廃止等届出書(様式第4号)によるものとする。
- 2 条例第4条の規定による届出書には、事業計画書及び次に定める書類を添付しなければならない。
 - (1) 次に掲げる図面
 - ア 付近見取図 2,500分の1以上、届出場所から周囲500メートルの区域内の状況を明らかに した見取図
 - イ 配置図 500分の1以上
 - ウ 構造図 300分の1以上
 - エ 排水計画図 300分の1以上
 - (2) その他必要に応じ、市長の指示する書類及び図面
- 3 条例第6条の規定による届出書には、変更計画書及び次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に 定める書類を添付しなければならない。

- (1) 事業の区域を変更する場合 前項第1号アに規定する付近見取図及び変更に係る区域を明示した土地現況図
- (2) 行為の内容を変更する場合 前項第1号アに規定する付近見取図及び変更に係る施設等を明示した配置図
- 4 条例第7条の規定による届出書には、次に定める書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業及び行為の中止又は廃止に係る既着手区域を明示した図面
 - (2) 中止又は廃止しようとする時点における土地の現況図及び現況写真

(施設)

- 第3条 条例第4条第1項第1号及び第2号に規定する施設は、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 条例第4条第1項第1号関係
 - ア 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第2項、第6項及び第7項に定める施設
 - イ 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項に定める施設
 - ウ 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第2条第1項に定める施設
 - エ 振動規制法(昭和51年法律第64号)第2条第1項に定める施設
 - (2) 条例第4条第1項第2号関係
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 15 条第 1 項に定める施 設
 - イ 三重県産業廃棄物処理指導要綱(平成10年6月5日公表)第2条第1項第4号から第8号 までに定める施設

(変更等の届出)

- 第6条 第4条及び前条の届出者は、当該届出に係る事業等の計画又は届出者の名称等を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。 (事業等の廃止)
- 第7条 前3条の規定により届出をした者は、事業等を中止又は廃止しようとするときは、規則で 定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

2

43

担当部署: 環境部 環境政策課

処分の概要	放置自動車の撤去命令	
例 規 名 根 拠 条 項	しいたべ市放置目動車の発生の防止及び適止処理に関する条例 第 13 条	
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 107 号	

【根拠条文】

(撤去命令)

第13条 市長は、<u>前条の規定</u>による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、期限を定めて 当該勧告に従うことを命じることができる。

前条の規定

(撤去勧告)

第12条 市長は、第8条の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、その放置自動車の撤去その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

(調査)

- 第8条 市長は、市が所有し、又は管理する土地(以下「市管理地等」という。) に放置自動車があるときは、当該放置自動車の状況、所有者等その他必要な事項を調査することができる。
- 2 市長は、前項の規定により放置自動車を調査する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該自動車の施錠を解錠し、その目的を達成するため必要な範囲内で、車内の調査をすることができる。
 - (1) 道路運送車両法第 11 条の規定により取り付けられた自動車登録番号標が滅失していること。
 - (2) 放置自動車の外部からの調査で所有者等が判明しないこと。

【基準】

根拠条文に同じ。

設 定 年 月 日 平成 19 年 4 月 1 日 	上 終変更年月日 平成 26 年 4 月 1 日
-------------------------------------------	-----------------------------

担当部署: 環境部 環境政策課

処分の概要	処分費用の請求
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例 第 16 条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 107 号

【根拠条文】

(費用の請求)

第16条 市長は、第10条第1項の規定により放置自動車を移動し、保管した場合又は<u>前条の規定</u>による処分を行った場合において、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、その移動、保管及び処分に要した費用を請求することができる。

前条の規定

(処分)

- 第15条 市長は、<u>前条第1項の規定</u>により放置自動車を廃物と認定したときは、当該放置自動車 の処分を行うことができる。
- 2 市長は、前条第1項の規定により廃物として認定することが困難な放置自動車の所有者等が判明しない場合において、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を告示するものとする。
 - (1) 警告書をはり付けた日
 - (2) 放置されている場所 (第10条第1項の規定により保管している場合にあっては、放置されていた場所及び保管している場所)
 - (3) 車名、塗色又は自動車登録番号
 - (4) 告示後の取扱い
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 市長は、前項の規定により告示をした日から3か月を経過した日以後において、当該放置自動車を処分することができる。

(廃物認定)

- 第14条 市長は、第8条の規定により調査を行ったにもかかわらず、放置自動車の所有者が判明しない場合において、当該放置自動車が次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車を 廃物と認定することができる。
 - (1) 道路運送車両法第11条の規定により取り付けられた自動車登録番号標が滅失していること。
 - (2) 第9条の規定により警告書はり付けた日の翌日から1月以上経過していること。
 - (3) 自動車の走行に必要な装置の主要な部分が破損し、若しくは腐食し、又は失われていること。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和2年4月1日

担当部署: 環境部 環境政策課

処分の概要	処分費用の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市自転車の放置防止に関する条例 第 12 条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 108 号

【根拠条文】

(費用の徴収)

- 第12条 市長は、第10条の規定により自転車を移動したときは、それに要した費用を当該利用者等から徴収することができる。
- 2 前項の規定により徴収する費用の額は、自転車1台につき1,500円とする。

第10条の規定

(自転車の放置に対する措置)

第 10 条 市長は、自転車駐輪場及び自転車放置禁止区域内の公共の場所に自転車が放置されているときは、当該自転車をあらかじめ定めた場所に移動することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	亚战 10 年 4 日 1 日	最終変更年日日	亚成 31 年 4 日 1 日
一政 化 平 月 口	十八八 19 十 4 月 1 日		十八 31 十 4 月 1 日

担当部署: 環境部 環境政策課

処分の概要	措置命令
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市環境美化条例 第 16 条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 109 号

【根拠条文】

(措置命令)

第16条 市長は、第7条、第8条、第9条、第10条第1項及び第11条の規定に違反した者が、正当な理由なく前条の規定による指導又は勧告に従わないときは、履行期限を定めて、改善その他必要な措置を講じるよう命令することができる。

前条の規定

(指導又は勧告)

第15条 市長は、第7条、第8条、第9条、第10条第1項及び第11条の規定に違反した者に対し、 廃棄物の回収、回収容器の設置その他の必要な措置を講じるよう指導又は勧告することができ る。

第7条、第8条、第9条、第10条第1項及び第11条の規定

(廃棄物の不法な投棄等の禁止)

第7条 何人も、みだりに廃棄物を公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所に投棄等をしてはならない。

(焼却の禁止)

第8条 何人も、焼却に伴うばい煙、悪臭又は有害物質の発生のおそれのある廃棄物を焼却してはならない。ただし、法第16条の2各号に掲げる方法により廃棄物を焼却した場合は、この限りでない。

(飼い犬のふんの放置の禁止)

- 第9条 飼い犬の所有者又は管理者は、当該飼い犬が公共の場所又は他人が所有し、占有し、又は 管理する場所においてふんを排せつしたときは、当該ふんを回収しなければならない。 (回収容器の設置及び管理等)
- 第10条第1項 自動販売機により飲食料を販売する者は、その販売によって生じる空き缶等(缶、びんその他の飲食料の収納に用いられた容器をいう。以下同じ。)が公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所に投棄等されないように回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(空き地等の管理)

第 11 条 空き地等を所有し、占有し、又は管理する者は、繁茂する雑草、枯れ草等を放置し、又は廃棄物を不法に投棄等をされ、周辺の生活環境を損なうことのないよう適正に管理しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和4年4月1日

担当部署: 環境部 環境政策課

処分の概要	代執行の費用徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市環境美化条例 第 18 条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 109 号

【根拠条文】

(代執行)

第18条 市長は、<u>第16条の規定による措置命令</u>を受け、履行期限を過ぎてもなおこれを履行しないときは、当該措置を代執行することができるものとし、その費用は当該措置命令を受けた者から徴収する。

第16条の規定による措置命令

(措置命令)

第16条 市長は、<u>第7条、第8条、第9条、第10条第1項及び第11条の規定</u>に違反した者が、 正当な理由なく前条の規定による指導又は勧告に従わないときは、履行期限を定めて、改善その 他必要な措置を講じるよう命令することができる。

第7条、第8条、第9条、第10条第1項及び第11条の規定

(廃棄物の不法な投棄等の禁止)

第7条 何人も、みだりに廃棄物を公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所に投棄等をしてはならない。

(焼却の禁止)

第8条 何人も、焼却に伴うばい煙、悪臭又は有害物質の発生のおそれのある廃棄物を焼却してはならない。ただし、法第16条の2各号に掲げる方法により廃棄物を焼却した場合は、この限りでない。

(飼い犬のふんの放置の禁止)

- 第9条 飼い犬の所有者又は管理者は、当該飼い犬が公共の場所又は他人が所有し、占有し、又は 管理する場所においてふんを排せつしたときは、当該ふんを回収しなければならない。 (回収容器の設置及び管理等)
- 第10条第1項 自動販売機により飲食料を販売する者は、その販売によって生じる空き缶等(缶、びんその他の飲食料の収納に用いられた容器をいう。以下同じ。)が公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所に投棄等されないように回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(空き地等の管理)

第 11 条 空き地等を所有し、占有し、又は管理する者は、繁茂する雑草、枯れ草等を放置し、又は廃棄物を不法に投棄等をされ、周辺の生活環境を損なうことのないよう適正に管理しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

担当部署: 環境部 環境政策課

処分の概要	改善命令、使用一時停止命令等
例 規 名根 拠条項	三重県生活環境の保全に関する条例 第34条第2項、第49条第2項及び第55条第 2項
例 規 番 号	平成 13 年 県条例第 7 号

【根拠条文】

(騒音、振動又は悪臭物質に係る改善勧告及び改善命令等)

- 第34条 知事は、騒音、振動又は悪臭物質に係る指定施設を設置する工場等において発生する騒音、振動又は悪臭物質が当該工場等の敷地境界線において排出基準に適合しないことによりその工場等の周辺の生活環境の保全上の支障が生じていると認めるときは、当該指定施設を設置している者に対し、期限を定めて、その支障を除去するために必要な限度において、騒音及び振動にあってはその防止の方法の改善又は当該指定施設の使用の方法若しくは配置の変更を、悪臭物質にあっては当該指定施設の構造若しくは使用の方法又は当該指定施設に係る悪臭物質の処理の方法の改善を勧告することができる。
- 2 知事は、第27条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わずに指定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の支障を除去するために必要な限度において、騒音及び振動にあってはその防止の方法の改善又は当該指定施設の使用の方法若しくは配置の変更を、悪臭物質にあっては当該指定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該指定施設に係る悪臭物質の処理の方法の改善を命じ、又は当該指定施設の使用の一時停止を命じることができる。

(建設作業に係る改善勧告及び改善命令)

- 第49条 知事は、建設作業に伴って発生する騒音又は振動が規則で定める基準に適合しないことによりその建設作業の場所の周辺において生活環境の保全上の著しい支障が生じると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めてその支障を除去するために必要な限度において、騒音又は振動の防止の方法の改善又は建設作業の作業時間の変更を勧告することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わずに建設作業を行っているときは、期限を定めてその勧告に従うことを命じることができる。

(違反行為者に対する改善勧告及び改善命令)

- 第55条 知事は、第50条第1項、第51条第1項、第53条又は前条第1項から第3項までの規定に違反する行為を発見したときは、当該違反行為をしている者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。
- 2 知事は、第50条第1項又は第51条第1項の規定に違反する行為に対し、前項の勧告を受けた者がその勧告に従わないことにより人の健康が損なわれ、又は周辺の生活環境の保全上の著しい支障が生じると認めるときは、期限を定めて、その支障を除去するため必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置を講ずることを命じることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

県特例条例関連の県例規

設定年月日	平成 18 年 12 月 31 日	最終変更年月日	
-------	-------------------	---------	--

担当部署: 環境部 環境衛生課

処分の概要	一般廃棄物処理手数料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第12条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 100 号

【根拠条文】

(一般廃棄物処理手数料)

第12条 市長は、一般廃棄物の処理に関し、一般廃棄物処理手数料を徴収することができる。

【基準】

いなべ市あじさいクリーンセンター条例(平成15年条例第101号)第5条及び別表の規定による。

(一般廃棄物の処理手数料)

第5条 一般廃棄物の処理手数料の額は、別表に掲げる額とする

別表 (第5条関係)

種別	区分	手数料の額
事業活動に伴って生じた粗大	 搬入量が、100 キログラム以下	2,000円
ごみを除く多量の一般廃棄物	のとき	
	搬入量が、100 キログラムを超	10 キログラム(10 キログラム
	えるとき	未満の端数が生じる場合は、こ
		れを切り上げる。)当たり 200
		円

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

担当部署: 環境部 環境衛生課

処分の概要	許可等申請手数料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第18条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 100 号

【根拠条文】

(許可等申請手数料)

第18条 第14条又は第15条の規定により許可を受けようとする者又は前条の規定により再交付を 受けようとする者は、その申請の際、<u>別表</u>に定める額の手数料を納付しなければならない。

2 既納の手数料は、返還しない。

別表 (第18条関係)

種類	区分		許可申請手数料
一般廃棄物処理業等	新規	1 件につき	10,000円
	更新	1 件につき	5,000円
	変更	1 件につき	5,000円
	再交付	1 件につき	2,000円
浄化槽清掃業	新規	1 件につき	10,000円
	更新	1 件につき	8,000円
	再交付	1 件につき	2,000円

【基準】

根拠条文に同じ。

│設 定 年 月 日 │ 平成 19 年 4 月 1 日 │ 最終変更年月日 │ 平成 26 年 4 月 1 日	設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日
------------------------------------------------------------------------	-------	-----------------	---------	-----------------

担当部署: 環境部 環境衛生課

処分の概要	産業廃棄物の処理費用の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第21条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 100 号

【根拠条文】

(産業廃棄物の処理費用の徴収)

第21条 前条に規定する産業廃棄物の処理に要する費用は、使用料として徴収することができる。

<u>前条</u>

(市が処理する産業廃棄物の範囲)

第20条 <u>法第11条第2項</u>の規定により市が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物は、一般廃棄物の処理に支障のない範囲の量のものとし、その都度、市長が指定するものとする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項

2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その 他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうこと ができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 19 年 4 日 1 日	最終変更年日日	亚成 26 年 4 日 1 日
一政化十万口	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	取終変史年月日	一块 20 千年月 1 日

担当部署: 環境部 環境衛生課

処分の概要	一般廃棄物の処理手数料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市あじさいクリーンセンター条例 第5条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 101 号

【根拠条文】

(一般廃棄物の処理手数料)

第5条 一般廃棄物の処理手数料の額は、<u>別表</u>に掲げる額とする。

別表(第5条関係)

種別	区分	手数料の額
事業活動に伴って生じた粗大	搬入量が、100 キログラム以下	2,000円
ごみを除く多量の一般廃棄物	のとき	
	搬入量が、100 キログラムを超	10 キログラム (10 キログラム未満
	えるとき	の端数が生じる場合は、これを切
		り上げる。)当たり 200円

【基準】

根拠条文に同じ。

担当部署: 環境部 環境衛生課

処分の概要	利用の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市員弁リサイクルセンターの設置及び管理に関する条例 第7条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 102 号

【根拠条文】

(利用の取消し等)

- 第7条 市長は、センターの利用について許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。この場合において、利用者が損害を受けることがあっても市はその責めを負わない。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく諸規定に違反したとき。
 - (2) 利用許可の条件に違反したとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

同条第1号に規定する「諸規定」とは、利用の許可の基準である以下の事項等をいう。

1 利用の許可をすることができる範囲の基準は次のとおりとする。

同条例第4条の規定に基づくこと、第6条の規定及びいなべ市暴力団排除条例第9条(公の施設の利用における制限)に規定する暴力団を利することとなると認められないことを基準とする。 (利用者の範囲)

第4条 センターを利用することができる者は、いなべ市に住所を有する者とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、その他の者の利用を妨げないものとする。

条例第6条第3号に規定する「管理運営上特に支障があると認められる」とは、次の遵守事項を守らない恐れがない場合をいう。

- (1) 許可を受けた目的以外に利用しないこと。利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。(同条例第8条規定)
- (2) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと (あらかじめ許可を受けた場合を除く。)
- (3) 許可を受けていない施設又は設備を利用しないこと。
- 2 利用の許可をすることができない範囲の基準は次のとおりとする。

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用を許可しないことができる。

- (1) 公安、風俗その他公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物、附属設備又は備品等を損傷又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他市長が管理運営上特に支障があると認めるとき。

前項第3号に規程する「管理運営上特に支障があると認める」とは、施設の定期点検その他管理 上必要な事由により施設を利用することができない場合及び休館日又は開館時間以外の時間(ただ し、開館時間の変更又は臨時の開館により利用させる場合を除く。)等をいう。

いなべ市暴力団排除条例

(公の施設の利用における制限)

第9条 市長若しくは市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

備考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

2 55

担当部署: 福祉部 人権福祉課

処分の概要 いなべ市社会福祉法人が行う事業の助成の返還	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市社会福祉法人が行う事業の助成に関する条例 第5条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 87 号

【根拠条文】

(助成の返環)

- 第5条 市長は、助成を受けた社会福祉法人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該助成の 全部又は一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 第2条の規定による助成の条件に違反したとき。
 - (2) 前条の規定に違反したとき。

第2条の規定

(助成)

- 第2条 市長は、規則で定める社会福祉事業の健全な運営を図るため必要があるときは、当該社会 福祉事業を行う社会福祉法人に対し助成することができる。ただし、補助金の額については、予 算の範囲内で交付するものとする。
- 2 前項の助成には、必要な条件を付けることができる。

前条の規定

(助成の制限)

- 第4条 市長は、社会福祉法人が次の各号のいずれかに該当するときは、助成を停止し、又は助成 の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 申請書類に虚偽の記載があったとき。
 - (2) 助成決定の条件に違反したとき。
 - (3) 助成を受けた事業を中止し、又は廃止したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、事業運営上不都合があったとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

担当部署: 福祉部 人権福祉課

処分の概要 いなべ市社会福祉法人が行う事業の助成の制限	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市社会福祉法人が行う事業の助成に関する条例 第4条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 87 号

【根拠条文】

(助成の制限)

- 第4条 市長は、社会福祉法人が次の各号のいずれかに該当するときは、助成を停止し、又は助成の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 申請書類に虚偽の記載があったとき。
 - (2) 助成決定の条件に違反したとき。
 - (3) 助成を受けた事業を中止し、又は廃止したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、事業運営上不都合があったとき。

		3/EF.	1
•	H.	//E	
	7.5	1	

根拠条文に同じ

備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市重度障害者生活支援センター条例 第7条
例 規 番 号	平成 22 年 条例第 16 号

【根拠条文】

(使用料)

第7条 前条の規定により、支援センターの利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、<u>法</u> 第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額の使用料を納付し なければならない。ただし、市長が別に定める額を上限とする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(介護給付費又は訓練等給付費)

- 第29条 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者(以下「指定障害福祉サービス事業者」という。)若しくは障害者支援施設(以下「指定障害者支援施設」という。)から当該指定に係る障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。)を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス(支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。)に要した費用(食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用(以下「特定費用」という。)を除く。)について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。
- 2 指定障害福祉サービス等を受けようとする支給決定障害者等は、厚生労働省令で定めるところにより、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又はのぞみの園(以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。)に受給者証を提示して当該指定障害福祉サービス等を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。
- 3 介護給付費又は訓練等給付費の額は、一月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額 を控除して得た額とする。
 - 一 同一の月に受けた指定障害福祉サービス等について、障害福祉サービスの種類ごとに指定 障害福祉サービス等に通常要する費用(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基 準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費 用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)を合 計した額

【基準】

根拠条文に同じ。

設 定 年 月 日 平成 25 年	4月1日 最終	終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日
--------------------------	---------	--------	----------------

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市障害者活動支援センター条例 第7条
例 規 番 号	平成 19 年 条例第 21 号

【根拠条文】

(使用料)

- 第7条 <u>前条の規定</u>により、支援センターの利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる事業区分に応じ、該当各号に定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、市長が別に定める額を上限とする。
 - (1) <u>生活介護、短期入所及び就労継続支援法第29条第3項第1号</u>に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額
 - (2) 地域活動支援センターを経営する事業当該事業の利用に要した費用の1割の額

前条の規定

(利用の承認等)

- 第6条 支援センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の承認(以下「利用承認」という。)をする場合において、支援センターの管理運営上必要があると認めるときは、それらの利用について条件を付することができる。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(介護給付費又は訓練等給付費)

- 第29条 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者(以下「指定障害福祉サービス事業者」という。)若しくは障害者支援施設(以下「指定障害者支援施設」という。)から当該指定に係る障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。)を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス(支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。)に要した費用(食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用(以下「特定費用」という。)を除く。)について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。
- 2 指定障害福祉サービス等を受けようとする支給決定障害者等は、厚生労働省令で定めるところにより、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又はのぞみの園(以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。)に受給者証を提示して当該指定障害福祉サービス等を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。
- 3 介護給付費又は訓練等給付費の額は、一月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を 控除して得た額とする。
 - 一 同一の月に受けた指定障害福祉サービス等について、障害福祉サービスの種類ごとに指定 障害福祉サービス等に通常要する費用(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基

いなべ市 条例適用不利益処分個票

			サービス等に要した費用(特定費 ービス等に要した費用の額)を合
【基準】			
根拠条文に同じ	' 0		
備考			
設定年月日	平成 25 年 4 月 1	日 最終変更年月日	令和6年4月1日

2 60

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	承認の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市重度障害者生活支援センター条例 第10条
例 規 番 号	平成 22 年 条例第 16 号

【根拠条文】

(承認の取消し等)

- 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援センターの利用の停止を命じ、又は 利用承認を取り消すことができる。
 - (1) 前条第2号から第4号までの規定のいずれかに該当するとき。
 - (2) 利用者が利用承認の条件に違反したとき。
 - (3) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
 - (4) 偽りその他の不正な手段により利用承認を受けたとき。
 - (5) 利用を中止する旨の申出があったとき。
 - (6) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

条例第10条第1項第6号に規定する「公益上やむ得ない事由が生じたとき」とは、次の事項に該当する場合をいう。

- (1) 学術調査、研究、その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合
- (2) 電気、ガス事業その他の公益事業の用に供するためやむを得ないと認められる場合
- (3) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合
- (4) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合
- (5) その他本市の事務事業上やむを得ないと認める場合

設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	承認の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市障害者活動支援センター条例 第 10 条
例 規 番 号	平成 19 年 条例第 21 号

【根拠条文】

(承認の取消し等)

- 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援センターの利用の停止を命じ、又は 利用承認を取り消すことができる。
 - (1) 前条第2号から第4号までの規定のいずれかに該当する場合
 - (2) 利用者が利用承認の条件に違反した場合
 - (3) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反した場合
 - (4) 偽りその他の不正な手段により利用承認を受けた場合
 - (5) 利用を中止する旨の申出があった場合
 - (6) 公益上やむを得ない事由が生じた場合

【基準】

根拠条文に同じ。

条例第10条第1項第6号に規定する「公益上やむを得ない事由が生じた場合」とは、次の事項に 該当する場合をいう。

- (1) 学術調査、研究、その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合
- (2) 電気、ガス事業その他の公益事業の用に供するためやむを得ないと認められる場合
- (3) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合
- (4) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合
- (5) その他本市の事務事業上やむを得ないと認める場合

設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	重度障害者生活支援センターの毀損等の賠償	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市重度障害者生活支援センター条例 第11条	
例 規 番 号	平成 22 年 条例第 16 号	

【根拠条文】

(賠償)

第11条 支援センターの施設、備品等をき損し、汚損し、又は滅失した者は、市長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日

1

63

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	障害者活動支援センターの毀損等の賠償
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市障害者活動支援センター条例 第 11 条
例 規 番 号	平成 19 年 条例第 21 号

【根拠条文】

(賠償)

第11条 支援センターの施設、備品等をき損し、汚損し、又は滅失した者は、市長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要 事業者の登録の取消し		
	例 規 名 いなべ市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における基 根 拠 条 項 準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則 第8条	
例 規 番 号	平成 20 年 規則第 20 号	

【根拠条文】

(登録の取消し)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の登録を取り消すことができる。
 - (1) 登録事業者が、指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたとき。
 - (2) 登録事業者が、基準該当障害福祉サービス基準を満たすことができなくなったとき。
 - (3) 特例介護給付費等の請求に関し不正があったとき。
 - (4) 登録事業者が、不正の手段により第4条第1項の登録を受けたとき。

(登録)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年三重県条例第21号。以下「県条例」という。)に規定する基準該当障害福祉サービスに関する基準に基づきその内容を審査したうえ、登録の可否を決定し、いなべ市基準該当事業者登録決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日
		以	11/14 0 1 1/1 1 14

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	訪問入浴サービス事業利用決定の取消し又は停止	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市障害者等地域生活支援事業実施規則 第7条	
例 規 番 号	平成 19 年 規則第 2 号	

【根拠条文】

(利用決定の取消し又は停止)

- 第7条 所長は、利用者が健康その他の理由により事業を利用することが適当でないと認めるときは、利用の決定を取り消し、又は利用を停止することができる。
- 2 所長は、前項の規定により利用の決定を取り消し、又は利用を停止したときは、いなべ市身体障害者訪問入浴サービス事業利用決定取消(利用停止)通知書(様式第5号)により利用者に通知するものとする。

【基準】

根拠条文に同じ。

設 定 年 月 日 平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日
----------------------------------	---------	----------

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	要 利用に要する費用の負担	
例 規 名 根 拠 条 項	- 1いかべ市障害者等移動文援事業事施規則 第7条第1項及び第8条	
例 規 番 号	平成 18 年 第 42 号	

【根拠条文】

(費用の負担)

第7条 <u>前条の規定</u>により利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、事業の利用に要する費用の1割の額を実施事業者に支払うものとする。

(事業の利用に要する費用の額)

第8条 この事業の利用に要する費用の額は、<u>別表</u>により算定した額とする。ただし、<u>第3条第2号</u>による場合は、1人の利用者につき30%の減算を行う。

前条の規定

(利用決定)

第6条 所長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨 をいなべ市障害者等移動支援事業利用決定通知書(様式第2号)又はいなべ市障害者等移動支援事 業利用却下通知書(様式第3号)により申請者に対し通知するものとする。

別表 (第8条関係)

2000		
利用時間 (時間)	移動支援(身体介護あり)	移動支援(身体介護なし)
~0.5	2,300円	800円
~1.0	4,000円	1,500円
~1.5	5,800円	2,250円
~2.0	6,550円	3,000円
\sim 2.5	7, 300円	3,750円
~3.0	8,050円	4,500円
3.0∼	0. 5時間ごと700円追加	0.5時間ごとに700円追加

第3条第2号

(2) グループ支援型 屋外でのグループワーク並びに同一目的地及び同一イベントへの参加等 の複数人同時支援

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日
-------	-----------------	---------	----------

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	利用に要する費用の負担
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市障害者等地域活動支援センター運営事業実施規則 第 6 条第 1 項及び第 7 条
例 規 番 号	平成 18 年 第 43 号

【根拠条文】

(費用の負担)

第6条 <u>前条の規定</u>により利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、事業の利用に要する費用の1割の額を実施事業者に支払うものとする。

(事業の利用に要する費用の額)

第7条 事業の利用に要する費用の額は、別表により算定した額とする。

前条の規定

(利用決定)

第5条 所長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨をいなべ市障害者等地域活動支援センター運営事業利用決定通知書(様式第2号)又はいなべ市障害者等地域活動支援センター運営事業利用却下通知書(様式第3号)により申請者に対し通知するものとする。

別表(第7条関係)

	区分	利用時間	利用単価
障害児	1/4日	2時間未満	1,890円
(18歳未満)	1/2日	2時間以上4時間未満	3,770円
	3/4日	4時間以上8時間未満	7,540円
	1日	8時間以上	9,420円
障害者	1/4日	2時間未満	1,600円
(18歳以上)	1/2日	2時間以上4時間未満	3,030円
	3/4日	4時間以上8時間未満	6,060円
	1日	8時間以上	7,570円
食事提供加算	1日		420円
送迎加算	片道につき		540円
入浴加算	1日		400円

- 注 1) 食事提供加算は、食事の提供を行う体制を確保している施設において、食事の提供を受けた利用者が低所得者の場合、1日につき420円を所要額とする。
- 注 2) 送迎加算は、障害児(者)の心身の状況、保護者及び家族の状況等からみて送迎を行うことが、必要と認められる障害児(者)に対し、その居宅、学校と施設間の送迎に限り、片道につき540円を所要額とする。
- 注 3) 入浴加算は、入浴サービスの提供を行う体制を確保している施設において、利用者が入浴の介助を受けた場合、1日につき400円を所要額とする。
- 注 4) 区分欄「1/4日」は、2時間未満、現に要した時間ではなく、事前に利用者の意向を踏ま えて設定した時間
- 注 5) 区分欄「1/2日」は、2時間以上4時間未満、現に要した時間ではなく、事前に利用者の意 向を踏まえて設定した時間
- 注 6) 区分欄「3/4日」は、4時間以上8時間未満、現に要した時間ではなく、事前に利用者の意

向を踏まえて設定した時間	
注 7) 区分欄「1日」は、8時間以上、現に要した時間ではなく	、事前に利用者の意向を踏まえて
設定した時間	
【基準】	
根拠条文に同じ。	

備考

設 定 年 月 日 平成 28 年 4	月 1 日 最終変更年月日	令和6年4月1日
----------------------------	----------------------	----------

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	要費用の負担	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市障害者等日常生活用具給付事業実施規則 第8条第1項	
例 規 番 号	平成 18 年 第 41 号	

【根拠条文】

(用具の給付を受ける者の負担及び支払)

第8条 用具の給付を受ける者の負担は、購入価格又別表の単価の欄に掲げる額のいずれか低い額の1割とし、負担上限月額は下表のとおりとする。ただし、別表の単価の欄に掲げる額を上回る用具の給付を申請者が希望する場合は、上回った部分は申請者の負担とする。

区分	負担上限月額
生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受ける世帯	0 円
低所得1 (市民税非課税世帯であって対象者又は対象者の保護者の収入	15,000円
が80万円未満である者)	
低所得2 (市民税非課税世帯であって対象者又は対象者の保護者の収入	24,600円
が80万円以上である者)	
一般世帯 (市民税課税世帯)	37, 200円

別表 (第2条関係)

別表	₹(第2条関位	不丿		1	1	
区	品目	単価	性能	耐用	給付要件	対象年齢
分		(消費税		年数		
		含む)				
介	特殊寝台	154,000円	原則として頭部及	8年	下肢又は体幹機能障害2級	学齢児(6歳)
護			び脚部の傾斜角度		以上	以上
· 訓			を個別に調整でき		難病患者等で寝たきり状態	
練			る機能を有するも		にある者	
支 揺			の			
用用	特殊マット	19,600円	褥瘡の防止又は失	5年	知的障害A2以上	3歳以上
具			禁等による汚染又		下肢又は体幹機能障害1級	
			は損耗を防止でき		以上	
			る機能を有するも		難病患者等で寝たきり状態	
			の		にある者	
	床ずれ防止	90,640円	褥瘡予防のための	5年	下肢又は体幹機能障害1級	3歳以上
	用具		ものでエアーマッ		以上(常時介護を要する者)	
			トと送風装置から		難病患者等で寝たきり状態	
			なるもの又は特殊		にある者	
			な素材と形状によ			
			り体圧分散効果を			
			有するもの			
	特殊尿器	67,000円	尿が自動的に吸引	5年	下肢又は体幹機能障害1級	学齢児(6歳)
			されるもので、障		(常時介護を要する者)	以上
			害者又は介護者が		難病患者等で自力で排尿で	
			容易に使用し得る		きない者	
			もの			

					رابع راا	余例週用个利益》
	入浴担架	82,400円	障害者を担架に乗	5年	下肢又は体幹機能障害	2級3歳以上
			せたままリフト装		以上(常時介護を要する	者)
			置により入浴させ			
			るもの			
	体位変換器	15,000円	介護者が障害者の	5年	下肢又は体幹機能障害	2級学齢児(6歳
			体位を変換させる		以上(常時介護を要する	者) 以上
			のに容易に使用し		難病患者等で寝たきり料	犬態
			得るもの		にある者	
	移動用リフ	159,000円	介護者が重度障害	4年	下肢又は体幹機能障害	2級3歳以上
	F		児(者)を移動させ		以上	
			るにあたって、容		難病患者等で下肢又は値	本幹
			易に使用し得るも		機能に障害のある者	
			の(ただし、天井走			
			行型その他住宅改			
			修を伴うものを除			
			< 。)			
	浴槽(湯沸		障害者が容易に使	8年	下肢又は体幹機能障害	2級学齢児(6歳
<u> </u>	器を含む。)		用し得るもの		以上	以上
生活	器を含む。) 入浴補助用	90,000円	入浴時の移動、座	8年	下肢又は体幹機能障害で	であ3歳以上
支	具		位の保持、浴槽へ		って入浴に介助を必要。	とす
支援用具			の入水等を補助で		る者	
具			き、障害者又は介		難病患者等で入浴に介見	助を
			助者が容易に使用		必要とする者	
			し得るもの(ただ			
			し、設置に当たり			
			住宅改修を伴うも			
			のを除く。)			
	便器	便器	障害者や介護者が	8年	下肢又は体幹機能障害	2級学齢児(6歳
		4,450円	容易に使用し得る		以上	以上
		手すり付	もの(手すりをつ		難病患者等で常時介助る	を必
		きの場合	けることができ		要とする者	
		5,400円	る。) ただし、取り			
			替えに当たり住宅			
			改修を伴うものを			
			除く。			
	T字杖、棒状	3,000円	障害者が容易に利	4年	平衡、下肢、体幹機能區	章害 3歳以上
	の杖		用できるもの			
			施設利用者も可			
	移動、移乗	60,000円	おおむね次のよう	8年	平衡又は下肢若しくは作	本幹3歳以上
	支援用具		な性能を有する手		機能障害で、家庭内の種	多動
			すり、スロープ等		等において介助を必要。	とす
			であること。		る者	
			ア 障害者の身体		難病患者等で下肢が不同	自由
			機能の状態を十		な者	
			分踏まえたもの			
			であって、必要			
			な強度と安定性			
ĺ			を有するもの。			

				いなべ市 条件	列適用个利益处
		イ 転倒予防、立			
		ち上がり動作の			
		補助、移乗動作			
		の補助、段差解			
		消等の用具とす			
		る。			
		(ただし、設置に			
		当たり住宅改修を			
		伴うものを除く。)			
頭部保護帽	スポンジ、	転倒の衝撃から頭	3年	平衡、下肢、体幹、知的、精	
	革を主材	部を保護できるも		神障害	
	料に製作	の		(てんかんの発作等により	
	15,200円	施設利用者も可		頻繁に転倒するもの)	
	スポンジ、				
	革プラス				
	チックを				
	主材料に				
	製作				
	36,750円				
	(レディ				
	メイドの				
	場 合 は				
	80 % の 範				
	囲内)				
特殊便器	151,200円	温水温風を出し得	8年	上肢障害2級以上、知的障	学齢児(6歳
		るもの		害A2以上	以上
		(ただし、取替え		難病患者等で上肢機能に障	
		に当たり住宅改修		害を有する者	
		を伴うものを除			
		⟨。)			
火災警報器				身体障害2級以上、知的障	
		は熱により感知		害A2以上(火災発生の感知	
		し、音又は光を発		及び避難が著しく困難な障	
		し屋外にも警報ブ		害者のみの世帯及びこれに	
		ザーで知らせ得る		準ずる世帯)	
		もの			
自動消火器				身体障害2級以上、知的障	
		昇又は炎の接触で		害A2以上(火災発生の感知	
		自動的に消火液を		及び避難が著しく困難な障	
		噴射し、初期火災		害者のみの世帯及びこれに	
		を消火し得るもの		準ずる世帯)	
電磁調理器	-		6年	視覚障害2級以上、知的障	
		用し得るもの		害A2以上(視覚又は知的障	
				害者のみの世帯及びこれに	
				準ずる世帯)	
歩行時間延	-		10年	視覚障害2級以上	学齢児(6歳
長信号機用		に使用し得るもの			以上
小型送信機					

在 聴覚障害者 87,400円音声等を視覚、触10年 聴覚障害2級(聴覚障害の18歳 みの世帯及びこれに準ずる 世帯で日常生活上必要と認 められる世帯)	以上 以上 以上
療養 装置 きるもの 世帯で日常生活上必要と認められる世帯) 透析液加温 51,500円 透析液を加温し、 5年 腎臓機能障害3級以上で自3歳 (CAPD)による透析療法を行う者 7 字吸器機能障害3級以上又3歳 は同程度の障害であって、必要と認められる者 難病患者等で呼吸器機能に障害を有する者 で呼吸器機能に障害を有する者 を	以上
養	以上
等 透析液加温 51,500円透析液を加温し、 5年 腎臓機能障害3級以上で自 3歳 (CAPD)による透析療法を行	以上
支援 用 具 不ブライザ 36,000円障害者や介護者が 5 年 呼吸器機能障害 3 級以上又 3 歳 に 使用し得る もの 必要と認められる者 難病患者等で呼吸器機能に 障害を有する者 で 呼吸器機能障害 3 級以上又 3 歳 は同程度の障害であって、必要と認められる者 難病患者等で呼吸器機能に 障害を有する者 と で な易に使用し得る もの 必要と認められる者 難病患者等で呼吸器機能に 障害を有する者 を	以上
支援 用 具 不ブライザ 36,000円障害者や介護者が 5 年 呼吸器機能障害 3 級以上又 3 歳 に 使用し得る もの 必要と認められる者 難病患者等で呼吸器機能に 障害を有する者 で 呼吸器機能障害 3 級以上又 3 歳 は同程度の障害であって、必要と認められる者 難病患者等で呼吸器機能に 障害を有する者 と で な易に使用し得る もの 必要と認められる者 難病患者等で呼吸器機能に 障害を有する者 を	以上
接用具 ネブライザ 36,000円障害者や介護者が 5年 呼吸器機能障害3級以上又3歳 容易に使用し得るもの もの と要と認められる者 難病患者等で呼吸器機能に障害を有する者 電気式たん 56,400円障害者や介護者が 5年 呼吸器機能障害3級以上又3歳 で事を見に使用し得るもの と要と認められる者 難病患者等で呼吸器機能に障害を有する者 を表して、必要と認められる者 難病患者等で呼吸器機能に障害を有する者 を表して、必要と認められる者 難病患者等で呼吸器機能に障害を有する者 を表して、必要と認められる者 が容易に使用し得るもの に使用し得るもの に使用し得るもの に使用し得るもの に使用し得るもの は前を注意を 18歳 で呼吸器 18歳 で事法を行う者 に使用し得るもの は 157,500円障害者や介護者が 5年 視覚障害2級以上(盲人の学齢 200世帯及びこれに準ずる以上 世帯) 動脈血中酸 157,500円障害者や介護者が 5年 存易に使用し得るもの なおに準ずる以上 世帯) で要別に使用し得るもの なおに進ずる以上 でなりに使用し得るもの ない 世帯とびこれに準ずる は 1700円であると 1800円であると 1800円である	以上
用	以上
具 ネブライザ 36,000円障害者や介護者が 5 年 呼吸器機能障害 3 級以上又 3 歳	以上
一(吸入器)	以上
もの 必要と認められる者 難病患者等で呼吸器機能に 障害を有する者 電気式たん 56,400円障害者や介護者が 5 年 呼吸器機能障害 3 級以上又 3 歳 容易に使用し得る もの 必要と認められる者 難病患者等で呼吸器機能に 障害を有する者 酸素ボンベ 17,000円障害者や介護者が 10年 医療保険における在宅酸素 18歳 変易に使用し得る もの 視覚障害者 9,000円視覚障害者が容易 5 年 視覚障害 2 級以上(盲人の学齢 に使用し得るもの に使用し得るもの に使用し得るもの は一番 とでは、 では、おけるでは、 を変して、おいて、といて、といて、といて、といて、といて、といて、といて、といて、といて、と	
離病患者等で呼吸器機能に障害を有する者 電気式たん 56,400円障害者や介護者が容易に使用し得るもの は同程度の障害であって、必要と認められる者 難病患者等で呼吸器機能に障害を有する者 酸素ボンベ 17,000円障害者や介護者が10年 医療保険における在宅酸素 18歳 療法を行う者 を易に使用し得るもの (音声式) した使用し得るもの (音声式) 動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメ 157,500円障害者や介護者が容易に使用し得るもの なの世帯及びこれに準ずる以上 世帯) ち年 呼吸機能障害3級以上又は一同程度の障害であって、必要と認められる者 難病患者等で人工呼吸器の	
電気式たん 56,400円障害者や介護者が 5年 呼吸器機能障害3級以上又3歳 は同程度の障害であって、必要と認められる者 難病患者等で呼吸器機能に障害を有する者 を素がンベ 17,000円障害者や介護者が10年 医療保険における在宅酸素 18歳 療法を行う者 を易に使用し得るもの は覚障害者 9,000円視覚障害者が容易 5年 視覚障害2級以上(盲人の学齢 14 に使用し得るもの に使用し得るもの は使用し得るもの はで 157,500円障害者や介護者が 5年 呼吸機能障害3級以上又は一 同程度の障害であって、必要と認められる者 変易に使用し得るもの ながまた。 なの と認められる者 難病患者等で人工呼吸器の	
電気式たん 56,400円 障害者や介護者が 5年 呼吸器機能障害 3 級以上又 3 歳 容易に使用し得る もの	
吸引器 容易に使用し得る もの	
もの 必要と認められる者 難病患者等で呼吸器機能に 障害を有する者 酸素ボンベ 17,000円障害者や介護者が10年 医療保険における在宅酸素 18歳 容易に使用し得る 療法を行う者 もの 視覚障害者 9,000円視覚障害者が容易 5年 視覚障害 2 級以上(盲人の学齢 の世帯及びこれに準ずる以上 世帯) 動脈血中酸 157,500円障害者や介護者が 5年 呼吸機能障害 3 級以上又は一 容易に使用し得る もの 同程度の障害であって、必 要と認められる者 世帯の 要と認められる者 変易に使用し得る もの に使用し得る を易に使用し得る を易に使用し得る もの に対し に対し をあって、必 要と認められる者 難病患者等で人工呼吸器の	 以上
難病患者等で呼吸器機能に 障害を有する者 酸素ボンベ 運搬車 17,000円障害者や介護者が10年 医療保険における在宅酸素18歳 容易に使用し得る もの 視覚障害者 9,000円視覚障害者が容易 5年 視覚障害 2級以上(盲人の学齢 用体温計 (音声式) に使用し得るもの に使用し得るもの は帯及びこれに準ずる以上 世帯) 助脈血中酸 157,500円障害者や介護者が 5年 呼吸機能障害 3級以上又は一 索島和度測 定器(パル スオキシメ もの 要と認められる者 難病患者等で人工呼吸器の	 以上
障害を有する者 酸素ボンベ 17,000円 障害者や介護者が10年 医療保険における在宅酸素18歳容易に使用し得るもの 視覚障害者 9,000円視覚障害者が容易 5年 視覚障害2級以上(盲人の学齢に使用し得るものに使用し得るものは帯及びこれに準ずる以上世帯) 動脈血中酸 157,500円障害者や介護者が5年 呼吸機能障害3級以上又は一 容易に使用し得る を易に使用し得る であって、必要と認められる者 難病患者等で人工呼吸器の	 以上
酸素ボンベ 運搬車17,000円障害者や介護者が10年 容易に使用し得る もの医療保険における在宅酸素 18歳 療法を行う者視覚障害者 用 体 温 計 (音声式)9,000円視覚障害者が容易 5 年 に使用し得るもの に使用し得るもの 世帯)5 年 みの世帯及びこれに準ずる以上 世帯)動脈血中酸 素飽和度測 定器(パル スオキシメ157,500円障害者や介護者が 5 年 容易に使用し得る もの もの 要と認められる者 難病患者等で人工呼吸器の	 以上
運搬車容易に使用し得る もの療法を行う者視覚障害者9,000円視覚障害者が容易 に使用し得るもの (音声式)5年 (規覚障害2級以上(盲人の学齢みの世帯及びこれに準ずる以上世帯)動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメ)157,500円障害者や介護者が容易に使用し得るもの容易に使用し得るもの容易に使用し得るものなる を易に使用し得るものなる をあって、必要と認められる者、 難病患者等で人工呼吸器の	以上
もの 視覚障害者 9,000円 視覚障害者が容易 5年 視覚障害 2 級以上 (盲人の学齢 用 体 温 計 (音声式) 世帯) 世帯) 世帯) 世帯) 157,500円 障害者や介護者が 5年 呼吸機能障害 3 級以上又は一 同程度の障害であって、必 要と認められる者 難病患者等で人工呼吸器の	
視覚障害者 9,000円視覚障害者が容易 5 年 視覚障害 2 級以上(盲人の学齢用 体温 計 に使用し得るもの (音声式) 世帯) 動脈血中酸 157,500円障害者や介護者が 5 年 呼吸機能障害 3 級以上又は一 容易に使用し得る で易に使用し得る を	
用 体 温 計 (音声式) に使用し得るもの みの世帯及びこれに準ずる以上 世帯) 動脈血中酸 157,500円障害者や介護者が 5 年 呼吸機能障害 3 級以上又は一	
用 体 温 計 (音声式) に使用し得るもの みの世帯及びこれに準ずる以上 世帯) 動脈血中酸 157,500円障害者や介護者が 5 年 呼吸機能障害 3 級以上又は一	 見(6歳)
(音声式)世帯)動脈血中酸157,500円障害者や介護者が 5年呼吸機能障害3級以上又は一 同程度の障害であって、必 要と認められる者	_ (",,,,,
動脈血中酸 157,500円障害者や介護者が 5年 呼吸機能障害3級以上又は一 素飽和度測 容易に使用し得る 定器 (パル もの 要と認められる者 スオキシメ 難病患者等で人工呼吸器の	
素飽和度測 定器 (パル スオキシメ	
定器 (パル スオキシメ もの スオキシメ	
スオキシメ 難病患者等で人工呼吸器の	
双垂機 刀斗 100 000円 人类老总应目 2 体从 如大字云上 7 际瓜里 - 瓜耳里	
発電機又は 100,000円介護者が容易に使外 部在宅で人工呼吸器、吸引器	
人工呼吸器 用し得るもの バッ等を使用している者であっ	
用外部バッ	
テリー には同程度であって、必要と	
限り認められる者	
6年	
情 視覚障害者 18,000円 視覚障害者が容易 5年 視覚障害2級以上(盲人の 学齢	見(6歳
報・用体重計 に使用し得るもの みの世帯及ひこれに準ずる以上	
意 世帯)	
思携帯用会話 98,800円携帯式で、言葉を 5年 音声言語機能障害者又は肢学齢	見(6歳
疎 補助装置 音声又は文章に変 体不自由者であって、発声・以上	
通 換する機能を有 発語に著しい障害を有する	
支し、障害者が容易者	
援 に使用し得るもの	
用 *パーソナ 100,000円障害者が容易に使 6年 上肢障害 2級以上又は言学齢	
具 ルコン 用できるもの(プ 語、上肢複合障害2級以上以上	
	見(6歳
ピュー ロテクター、プリ (女字を書くことが凩難か	見(6 歳
ピュー ロテクター、プリ (文字を書くことが困難な タ ンタ等を付帯する ものに限る)	見(6 歳

				いなべ巾・米	וי נדת ששניטו	. J. J. J. TITE 7
				市民税非課税世帯		
情報・通信	150,000円	コンピュータの入	6年	視覚、上肢機能障害2級以	以学齢児	(6歳
支援用具		力等が可能となる		上	以上	
		周辺機器				
点字ディス	383,500円	文字等のコンピュ	6年	視覚障害及び聴覚障害の重	18歳以	Ŀ
プレイ		ータの画面情報を		度重複障害者(原則として	-	
		点字等により示す		 視覚障害2級以上かつ聴覚	行	
		ことのできるもの		 障害者2級 の障害児(者)		
				であって、必要と認められ	ı	
				る者		
点字器	10,400円	点字板	7年	視覚障害2級以上	学齢児	(6点
711. 3 HH					以上	(- "4)
占字タイプ	63 100円	規 覚 は 関 は は は は は は は は は は は は は は は は は	5年	視覚障害2級以上	学齢児	(6분
ニュー ティークライター		に使用し得るもの			以上	(0 //)
					学齢児	(6世
児児障害石 用ポータブ		ボタンが知覚又は			以上	(0 //3)
	1	認識でき、かつ			<u> </u>	
		DAIZY方式による				
		録音並びに再生で				
		きるもので視覚障				
		害者が容易に使用				
担党院宝老	00.000	し得るもの	c 左	担党陸生の知りし	学 縣旧	(c 4
				視覚障害2級以上	学齢児	(1)原
用活字文書		面上に記載された			以上	
読上げ装置		当該文字情報を暗				
		号化した情報を読 ス 下 な 立 本 信 日				
		み取り、音声信号				
		に変換して出力す				
		る機能を有するも				
		ので、視覚障害者				
		が容易に使用し得				
I = 37 m4 - 14		るもの				/ - 11
				視覚障害者であって、本装		(6扇
用拡大読書		みたいもの(印刷		置により文字等を読むこと	以上	
器		物等)の上に置く		が可能になる者		
		ことで、簡単に拡				
		大された画像(文				
		字等)をモニター				
1= Nt :: 1 ·		に映し出せるもの	_			
視覚障害者				視覚障害者2級以上。なお		上
用時計		に使用し得るもの		音声時計は、手指の感覚に		
	音声式			障害がある等のため触読式		
	13,300円			時計の使用が困難な者を原	Ţ	
				則とする。		
視覚障害者 視覚障害者	29,0000円	地上デジタル放送	6年	視覚障害2級以上の者	学齢児	(6歳
用ラジオ		を受信できるラジ			以上	
		オで、障害者が容				

				いなべ巾(余)	,,, <u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>
		易に使用できるも			
		の			
聴覚障害者	71,000円	一般の電話に接続	5年	聴覚障害者又は発声・発語	学齢児(6歳)
用通信装置		することができ、		に著しい障害のあるもの	以上
		音声の代わりに、			
		通信が可能な機器			
		であり、障害者が			
		容易に使用できる			
		もの			
*ファック	25 000⊞	一般の電話に接続		├── 聴覚障害者又は発声・発語	学龄旧(6 5 4)
ス		することができ、		に著しい障害のあるもの	
		音声の代わりに文		給付対象者の属する世帯が	
		字により通信が可		市民税非課税世帯	
		能な機器であり、			
		障害者が容易に使			
		用できるもの			
聴覚障害者	88,900円	字幕及び手話通訳	6年	聴覚障害者	3歳以上
用情報受信		付きの聴覚障害者			
装置		用番組並びにテレ			
		ビ番組に字幕及び			
		手話通訳の映像を			
		合成したものを画			
		ー 面に出力する機能			
		を有し、かつ、災害			
		時の聴覚障害者向			
		け緊急信号を受信			
		するもので、聴覚			
		障害者が容易に使			
		用できるもの			
人工喉頭	 電動式		5年	<u>├</u> 喉頭摘出した音声機能障害	
八工版與			1		
	70,100円			者 	
	笛式				
	г 000Ш				
	5,000円				
	(気管力				
	(気管カ ニューレ				
	(気管カ ニューレ 付とした				
	(気管カ ニューレ				
	(気管カ ニューレ 付とした				
	(気管カ ニュー けとした 場合は				
	(気管カ ニュし 付とした 場合は 3,100円増				
	(気 ユと 付 場 っと 合 男 し と 合 円 と ま と と ま し と ま し ま ま し ま か と ま か と ま か と ま か と ま か と と ま か と と ま か と と ま か と と ま か と と ま か と ま か と ま か と ま か と ま か と ま か と ま か と か と			主に、情報の入手を点字に	
点字図書	(気管カレ ニュと付場 3,100円 し。) 本代 本代 実			主に、情報の入手を点字に よっている視覚障害者	
点字図書	(気 ュ と 付 場 3,100 と の 代 当 大 世 は 増 す 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	点字により作成さ			
点字図書	(気 コと 付 場 3,100 と る。) 本 者 相 当 な。) 本 相 当 を の 分 の 分 の の の の の の の の の の の の の の の	点字により作成さ れた図書、施設利 用者も可			
点字図書 人工内耳用	(気管カレ ニュと合 場 3,100円 る。) 本相当 200,000円	点字により作成さ れた図書、施設利 用者も可 障害者が容易に使	5年	よっている視覚障害者	
点字図書 人工内耳用 音声信号処	(気管カレ ニュと合 場 3,100円 る。) 本相当 200,000円	点字により作成さ れた図書、施設利 用者も可	5年	よっている視覚障害者 聴覚障害があり、人工内耳 を装着して5年以上が経過	
点字図書 人工内耳用	(気管カレ ニュと合 場 3,100円 る。) 本相当 200,000円	点字により作成さ れた図書、施設利 用者も可 障害者が容易に使	5年	よっている視覚障害者 聴覚障害があり、人工内耳	

						いなべ巾(宋)	列週用个利益処	Ŋ
		音声血圧計	15,000円	障害者が容易に使	5年	視覚障害2級以上(視覚障害		
				用し得るもの		者のみの世帯及びこれに準		
						ずる世帯)		
	排	ストマ装具	蓄便袋	施設利用者も可	_	ストマ造設者	3歳以上	
	泄		月額	最大6箇月単位で				
	管		9,460円	支給可能とする。				
	理		蓄尿袋					
	支		月額					
	援		12,430円					
		収尿器	紙オムツ	施設利用者も可	_	高度の排便、排尿機能障害	3歳以上	
	具			最大6箇月単位で		者のある全身性障害者等		
				支給可能とする。				
		収尿器			1年	高度の排尿機能障害者	3歳以上	
				採尿部と蓄尿部で				
				構成されており、				
				尿の逆流防止機能				
				を有するもの				
	住	居宅生活動	200,000円	障害者の移動等を		下肢、体幹機能障害、乳幼 下皮、体幹機能障害、乳幼	学齢児(6歳)	
		作補助用具	-	円滑にする用具		児期以前の非進行性の脳病		
	改	11 1113.737137		で、設置に小規模		変による運動機能障害(移		
	修			な住宅改修を伴う		動機能障害に限る。)を有す		
	費			もの		る者であって障害等級3級		
				(1) 手すりの取		以上の者(だたし、特殊便器		
				付け		への取替えをする場合は上		
				(2) 床段差の解		 肢障害2級以上の者)		
				消		 難病患者等で下肢又は体幹		
				(3) 滑り防止及		機能に障害を有する者		
				び移動の円滑化等		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
				のための床材の変				
				更				
				へ (4) 引き戸等へ				
				の扉の取替え				
				(5) 洋式便器等				
				への便器の取替え				
				(6) 玄関から道				
				路までの通路部分				
				などの屋外におけ				
				る住宅改修				
				(7) その他前各				
				号の住宅改修に付				
				帯して必要となる				
				住宅改修				
1		I	1			İ	i	1

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号等を含む。
- 3 「浴槽(湯沸器含む。)」については、実施主体が必要と認める場合には、「浴槽」及び「湯沸

器」を個々の種目として給付できるものとする。

- 4 紙オムツの支給対象者は3歳以上であって、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 治療によって軽減の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙オムツ等の用具を必要とするもの。
 - (2) 下肢若しくは体幹機能障害2級以上又は脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、身体障害者更生相談所若しくは指定自立支援医療機関(育成医療)の判定により紙オムツ等の用具類を必要とするもの。
- 5 *印のある用具は汎用品であるため、対象者はその属する世帯が市民税非課税世帯であるものとする

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和7年4月1日

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	訪問入浴サービス事業費用負担
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市障害者等地域生活支援事業実施規則 第8条
例 規 番 号	平成 19 年 第 2 号

【根拠条文】

(費用負担)

第8条 利用者は、入浴サービス1回につき下表に掲げる利用料を負担するものとする。また、入浴 に必要なシャンプー、タオル等は、利用者世帯で用意した物を使用するものとする。

区分	利用世帯の階層区分	利用者負担額(1回当たり)
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受け	0円
	る世帯	
В	上記以外の世帯	指定居宅サービスに要する費
		用の額の算定に関する基準(平
		成12年厚生労働省告示第19号)
		の例による。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生労働省告示第19号)

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第4項及び第53条第2項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

- 1 指定居宅サービスに要する費用の額は、別表指定居宅サービス介護給付費単位数表により算定するものとする。
- 2 指定居宅サービスに要する費用(別表中短期入所療養介護に係る緊急時施設療養費(特定治療に係るものに限る。)及び特別療養費並びに特定診療費として算定される費用を除く。)の額は、別に厚生労働大臣が定める一単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。
- 3 前2号の規定により指定居宅サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円 未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

指定居宅サービス介護給付費単位数表

2 訪問入浴介護費

イ 訪問入浴介護費 1,266単位

注

- 1 利用者に対して、指定訪問入浴介護事業所(指定居宅サービス基準第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業所をいう。以下同じ。)の看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)1人及び介護職員2人が、指定訪問入浴介護(指定居宅サービス基準第44条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。)を行った場合に算定する。
- 2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、 所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 4 利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと 認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、指定訪問入浴介護事業所の介 護職員3人が指定訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数 を算定する。
- 5 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清しき又は部分浴(洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。)を実施したときは、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
- 6 指定訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物 若しくは指定訪問入浴介護事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」

という。)に居住する利用者(指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

- 7 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者(指定居宅サービス基準第45条第1項に規定する訪問入浴介護従業者をいう。以下同じ。)が指定訪問入浴介護を行った場合は、特別地域訪問入浴介護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 8 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に 適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老 健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者 が指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数 を所定単位数に加算する。
- 9 指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(指定居宅サービス基準第53条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 10 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、訪問入浴介護費は、算定しない。
- 口 初回加算 200単位
 - 注 指定訪問入浴介護事業所において、新規利用者の居宅を訪問し、指定訪問入浴介護の利用 に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の指定訪問入浴介護を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。
- ハ 認知症専門ケア加算
 - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する 方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴 介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場 合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、 次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定 しない。
 - (1) 認知症専門ケア加算(I) 3単位
 - (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位
- ニ 看取り連携体制加算 64単位
 - 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り期におけるサービス提供を行った場合は、看取り連携体制加算として、死亡日及び死亡日以前30日以下について1回につき所定単位数を加算する。
- ホ サービス提供体制強化加算
 - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する 方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴 介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に 従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を 算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

2

- (1) サービス提供体制強化加算(I) 44単位
- (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 36単位
- (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 12単位
- へ 介護職員等処遇改善加算

注

- 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 介護職員等処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の100 に相当する単位数
 - (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の94に 相当する単位数
 - (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の79に 相当する単位数
 - (4) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからホまでにより算定した単位数の1000分の63に 相当する単位数
- 2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金 の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県 知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所(注1の加 算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当 該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲 げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しな い。
 - (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからホまでにより算定した単位数の1000分の 89に相当する単位数
 - (2) 介護職員等処遇改善加算 (V)(2) イからホまでにより算定した単位数の1000分の 84に相当する単位数
 - (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからホまでにより算定した単位数の1000分の 83に相当する単位数
 - (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからホまでにより算定した単位数の1000分の 78に相当する単位数
 - (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからホまでにより算定した単位数の1000分の 73に相当する単位数
 - (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからホまでにより算定した単位数の1000分の 67に相当する単位数
 - (7) 介護職員等処遇改善加算 (V) (7) イからホまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
 - (8) 介護職員等処遇改善加算 (V) (8) イからホまでにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数
 - (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからホまでにより算定した単位数の1000分の 59に相当する単位数
 - (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからホまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
 - (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからホまでにより算定した単位数の1000分 の52に相当する単位数
 - (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからホまでにより算定した単位数の1000分 の48に相当する単位数
 - (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからホまでにより算定した単位数の1000分 の44に相当する単位数
 - (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからホまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	承認の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市大安ぴあハウス 第 13 条
例 規 番 号	平成 28 年 条例第 20 号

【根拠条文】

(承認の取消し等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条に定める短期入所又は共同 生活援助の利用の停止を命じ、又は利用承認を取り消すことができる。この場合において、指定 管理者は、利用者に対しグループホームの明渡しを請求することができる。

- (1) 前条第2号から第4号までの規定のいずれかに該当するとき。
- (2) 利用者が利用承認の条件に違反したとき。
- (3) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (4) 偽りその他の不正な手段により利用承認を受けたとき。
- (5) 利用を中止する旨の申出があったとき。
- (6) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

前条第2号から第4号までの規定

第12条

- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 施設、備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (4) その他グループホームの管理運営上支障があると認めるとき。

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	承認の取消し等	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市篠立きのこ園条例 第12条	
例 規 番 号	平成 28 年 条例第 21 号	

【根拠条文】

(承認の取消し等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条に定める就労継続支援の利用の停止を命じ、又は利用承認を取り消すことができる。

- (1) 前条第2号から第4号までの規定のいずれかに該当するとき。
- (2) 利用者が利用承認の条件に違反したとき。
- (3) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (4) 偽りその他の不正な手段により利用承認を受けたとき。
- (5) 利用を中止する旨の申出があったとき。
- (6) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

前条第2号から第4号までの規定

第11条

- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 施設、備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (4) その他自立支援施設の管理運営上支障があると認めるとき。

設 定 年 月 日 平成 29 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日
----------------------------------	---------	----------

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	利用に要する費用の負担
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市大安ぴあハウス条例 第9条第1項及び第10条
例 規 番 号	平成 28 年 第 20 号

【根拠条文】

(利用料金)

- 第9条 前条の規定により、第6条に定める短期入所又は共同生活援助の事業の利用承認を受けた 者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。
- 2 利用料金は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
 - (1) 短期入所 法第29条第3項第2号に規定する額
 - (2) 共同生活援助 法第29条第3項第2号に規定する額に家賃月額33,000円以内を加算した額
- 3 前項第2号の家賃について、利用者が新たに利用を開始した場合又は利用を中止した場合の家賃は、当該月中の利用日数に日額1,500円以内を乗じて算出した額とする。ただし、その算出した額が前項第2号の家賃月額を超える場合は、この限りでない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

(利用者の費用負担義務)

第 10 条 飲食物費、寝具費、電気、ガス、水道、下水道等の使用に係る費用並びに共同施設の使用、維持及び運営に係る費用は、利用者の負担とする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(介護給付費又は訓練等給付費)

第 29 条

- 3 介護給付費又は訓練等給付費の額は、一月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を 控除して得た額とする。
- (2) 当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額) 身体障害者福祉法

(費用の徴収)

第38条 第18条第1項の規定により障害福祉サービスの提供若しくは提供の委託が行われた場合又は同条第2項の規定により障害者支援施設等への入所若しくは障害者支援施設等若しくは指定医療機関への入所若しくは入院の委託(国の設置する障害者支援施設等への入所の委託を除く。)が行われた場合においては、当該行政措置に要する費用を支弁した市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

知的障害者福祉法

(費用の徴収)

第27条 第15条の4又は第16条第1項第2号の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき 市町村の長は、当該知的障害者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養 義務者をいう。)から、その負担能力に応じて、当該行政措置に要する費用の全部又は一部を徴 収することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 29 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日
-------	-----------------	---------	----------

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	利用に要する費用の負担		
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市篠立きのこ園条例 第9条第1項及び第2項		
例 規 番 号	平成 28 年 第 21 号		

【根拠条文】

(利用料金)

- 第9条 前条の規定により、第6条に定める就労継続支援の事業の利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。
- 2 利用料金は、次に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

就労継続支援 法第29条第3項第2号に規定する額

法第29条第3項第2号に規定する額

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第29条

(介護給付費又は訓練等給付費)

- 3 介護給付費又は訓練等給付費の額は、一月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を 控除して得た額とする。
- (2) 当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該 政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額) 身体障害者福祉法

(費用の徴収)

第38条 第18条第1項の規定により障害福祉サービスの提供若しくは提供の委託が行われた場合 又は同条第2項の規定により障害者支援施設等への入所若しくは障害者支援施設等若しくは指 定医療機関への入所若しくは入院の委託(国の設置する障害者支援施設等への入所の委託を除 く。)が行われた場合においては、当該行政措置に要する費用を支弁した市町村の長は、当該身 体障害者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。以下同 じ。)から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

知的障害者福祉法

(費用の徴収)

第27条 第15条の4又は第16条第1項第2号の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき市町村の長は、当該知的障害者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。)から、その負担能力に応じて、当該行政措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 29 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	承認の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市オレンジ工房あげき条例 第 12 条		
例 規 番 号	平成 28 年 条例第 28 号		

【根拠条文】

(承認の取消し等)

- 第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条各号に定める事業の利用の 停止を命じ、又は利用承認を取り消すことができる。
 - (1) 前条第2号から第4号までの規定のいずれかに該当するとき。
 - (2) 利用者が利用承認の条件に違反したとき。
 - (3) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
 - (4) 偽りその他の不正な手段により利用承認を受けたとき。
 - (5) 利用を中止する旨の申出があったとき。
 - (6) 公益上やむを得ない事由が生じたとき

【基準】

根拠条文に同じ。

前条第2号から第4号までの規定

第11条

- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 施設、備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (4) その他総合支援センターの管理運営上支障があると認めるとき。

設 定 年 月 日 平成 29 年 9 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日
----------------------------------	---------	----------

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	利用料金の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市オレンジ工房あげき条例 第9条第1項及び第2項
例 規 番 号	平成 28 年 第 28 号

【根拠条文】

(利用料金)

- 第9条 前条の規定により、<u>第6条第1号から第4号まで</u>に定める事業の利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、<u>指定管理者に法第29条第3項第2号</u>に規定する額の利用料金を納付しなければならない。
- 2 <u>前条第2項の規定</u>により、多目的室の利用承認を受けた者は、別表に定める利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。別表(第9条関係)

	時間区分		
	午前	午後	夜間
	午前9時から午後	午後1時から午後	午後 5 時 30 分から
	1時まで	5 時まで	午後 9 時 30 分まで
多目的室1室に	1,000円	1,000円	1,000円
つき			

第6条第1号から第4号まで

(事業及び定員)

- 第6条 総合支援センターで行う事業及びその定員は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 法第5条第7項に定める生活介護 30人
 - (2) 同条第8項に定める短期入所 3人
 - (3) 同条第13項に定める就労移行支援 6人
 - (4) 同条第14項に定める就労継続支援 24人
 - (5) 法第77条に定める地域生活支援事業の1つとして行う生活訓練等 4人

法第29条第3項第2号に規定する額

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(介護給付費又は訓練等給付費)

第 29 条

- 3 介護給付費又は訓練等給付費の額は、一月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を 控除して得た額とする。
 - (2) 当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)

前条第2項

(利用の承認等)

第8条

2 多目的室を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の利用承認を受けなければならない。

設 定 年 月 日 平成 29 年 9 月 1 日 最終変更年月日 令和 6 年 4 月 1 日	設定年月日	平成 29 年 9 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日
----------------------------------------------------------------------	-------	-----------------	---------	----------

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	損害賠償
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市オレンジ工房あげき条例 第13条
例 規 番 号	平成 28 年 条例第 28 号

【根拠条文】

(賠償)

第13条 総合支援センターの施設、備品等を毀損し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償 しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、賠償額を減額し、 又は免除することができる。

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	損害賠償
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市大安ぴあハウス条例 第 14 条
例 規 番 号	平成 28 年 条例第 20 号

【根拠条文】

(賠償)

第14条 グループホームの施設、備品等を毀損し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が、やむを得ない事由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

設 定 年 月 日 平成 29 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日
----------------------------------	---------	----------

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	損害賠償
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市篠立きのこ園条例 第13条
例 規 番 号	平成 28 年 条例第 21 号

【根拠条文】

(賠償)

第13条 自立支援施設の施設、備品等を毀損し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が、やむを得ない事由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	利用料金の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市立田農園条例 第7条
例 規 番 号	平成 29 年 第 14 号

【根拠条文】

(利用料金)

- 第7条 市民農園の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。
- 2 利用料金は、次の表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

施設名	利用料金
市民農園	既定の区画面積に応じて、1平方メートル当
	たり 1,000 円以内/年間

設定年月日	平成 30 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	利用の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市立田農園条例 第9条
例 規 番 号	平成 29 年 条例第 14 号

【根拠条文】

(承認の取消し等)

- 第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、立田農園の利用を制限し、 又は行為の中止を命じ、若しくは利用許可を取り消すことができる。
 - (1) この条例及びこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - (2) この条例に基づく利用の許可の条件に違反したとき。
 - (3) 許可を受けた目的以外に利用することが明らかになったとき。
 - (4) 指定管理者が管理運営上必要と認めて行う指示に従わないとき。
 - (5) 詐欺その他不正な行為により、利用の許可を受けたことが明らかになったとき。

設定年月日	平成 30 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	原状回復
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市立田農園条例 第 11 条
例 規 番 号	平成 29 年 条例第 14 号

【根拠条文】

(原状回復義務)

第11条 利用者は、その利用が終わったとき、又は第9条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

設定年月日	平成 30 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日
-------	-----------------	---------	----------

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	損害賠償
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市立田農園条例 第 12 条
例 規 番 号	平成 29 年 条例第 14 号

【根拠条文】

(原状回復義務)

- 第12条 立田農園の施設、設備又は器具等を損傷又は減失したときは、直ちにその旨を市長に届け 出なければならない。
- 2 利用者は、前項の損傷又は減失が利用者の故意又は過失によるものであるときは、その損害を 賠償しなければならない。ただし、市長が、やむを得ない事由があると認めたときは、賠償額を 減額し、又は免除することができる。

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	利用許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市老人福祉センター等設置及び管理に関する条例 第9条第1項
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 94 号

【根拠条文】

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は施設の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (3) 公益上又は運営上やむを得ない理由が生じたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

条例第9条第1項に規定する「施設の管理上特に必要があるとき」とは、次のいずれかの事項に該当するおそれがある場合をいう。

- (1) 利用者が集会等を平穏に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれがあって、警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別な事情がある場合。
- (3) 利用予定人数が施設の収容人数を著しく超える場合その他申請者若しくは他の利用者の安全の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合。
- (4) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合。
- (5) 休館日に利用する場合又は開館時間以外の時間に利用する場合。ただし、開館時間の変更又は臨時の開館により利用させる場合を除く。

条例第9条第1項第3号に規定する「公益上又は運営上やむを得ない理由が生じたとき」とは、次の事項に該当する場合をいう。

- (1) 学術調査、研究、その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合
- (2) 電気、ガス事業その他の公益事業の用に供するためやむを得ないと認められる場合
- (3) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合
- (4) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合
- (5) その他本市の事務事業上やむを得ないと認める場合

備考

いなべ市暴力団排除条例第9条(公の施設の利用における制限)に規定する暴力団を利することとなると認めらる場合許可を取り消す。

いなべ市暴力団排除条例

(公の施設の利用における制限)

第9条 市長若しくは市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市老人福祉センター等設置及び管理に関する条例 第10条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 94 号

【根拠条文】

(使用料)

第10条 第4条第1項及び第2項に規定するものが利用する場合は、使用料を無料とする。

2 第4条第3項に規定するものが利用する場合は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

別表(第10条関係)

1 いなべ市北勢福祉センター使用料

単位:円

利用時間		大会議室	その他の室1室につき
午前	午前9時から正午まで	800	300
午後	正午から午後6時まで	1,000	500
夜間	午後 6 時から午後 10 時まで	1,500	800

2 いなべ市員弁老人福祉センター使用料

単位:円/30分

区分 昼間		夜間	
	午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	
会議室1	100	150	
会議室 2	100	150	
会議室3	100	150	
会議室4	100	150	
調理室	200	300	
集会室	200	300	

- 第4条 施設を利用することができる者は、それぞれ当該各号に定めるものとする。
 - (1) 市内に居住する 60 歳以上の者
 - (2) 市内に居住し、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者及びその介護者並びに ボランティアの団体
- 2 市長は、前項に定める者のほか、適当と認めるものに、利用させることができる。
- 3 市長は、その他特に必要があると認める団体等について利用させることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和3年4月1日

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	原状回復命令
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市老人福祉センター等設置及び管理に関する条例 第13条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 94 号

【根拠条文】

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、その利用が終わったとき、又は利用を停止されたとき、若しくは利用の許可を 取り消されたときは、直ちにその利用場所を原状に回復して返還しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市藤原高齢者生活支援センターいこい条例 第7条
例 規 番 号	平成21年 第21号

【根拠条文】

(使用料)

第7条 <u>前条第1項</u>の規定により使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、<u>別表</u>に定める 使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限り でない。

前条第1項

(使用の許可等)

第6条 施設を使用しようとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ市長の許可を受けなければならない。

別表(第7条関係)

	時間区分				
	午前	午後	夜間	全日	
	午前 9 時から午後	午後1時から午後5	午後5時30分から	午前 9 時から午後	
	1 時まで	時まで	午後9時30分まで	9 時 30 分まで	
大広間 (舞台付)	円	円	円	円	
1 室につき	1,500	1,500	2,000	5, 000	
大広間	1,000	1,000	1, 500	3, 500	
1 室につき					
相談室	500	500	1,000	2,000	
1 室につき					
調理教室	500	500	800	1,800	
会議室	500	500	800	1,800	
浴室	_	100	_	_	
1 人につき					

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 21 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和3年4月1日

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	である。 で 行為の制限許可の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市藤原高齢者生活支援センターいこい条例 第13条第1項		
例 規 番 号	平成21年 第21号		

【根拠条文】

(許可の取消等)

- 第13条 市長は、<u>第11条の規定</u>により許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、 行為の許可を取り消し、又は行為の中止を命ずることができる。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - (2) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。
 - (3) 許可を受けた目的以外の目的のために使用することが明らかとなったとき。
 - (4) 施設の管理上、市長が必要と認めてする指示に従わないとき。
 - (5) 詐欺その他不正な行為により、この条例に基づく許可を受けたことが明らかとなったとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
- 2 市長は、前項の措置によってその使用者に損害が生じることがあっても、責めを負わない。

第11条の規定

(行為の制限)

- 第 11 条 施設において、次の各号に掲げる行為をしようとするものは、市長の許可を受けなければならない。
 - (1) 物品の販売その他これに類する行為をするとき。
 - (2) 興行を行うとき。
 - (3) 展示会、競技会、集会その他これらに類する催しを行うとき。
 - (4) 広告物等を掲示し、又は配布するとき。
- 2 前項の許可を受けようとするものは、行為の目的、期間、場所、内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の許可に施設の管理上必要な条件を付けることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 21 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和3年4月1日

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	原状回復命令
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市藤原高齢者生活支援センターいこい条例 第14条
例 規 番 号	平成21年 第21号

【根拠条文】

(原状回復の義務)

第14条 <u>第11条の規定</u>により許可を受けた者は、当該許可に係る行為が終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。前条の規定により行為の許可を取り消されたとき、 又は行為の中止を命ぜられたときも、また同様とする。

第11条の規定

(行為の制限)

- 第 11 条 施設において、次の各号に掲げる行為をしようとするものは、市長の許可を受けなければならない。
 - (1) 物品の販売その他これに類する行為をするとき。
 - (2) 興行を行うとき。
 - (3) 展示会、競技会、集会その他これらに類する催しを行うとき。
 - (4) 広告物等を掲示し、又は配布するとき。
- 2 前項の許可を受けようとするものは、行為の目的、期間、場所、内容その他規則で定める事項 を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の許可に施設の管理上必要な条件を付けることができる。

(許可の取消等)

- 第13条 市長は、第11条の規定により許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、 行為の許可を取り消し、又は行為の中止を命ずることができる。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - (2) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。
 - (3) 許可を受けた目的以外の目的のために使用することが明らかとなったとき。
 - (4) 施設の管理上、市長が必要と認めてする指示に従わないとき。
 - (5) 詐欺その他不正な行為により、この条例に基づく許可を受けたことが明らかとなったとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
- 2 市長は、前項の措置によってその使用者に損害が生じることがあっても、責めを負わない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 21 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和3年4月1日

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	損害賠償の義務
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市藤原高齢者生活支援センターいこい条例 第15条
例 規 番 号	平成21年 第21号

【根拠条文】

(損害賠償の義務)

- 第 15 条 使用者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 市長は、使用者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めたときは、前項に規定する賠償の全部又は一部を免除することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日 平成21年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日
-----------------	---------	----------

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	利用許可の取消し
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市熟人荘パークゴルフ場設置及び管理に関する条例第7条
例 規 番 号	平成20年 条例第28号

【根拠条文】(利用許可の取消し等)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は施設の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (3) 公益上又は施設の管理上やむを得ない理由が生じたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき

【基 準】

根拠条文に同じ。

条例第7条第1項第3号に規定する「公益上又は施設の管理上やむを得ない理由が生じたとき」とは、次の事項に該当する場合をいう。

- (1) 学術調査、研究、その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合
- (2) 電気、ガス事業その他の公益事業の用に供するためやむを得ないと認められる場合
- (3) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合
- (4) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合
- (5) その他本市の事務事業上やむを得ないと認める場合

いなべ市暴力団排除条例第9条(公の施設の利用における制限)に規定する暴力団を利することとなると認めらる場合許可を取り消す。

いなべ市暴力団排除条例

(公の施設の利用における制限)

第9条 市長若しくは市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和3年4月1日

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	利用停止命令又は利用承認の取消し	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市熟人荘パークゴルフ場設置及び管理に関する条例第 10 条	
例 規 番 号	平成20年 条例第28号	

【根拠条文】

(承認の取消し等)

- 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援センターの利用の停止を命じ、又は 利用承認を取り消すことができる。
 - (1) 前条第2号から第4号までの規定のいずれかに該当する場合
 - (2) 利用者が利用承認の条件に違反した場合
 - (3) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反した場合
 - (4) 偽りその他の不正な手段により利用承認を受けた場合
 - (5) 利用を中止する旨の申出があった場合
 - (6) 公益上やむを得ない事由が生じた場合

前条第2号から第4号

- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認をしない。
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合
 - (3) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認める場合
 - (4) その他支援センターの管理運営上支障があると認める場合

【基準】

根拠条文に同じ。

設 定 年 月 日 平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和3年4月1日
----------------------------------	---------	----------

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	原状回復の義務
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市熟人荘パークゴルフ場設置及び管理に関する条例第 11 条
例 規 番 号	平成20年 条例第28号

【根拠条文】

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、その利用が終わったとき、又は利用を停止されたとき、若しくは、利用の許可を取り消されたときは、直ちにその利用場所を原状に回復しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和3年4月1日
-------	-----------------	---------	----------

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	損害賠償の義務
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市熟人荘パークゴルフ場設置及び管理に関する条例第 12 条
例 規 番 号	平成20年 条例第28号

【根拠条文】

(損害賠償の義務)

第12条 利用者が施設の建物、設備、附属器具等を損傷し、又は滅失したときは、利用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

1

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	総合事業に要する費用の負担	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則第10条第2項	
例 規 番 号	平成28年 規則第41号	

【根拠条文】

2 居宅要支援被保険者等は、第6条第1項第1号又は第2号の方法により総合事業を実施するときは、市長が別に定めるところにより、総合事業に要する費用の一部を負担するものとする。

【基準】

いなべ市通所型サービス・活動C事業実施要綱

別表(第5条関係)

利用者の階層区分	1回当たり利用料
生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規 定する被保護者	0 円
上記以外	300 円

いなべ市生活支援サービス事業実施要綱

別表(第6条関係)

		利用料	
事業の 提供時間	#P III (/) ALI	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第6条第1項に規定する	
INC DV (Int)		被保護者	11 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
30 分	500 円	0円	50 円
60 分	864 円	0円	100 円

いなべ市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱

別表(第6条関係)

類 型	対象となるサービス	区 分	単位数
ケアマネジメント	・介護予防訪問介護相当サービス ・介護予防通所介護相当サービス	ケアマネジメ ント費	442 単位
A	・サービス・活動C(訪問型及び通所型)	初回加算	300 単位
	など	委託連携加算	300 単位
ケアマネジメント	・サービス・活動A(訪問型及び通所型)	ケアマネジメ ント費	221 単位
В		初回加算	300 単位
		委託連携加算	300 単位
ケアマネジメント	・サービス・活動B(訪問型及び通所型)	ケアマネジメ ント費	147 単位
С	・一般介護予防事業 など	初回加算	300 単位
		委託連携加算	300 単位

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和7年4月1日

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	延滞金の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市介護保険条例 第8条
例 規 番 号	平成 16 年 条例第 3 号

【根拠条文】

(延滞金)

- 第8条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 2 前項に規定する延滞金額の端数計算については、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の4の 2第5項の規定を準用する。
- 3 第1項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 4 市長は、特別な事情のある者について、第1項の延滞金を減免することができる。

附則

(延滞金の割合の特例)

第2条 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

【基準】

根拠条文及び附則の規定に基づく。

備考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和5年4月1日

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市介護保険条例 第12条~第15条
例 規 番 号	平成 16 年 条例第 3 号

【根拠条文】

- 第12条 市は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料に処する。
- 第13条 市は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項 後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険 者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料に処する。
- 第14条 市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。
- 第15条 市は、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金(法第150条 第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対 し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。
- 第16条 第12条から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。
- 2 第12条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、 その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

介護保険法

(届出等)

- 第12条 第1号被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失 に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。ただし、第10条第4号に該 当するに至ったことにより被保険者の資格を取得した場合(厚生労働省令で定める場合を除く。) については、この限りでない。
- 2 第1号被保険者の属する世帯の世帯主は、その世帯に属する第1号被保険者に代わって、当該第 1号被保険者に係る前項の規定による届出をすることができる。

(資格取得の時期)

第 10 条

- 4 当該市町村の区域内に住所を有する者(医療保険加入者を除く。)が65歳に達したとき。
- 第30条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者について、その介護の必要の程度が低下したことにより当該要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当するに至ったと認めるときは、要介護状態区分の変更の認定をすることができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更の認定に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに当該変更の認定に係る要介護状態区分及び次項において準用する第27条第5項後段の規定による認定審査会の意見(同項第2号に掲げる事項に係るものに限る。)を記載し、これを返付するものとする。

(要介護認定の取消し)

第31条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該 要介護認定を取り消すことができる。<u>この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めると</u> <u>ころにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第27条第7項各</u> 号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。

(要支援状態区分の変更の認定)

第33条の3 市町村は、要支援認定を受けた被保険者について、その支援の必要の程度が低下したことにより当該要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当するに至ったと認めるときは、要支援状態区分の変更の認定をすることができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更の認定に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに当該変更の認定に係る要支援状態区分及び次項において準用する第三十二条第四項後段の規定による認定審査会の意見(同項第二号に掲げる事項に係るものに限る。)を記載し、これを返付するものとする。

(要支援認定の取消し)

第34条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要支援認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第32条第6項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする

(要介護認定等の手続の特例)

第 35 条

6 市町村は、前項の規定による通知があったときは、当該通知に係る被保険者について、第32条 第1項の申請がなされ、同条第3項の規定により認定審査会に審査及び判定を求め、同条第4項の 規定により認定審査会の通知を受けたものとみなし、要支援認定をすることができる。<u>この場合</u> において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該通知に係る被保険者に対しその 被保険者証の提出を求め、これに同条第六項各号に掲げる事項を記載し、これを返付するものと する。

(保険料滞納者に係る支払方法の変更)

- 第66条 市町村は、保険料を滞納している第1号被保険者である要介護被保険者等(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができるものを除く。)が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第41条第6項、第42条の2第6項、第46条第4項、第48条第4項、第51条の3第4項、第53条第4項、第54条の2第6項、第58条第4項及び第61条の3第4項の規定を適用しない旨の記載(以下この条及び次条第3項において「支払方法変更の記載」という。)をするものとする。
- 2 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に 規定する政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、同項に規定する要介護被保険者 等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に支払方法変更の記載をすることができ る。

(医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止)

- 第68条 市町村は、保険給付を受けることができる第2号被保険者である要介護被保険者等について、医療保険各法の定めるところにより当該要介護被保険者等が納付義務又は払込義務を負う保険料(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による国民健康保険税を含む。)又は掛金であってその納期限又は払込期限までに納付しなかったもの(以下この項及び次項において「未納医療保険料等」という。)がある場合においては、未納医療保険料等があることにつき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第41条第6項、第42条の2第6項、第46条第4項、第48条第4項、第51条の3第4項、第53条第4項、第54条の2第6項、第58条第4項及び第61条の三第四項の規定を適用しない旨並びに保険給付の全部又は一部の支払を差し止める旨の記載(以下この条において「保険給付差止の記載」という。)をすることができる。
- 第 202 条 市町村は、被保険者の資格、保険給付、地域支援事業及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
- 第 150 条 支払基金は、第 160 条第 1 項に規定する業務に要する費用に充てるため、年度(毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。以下この節及び次章において同じ。)ごとに、医療保険者から、介護給付費・地域支援事業支援納付金(以下「納付金」という。)を徴収する。
- 2 医療保険者は、納付金の納付に充てるため医療保険各法又は地方税法の規定により保険料若しくは掛金又は国民健康保険税を徴収し、納付金を納付する義務を負う。
- 第157条 前条第1項の規定により納付金の納付を督促したときは、支払基金は、その督促に係る納付金の額につき年14.5パーセントの割合で、納付期日の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る納付金の額が1,000円未満であるときは、この限りでない。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日

3

担当部署: 健康こども部 こども政策課

処分の概要	生活支援利用者の負担額
法 令 名 根 拠 条 項	いなべ市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施規則 第9条
法令番号	平成 28 年規則第 25 号

【根拠条文】

(費用)

第9条 この事業による生活支援を受けた者は、<u>別表第1に定める費用</u>を利用者負担金として、市長に支払わなければならない。

【基準】

別表第1に定める費用

別表第1 (第9条関係)

利用世帯の区分	利用者の負担額(1時間当たり)	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯	0 円	0 円
市町村民税非課税世帯	0 円	0 円
児童扶養手当支給水準の課税世帯	70 円	150 円
児童扶養手当の支給がない課税世帯	150 円	300 円

備考

1 宿泊を伴う子育て支援の場合の利用者負担額は、時間数を8時間とした場合の基本額に0.5を乗じて得た額に児童数を乗じて算定するものとする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

担当部署: 健康こども部 母子保健課

処分の概要	未熟児養育医療費の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市母子保健法施行細則 第7条
例 規 番 号	令和2年 規則第40号

【根拠条文】

(費用の徴収)

- 第7条 市長は、養育医療の給付に要する費用を支弁したときは、法第21条の4第1項の規定により、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収するものとする。
- 2 前項の規定により徴収する額は、別表に定める額とする。

【基準】

別表(第7条関係)

徴収基準額表

	の階層区分	徴収基準月額	加算月額	
田市	· 八百宿区刀	(円)	(円)	
	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による		0	0
	被保護世帯(単給世帯を含	む。) 及び中国残留邦	O	
A	人等の円滑な帰国の促進	並びに永住帰国した		
Λ	中国残留邦人等及び特定	配偶者の自立の支援		
	に関する法律(平成6年)	去律第 30 号) による		
	支援給付受給世帯			
В	A階層を除き、当該年度分	分の市民税の非課税世	2,600	260
D	带		2,000	200
С	A階層を除き、当該年度分	A 階層を除き、当該年度分の市民税均等割の額		540
	のみの課税世帯			
D1	A 階層、B 階層及び C 階	15,000 円以下	7, 900	790
D2	層を除き、当該年度分の	15,001 円以上	10,800	1,080
	市民税の課税世帯であ	21,000 円以下		
D3	って、その市民税所得割	20,001 円以上	16, 200	1,620
	の額の区分が右の区分	51,000 円以下		
D4	に該当する世帯	51,001 円以上	22, 400	2, 240
		87,000 円以下		
D5		87,001 円以上	34, 800	3, 480
		171,300 円以下		
D6		171,301 円以上	49, 400	4,940
		252,100 円以下		
D7		252, 101 円以上	65, 000	6, 500
		342,100 円以下		
D8		342,101 円以上	82, 400	8, 240
		450,100 円以下		

D9	450,101 円以上	102, 000	10, 200	
	579,000 円以下			
D10	579,001 円以上	123, 400	12, 340	
	700,900 円以下			
D11	700,901 円以上	147, 000	14, 700	
	849,000 円以下			
D12	849,001 円以上	179 500	17 950	
	1,041,000 円以下	172, 500	17, 250	
D13	1,041,001 円以上	199, 900	19, 900	
	1, 222, 500 円以下	199, 900	19, 900	
D14	1,222,501 円以上	229, 400	22, 940	
D14	1,423,500 円以下			
	1,423,501 円以上	全額	左の徴収基準月	
			額の1割。ただ	
			し、その額が	
D15			26,300円に満た	
			ない場合は	
			26,300 円とす	
			る。	

備考

- 1 この表の C 階層における「均等割」とは、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、D1~D15 階層における「所得割」とは、同項第 2 号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7、同法第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 6 項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。
- 2 当該年度の市民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市民税によることとする。
- 3 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、7月1日を起点として取り扱うものとする。

- 4 徴収月額の決定の特例
 - (1) 同一世帯から2人以上の児童が給付を受ける場合においては、その月の徴収基準月額((2) による日割計算後の額)の最も多額な児童以外の児童については、徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。
 - (2) 入院期間が、1か月未満の者については、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき、さらに日割計算によって決定する。(ただし、D15階層を除く。) 基準月額×その月の入院期間/その月の実日数
 - (3) 10 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
 - (4) 児童に民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する当該児童の扶養義務者がないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課せられている場合は、本人につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。
- 5 世帯階層区分の認定
 - (1) 認定の原則 世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その市民税の課税の有無等により行うものである。
 - (2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すので

2

あって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯はもちろんのこと、父が農閑期で出稼ぎのため数か月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

- イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。)並びにそれ以外の三親等内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者(以下「世帯外扶養義務者」という。)の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。
- 6 この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、市の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による負担額を差し引いた残りの額をいう。
- 7 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。
- 8 平成 30 年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、B階層の対象世帯のうち、 特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。
- 9 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第 292 条第 1 項第 11 号に 規定する寡婦又は同項第 12 号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得(地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する所得金額の合計額。 1 月から 6 月までの間の利用においては、前々 年とする。以下同じ。)が同法第 295 条第 1 項第 2 号の規定に該当するときは、市民税非課税と して取扱う。また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市民税非課税として取り扱 う者以外の者については、1 における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金 額又は山林所得金額の合計額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては 26 万円を、(2)に該 当する場合にあっては 30 万円を控除するものとする。
 - (1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族 その他その者と生計を一にする子(前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除さ れる額(以下「基礎控除額」という。)以下である子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族 である者を除く。以下同じ。))を有するもの((2)に掲げる者を除く。)
 - (2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの
 - (3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

備考

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日
m ~ 1 /1 -	14 / 15 0 1 1 7 / 3 1 1	4X-11/10-	

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	保育料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則 第2条
例 規 番 号	平成 15 年 規則第 55 号

【根拠条文】

(利用者負担額)

第2条 利用者負担額は、法第27条第3項第2号、法第28条第2項、法第29条第3項第2号、法第30条第 2項各号並びに法附則第9条第1項第1号イ及び第2号イの政令で定める額を限度として法第20条第 4項に規定する当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案し て市が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額 0円
- (2) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額 0円
- (3) 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額 別表第1に定める額 別表第1

利用者負担額基準表

納入義務者の属する世帯の階層区分		利用者負担	額(月額)	
階層区分	要件		保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世	上带等	0 円	0 円
第2階層	第1階層	市町村民税非課税世帯	0 円	0 円
第3階層	を除き、	所得割 48,600 円未満	7,000円	6,800円
第4の1階層	市町村民	所得割 48,600 円以上	10,000円	9,800円
	税課税額	64,000 円未満		
第4の2階層	が次の区	所得割 64,000 円以上	13,000円	12,700円
	分に該当	79,000 円未満		
第4の3階層	する世帯	所得割 79,000 円以上	16,500円	16, 200 円
		97,000 円未満		
第5の1階層		所得割 97,000 円以上	22,000円	21,600円
		124,000 円未満		
第5の2階層		所得割 124,000 円以上	24,500円	24,000円
		144,000 円未満		
第5の3階層		所得割 144,000 円以上	26,500円	26,000円
		169,000 円未満		
第6の1階層		所得割 169,000 円以上	31,000円	30,400円
		212,000 円未満		
第6の2階層		所得割 212,000 円以上	33,500円	32,900 円
		255,000 円未満		
第6の3階層		所得割 255,000 円以上	37,000円	36, 300 円
		301,000 円未満		
第7階層		所得割 301,000 円以上	44,000円	43, 200 円
		397,000 円未満		
第8階層		所得割 397,000 円以上	48,000円	47, 100 円

- 1 この表における「保育標準時間」とは、法第20条第3項の規定により認定が行われた保育必要量が、1日当たり11時間までに限るものをいう。この表における「保育短時間」とは、保育必要量が、1日当たり8時間までに限るものをいう。
- 2 この表における「生活保護世帯等」とは、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付受給

世帯並びに児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児 童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世 帯をいう。

- 3 この表における「市町村民税課税額」とは、市町村民税の所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割をいい、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)を計算するときには、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用せず、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者は、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。
- 4 世帯構成員の2人以上に所得がある場合は、父母及びそれ以外の扶養義務者(生計を維持する上で中心となる者の場合に限る。)の市町村民税の所得割課税額を合算する。
- 5 児童の属する世帯が次に掲げる世帯であって、第3階層、第4の1階層又は第4の2階層中所得割の額が77,101円未満の場合は、利用者負担額の半額とし、教育・保育給付認定保護者と生計を一にする子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)第28条の2第1号又は第2号に該当する者が入所児童より年長者で1人以上いる場合は、0円とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)による配偶者のない者で現に 児童を扶養している者(子ども・子育て支援法施行令(平成 26 年政令第 213 号)第 4 条第 2 項 第 6 号に掲げる特定教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。)
 - (2) 次に掲げる在宅障害児(者)を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を 受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号)に定める療育手帳の交付 を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条に定める 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条第1項に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第141号)第30条に定める障害基礎年金の受給者
 - オ その他市長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- 6 第3階層又は第4の1階層の所得割額が57,700円未満の場合であって教育・保育給付認定保護者と生計を一にする府令第28条の2第1号及び第2号に該当する者が入所児童より年長者で1人いる場合は、利用者負担額の半額とし、2人以上いる場合は、0円とする。
- 7 第4の1階層中の所得割額が57,700円以上の場合(備考5に掲げる世帯にあっては、第4の2階層(所得割の額が77,101円以上))から第8階層までの教育・保育給付認定保護者であって、当該世帯に次に掲げる小学校就学前子どもが複数人いる場合は、当該小学校就学前子どものうち2人目を利用者負担額の半額とし、3人目以降を無料とする。
 - (1) 次に掲げる施設に在籍する小学校就学前子ども
 - ア 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。)
 - イ 幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園をいい、認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第10項の規定による公示がされたものを除く。)
 - ウ 特別支援学校(学校教育法第1条に規定する特別支援学校をいい、同法第76条第2項に 規定する幼稚部に限る。)
 - エ 保育所(児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいい、認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第10項の規定による公示がされたものを除く。)
 - (2) 地域型保育又は法第 30 条第 1 項第 4 条に規定する特例保育を受ける小学校就学前子ども
 - (3) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている施設のうち、児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)であって同法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものを利用する小学校就学前子ども

- (4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第4項に規定する居 宅訪問型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども
- (5) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設に通う小学校就学前子ども

別表第2(第4条関係)

利用者負担額減免基準表

不	川用者負担額減免	基準表			
	該当事由	適用要件	減免する額	添付書類	期間
1	教育・保育認	教育・保育認定保	全額	医師の診断書	申請日の属
	定保護者又は扶	護者等の属する世		雇用保険被保険者証	する月の翌
	養義務者の属す	帯が、生活保護法		受給資格者証	月から必要
	る世帯の生計を	(昭和25年法律		給与証明書	な期間
	主として維持す	第 114 号)に基づ		その他証明の確認の	
	る者(以下「教	く被保護世帯と同		ために市長が求める	
	育・保育認定保	等と認められる場		書類	
	護者等」)の死	合			
	亡又は障害等に				
	より最低生活に				
	支障をきたすと				
	き。				
2	教育・保育認	教育・保育認定保	利用者負担額に2分	医師の診断書	申請日の属
	定保護者等が、	護者等の属する世	の1を乗じて得た額	雇用保険被保険者証	する月の翌
				受給資格者証	月から必要
	業等、本人の責	の規定による保護	て)	給与証明書	な期間
	によらない事情	の要否判定に用い		その他証明の確認の	
		られる実収月額が		ために市長が求める	
		生活保護法による		書類	
	- · · ·	保護の基準(昭和			
		38 年厚生労働省			
		告示第 158 号) に			
		規定する基準生活			
		費の 100 分の 130			
		相当額以下に減少			
		し、利用者負担額			
		の納付が著しく困			
		難であると認めら			
		れる場合	と ウベ 人 体 フル 人 体	田 (公式 明書)	由誌口の屋
3			住宅が全焼又は全壊の埋みの欠		申請日の属
		壊、半焼、半壊し			する月の翌日かららか
	れらに類する災 害(以下「災害		住宅が半焼、半壊の 場合 利用者負担額		月から6か月間を限度
	等」という。)		に2分の1を乗じて	音 短	月間を限度とし、必要
	でより、子ども		に 2 分の 1 を来して 得た額 (10 円未満は		とし、必要な期間
	の属する世帯が		(10 円水禍は 切捨て)		/よが][17]
	居住する住宅が		J~ 10 C /		
	著しい損害を受				
	けたとき。				
4		小学校就学前子ど	 利用者負担額に2分	医師の診断書	事実のあっ
			の1を乗じて得た額		た日の属す
				確認のために市長が	る月
		当該月の保育日数		求める書類	
	期間欠席したと			7. 7 9 11 790	
		む。) の3分の2			
	5	以上欠席した場合			
5	小学校就学前		保育日数(土曜日を	医師の診断書	事実のあっ
					た日の属す
	症等により、出	より、当該月(土	合 全額	求める書類	る月
	席停止の指示を	曜日を含む。)の	保育日数(土曜日を		
_					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

3

いなべ市 条例適用不利益処分個票

されたと	V J	は2分の1以上出 席停止の指示をさ れた場合	含む。)の2分の1 以上の場合 利用者 負担額に2分の1を 乗じて得た額(10円 未満は切捨て)		
6 市長が特要と認め7 き。				確認のために市長が 求める書類	必要と認め る期間

別表第3(第5条関係)

時間外保育料基準額表

区分	時間外保育料こども1人につき	
30 分当たり		100 円

別表第4(第6条関係)

預かり保育料基準額表

区分	預かり保育料 子ども1人につき
30 分当たり	100円

備考

設定年月日	平成 26 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和7年4月1日
-------	-----------------	---------	----------

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	利用者負担金の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市一時預かり事業(余裕活用型)実施細則 第13条
例 規 番 号	平成 30 年 規則第 12 号

【根拠条文】

(利用者負担金)

第13条 この事業を利用した保護者は、事業利用月の翌月末までに別表第2に定める費用を利用者 負担金として市長に支払わなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

別表 2 (第13条関係)

	対象児童の属する世帯区分	利用者負担	金 (日額)
		満3歳未満	満3歳以上
1	生活保護世帯 実施要綱 5(3)アに該当する世帯	0 円	0 円
2	保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方	0 円	0 円
	税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町村民		
	税を課されない者である場合 実施要綱 5(3)イに該当		
	する世帯		
3	保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者につい	0 円	0 円
	て地方税法の規定による市町村民税の同法第 292 条第		
	1 項第 2 号に掲げる所得割の額を合算した額が 7 万		
	7,101 円未満である場合 実施要綱 5(3)ウに該当する		
	世帯		
4	要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及	0 円	0 円
	び要保護児童のいる世帯その他市が特に支援が必要と		
	認めた場合 実施要綱 5(3)エに該当する世帯		
5	その他1から4まで以外の世帯	1,800円	1,500円

備考

- 1 本表中の対象児童の属する世帯区分のうち2及び3を決定するための市町村民税及び市町村民税所得割合算額の判定の時期は、当該年度の4月から8月までは前年度の市町村民税により、9月以降は当該年度の市町村民税により判定する。
- 2 本表中の対象児童の属する世帯区分のうち4の決定については、市の判断により決定する。

設定年月日	平成 30 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和7年4月1日

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	利用の制限
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市一時預かり事業(余裕活用型)実施細則 第5条
例 規 番 号	平成 30 年 規則第 12 号

【根拠条文】

(利用の制限)

- 第5条 対象児童が次の各号のいずれかに該当するときは、事業を利用することができない。
 - (1) 感染症の症状を呈しているとき。
 - (2) 明らかな発熱を呈しているとき。
 - (3) 身体上又は精神上障がいがある場合で、保育困難であると市長が認めるとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

担当部署: 農林商工部 農林整備課

処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市農道管理条例 第9条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 117 号

【根拠条文】

(使用料の徴収)

第9条 管理者は、<u>前条</u>に基づき農道を使用しようとする者から、使用料を徴収することができる。 2 使用料等については、いなべ市法定外公共物管理条例(平成15年いなべ市条例第123号)を準用す る。

前条

(農道の使用の許可)

- 第8条 農道に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して農道を使用 しようとする場合には、管理者の許可を受けなければならない。
 - (1) 工事用施設又は工事用材料置場
 - (2) 電柱及び電線
 - (3) 用排水路
 - (4) 前3号に掲げるものを除くほか、農道の構造又は通行に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設
- 2 管理者は、別に定める許可基準に適合すると認めるときは、使用を許可するものとする。この 場合において、使用の許可期間は、1 箇年を限度とし、会計年度ごとに更新するものとする。
- 3 第1項の規定による許可を受けた者(以下「農道使用者」という。)は、申請書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない

いなべ市法定外公共物管理条例

(使用料等の徴収)

第17条 許可を受けた者は、<u>別表</u>に定めるところにより、市長が交付する納入通知書に基づき、 使用料又は採取料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。

別表(第17条関係)

1 法定外公共物を使用する場合

	占用物件	単位	占用料
法第32条第	第1種電柱	1本につき1年	1, 200
1項第1号	第2種電柱		1,800
に掲げる工	第3種電柱		2, 500
作物	第1種電話柱		1, 100
	第2種電話柱		1,700
	第3種話電柱		2, 400
	その他の柱類		82
	共架電線その他上空に設ける	長さ1メートル	11
	線類	につき1年	

いなべ市 条例適用不利益処分個票

				いなへ用き	条例適用不利益処分值。
	地下電線その他	地下に設ける			5
	線類				
	路上に設ける変	王器	1個につき1年		810
ı	地下に設ける変	圧器	占用面積1平方		550
			メートルにつ		
			き1年		
	変圧塔その他こ	れに類するも	1個につき1年		1,600
	の及び公衆電話	所	1		
	郵便差出箱				690
	広告塔		表示面積1平方		3, 700
			メートルにつ		
			き1年		
	その他のもの		占用面積1平方		1,600
			メートルにつ		
			き1年		
	第外径が0.1メー	トル未満のも			55
1項第2号	<i>O</i>		につき1年		
	勿外径が0.1メー		5		82
件	メートル未満の				
	外径が0.15メー		2		110
	メートル未満の				
	外径が0.2メート	・ル以上0.4メ			220
	ートル未満のも	の	1		
	外径が0.4メート	・ル以上1メー	-		550
	トル未満のもの		1		
	外径が1メートル	/以上のもの			1, 100
	31項第3号及び第4	号に掲げる施			1,600
設	atalul — dla — colubbi		メートルにつ		ATT 3 store
	第地下街及び階数		き1年 -	Aに0.003を乗じて	
		なが2のもの	1	Aに0.005を乗じて	
に掲げるカ		なが3以上のも		Aに0.006を乗じて	得た額
設	0	n h	_		
	上空に設ける通		_		2, 500
	地下に設ける通	路	_		1, 200
	その他のもの				1,600
	第祭礼、縁日等に	際し、一時的			37
	こに設けるもの		メートルにつ		
掲げる施設			き1日		
	その他のもの		占用面積1平方		370
			メートルにつ		
			き1月		
	1看板(アーート				370
	るチであるももの)	メートルにつ		
物件	のを除く。)		き1月		

いなべ市 条例適用不利益処分個票

				いなべ巾	条例適用不利益処分個界
		その他のもの	表示面積1平方		3, 700
			メートルにつ		
			き1年		
	標識		1本につき1年		1, 300
	旗ざお	祭礼、縁日等に際	1本につき1日		37
		し、一時的に設け			
		るもの			
		その他のもの	1本につき1月		370
	幕(令 <u>第7条</u>	祭礼、縁日等に際	その面積1平方		37
	第4号に掲	し、一時的に設け	メートルにつ		
	げる工事用	るもの	き1日		
	施設である	その他のもの	その面積1平方		370
	ものを除		メートルにつ		
	⟨。)		き1月		
	アーチ	車道を横断する	1基につき1月		3, 700
		もの			
		その他のもの			1,800
令 <u>第7条第4</u>	<u>号</u> に掲げるコ	二事用施設及び <u>同</u>	占用面積1平方		370
条第5号に掲	。 げる工事用村	才料	メートルにつ		
令 <u>第7条第6</u>	<u>号</u> に掲げる仮	反設建築物及び <u>同</u>	き1月		160
条第7号に掲	げる施設				
令 <u>第7条第</u> 8	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方	Aに0.006を乗じて	て得た額
<u>号</u> に掲げる		階数が2のもの	メートルにつ	Aに0.009を乗じて	て得た額
施設並びに		階数が3のもの	き1年	Aに0.011を乗じて	て得た額
同条第9号		階数が4以上のも		Aに0.013を乗じて	て得た額
に掲げる		の			
施設及び自	その他のもの) D		Aに0.006を乗じて	 て得た額
動車駐車場					
-					

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日

担当部署: 農林商工部 農林整備課

処分の概要	原状回復命令
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市農道管理条例 第11条第1項
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 117 号

【根拠条文】

(原状回復の義務)

- 第11条 農道使用者は、農道の使用の期間が満了した場合又は農道の使用を廃止した場合においては、使用施設を除却し、農道を原状に回復しなければならない。
- 2 管理者は、使用者に対し、前項の規定により原状に回復することが不適当であると認める場合は、その措置について必要な指示を行うものとする。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日

担当部署: 農林商工部 農林整備課

処分の概要 林道の保全を害するおそれがあると認められる車両に対する措置命令	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市林道管理条例 第6条第2項
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 119 号

【根拠条文】

(通行の禁止又は制限)

- 第6条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、林道の構造を保全し、交通の 危険を防止するため通行を禁止し、又は制限することができる。
 - (1) 林道の破損、欠損その他の理由により、通行が危険であると認められるとき。
 - (2) 林道に関する工事の施工のため、通行が困難であると認められるとき。
 - (3) 異常気象時において、通行が危険であると認められるとき。
- 2 管理者は、林道の保全を害するおそれがあると認められる車両に対しては、その通行を禁じ、 又は積載物の軽減、徐行その他通行の方法について必要な措置を命ずることができる。

ľ	基	Ė	Ý	售	

根拠条文に同じ。

設 定 年 月 日 平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日
----------------------------------	---------	----------

担当部署: 農林商工部 農林整備課

処分の概要	違反者に対する措置命令
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市林道管理条例 第7条第2項
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 119 号

【根拠条文】

(林道に関する禁止行為)

第7条 何人も林道に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに林道を損傷し、又は汚損すること。
- (2) みだりに林道に木材、土石等の物件を放置し、又は林道の構造及び通行に支障を及ぼすお それのある行為をすること。
- 2 管理者は、前項の規定に違反したものに対し、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日
-------	-----------------	---------	----------

担当部署: 農林商工部 農林整備課

処分の概要	原状回復命令
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市林道管理条例 第10条第1項
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 119 号

【根拠条文】

(原状回復の義務)

- 第10条 林道使用者は、林道の使用の期間が満了した場合又は林道の使用を廃止した場合においては、使用施設を除却し、林道を原状に回復しなければならない。
- 2 管理者は、使用者に対し、前項の規定により原状に回復することが不適当であると認める場合は、その措置について必要な指示を行うものとする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日
-------	-----------------	---------	----------

担当部署: 農林商工部 農林整備課

処分の概要	林地荒廃防止施設の費用弁償命令
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市林地荒廃防止施設維持管理条例第5条
例 規 番 号	平成15年 条例第118号

【根拠条文】

(命令)

第5条 市長は、<u>前条の規定</u>に違反し、施設の機能を失わせた者に対し、施設の設置に要した費用 の一部若しくは全部を弁償させることができる。また、これに起因して発生した災害については、 その責めを負わせることができる。

前条の規定

(禁止行為)

- 第4条 施設の設置箇所については、人為的にその形状及び植生を変えてはならない。ただし、次 の各号のいずれかに該当する場合は、市長の許可を得て変更することができる。
 - (1) 公共施設が設置される場合であって保全上支障がないと認められるとき。
 - (2) 施設の効用を損なうことなく森林経営を行うとき。
 - (3) 隣接地の災害発生に伴い一体として行われる災害防止行為等を行うとき。
 - (4) 森林の病害虫の発生により伐採するとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日

担当部署: 農林商工部 農林整備課

処分の概要	利用の禁止及び制限
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市立田公園の設置及び管理に関する条例第4条
例 規 番 号	平成16年条例第5号

【根拠条文】

(利用の禁止及び制限)

第4条 市長は、公園の損壊、その他の理由によりその利用が危険であると認めるとき、又は公園 に関する工事等のため、必要があると認めるときは区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限 することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

担当部署: 農林商工部 農林整備課

処分の概要	利用の禁止及び制限
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市大井田西部地区公園の設置及び管理に関する条例第5条
例 規 番 号	平成19年 条例第19号

【根拠条文】

(利用の禁止及び制限)

第5条 市長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認めるとき、又は公園に関する工事等のため、必要があると認めるときは区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

担当部署: 農林商工部 農林整備課

処分の概要	損害賠償
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市立田公園の設置及び管理に関する条例第7条
例 規 番 号	平成16年条例第5号

【根拠条文】

(損害賠償)

第7条 市長は、公園施設に損害を与えた者に対し、その損害を賠償させることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日
-------	-----------------	---------	----------

担当部署: 農林商工部 獣害対策課

処分の概要	使用の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市夢かなえ荘の設置及び管理に関する条例 第6条第2項
例 規 番 号	平成 16 年 条例第 4 号

【根拠条文】

(使用)

- 第6条 使用者は、市長が指示した事項に留意し、常に善良な使用者としての注意をもって使用しなければならない。
- 2 市長は、使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反したときは、使用の承認を取り消し、使用を中止させ又は退館を命ずることができる。

【基準】

諸規定に違反したときの基準は、次のとおりとする。

- (1) 施設の使用許可を受けた者が、その権利を転貸したとき。
- (2) 使用者が、施設に特別の設備をし、又は変更を加えたとき。ただし、市長の承認を受けたときはこの限りではない。
- (3) 施設等内の環境に影響を及ぼす行為をしたとき。
- (4) 危険な行為又は人に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
- (5) 許可を受けないで物品の販売又は陳列、販売勧誘をしたとき。

設 定 年 月 日 平成 19 年 4 月 1	日 最終変更年月日	令和3年4月1日
--------------------------------	-----------	----------

担当部署: 農林商工部 獣害対策課

処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市夢かなえ荘の設置及び管理に関する条例 第7条
例 規 番 号	平成 16 年 条例第 4 号

【根拠条文】

(使用料)

第7条 施設を利用する者は、<u>別表</u>に定める額の使用料を納付しなければならない。

別表(第7条関係)

7777 1217 11124717				
利用場所	時間区分			
	午前午前 9 時から	午後午後 1 時から	夜間午後 5 時から	全日午前 9 時から
	午後1時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後9時まで
会議室	1,000 円	1,000 円	1,000 円	2,000 円
交流室	1,000円	1,000円	1,000 円	2,000円
特産物開発室	1,000円	1,000 円	1,000 円	2,000 円

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和3年4月1日

担当部署: 農林商工部 獣害対策課

処分の概要	原状回復命令
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市夢かなえ荘の設置及び管理に関する条例 第11条
例 規 番 号	平成 16 年 条例第 4 号

【根拠条文】

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、施設の使用を終了したときは直ちに原状に復さなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	利用料金の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市農業公園に関する条例 第9条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 111 号

【根拠条文】

(利用料金)

第9条 利用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

別表1 (第5条、第6条関係)

- 1 藤原パークゴルフ場
 - (1) 施設使用料

区分	単位	大人使用料	子供使用料
			(小学生以下)
1ラウンド	1人1回	600 円	400 円
	回数券(11回分)	6,000 円	4,000円
1日フリー	1人1目	1,500円	700 円
	回数券(11回分)	15,000 円	7,000円

備考 1ラウンドとは、18ホールをルールに従いプレーすることをいう。

(2) 貸し用具利用料金(1日当たり)

用具セット(クラブ1本、ボール1個)	100円
--------------------	------

【基準】

根拠条文に同じ。

机中午日日	平成 19 年 4 日 1 日	最終変更年月日	亚成 97 年 4 日 1 日
設 定 年 月 日	平成 19 平 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 21 平 4 月 1 日

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	利用許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市青川峡キャンピングパーク条例 第9条
例 規 番 号	平成 17 年 条例第 16 号

【根拠条文】

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、行為の許可を取り消し、又は行為の中止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。
- (3) 許可を受けた目的以外に使用することが明らかになったとき。
- (4) キャンピングパークの管理上指定管理者が必要と認めて行う指示に従わないとき。
- (5) 詐欺その他不正な行為により、この条例に基づく許可を受けたことが明らかになったとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備	考
1/113	٠.,

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和3年4月1日
-------	-----------------	---------	----------

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	原状回復命令
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市青川峡キャンピングパーク条例 第 15 条
例 規 番 号	平成 17 年 条例第 16 号

【根拠条文】

(原状回復義務)

第15条 利用者は、その利用が終わったとき、又は第9条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

1

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	退去命令
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市青川峡キャンピングパーク条例 第17条第2項
例 規 番 号	平成 17 年 条例第 16 号

【根拠条文】

(遵守義務)

第17条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 施設、設備等をき損し、又は汚損しないこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。
- (5) 前各号のほか、指定管理者が指示する事項
- 2 指定管理者は、利用者が前項の規定に違反した場合は、その行為を止めることを指示し、これ に従わないときは、キャンピングパークからの退去を命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	利用許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市ウッドヘッド阿下喜の設置及び管理に関する条例 第14条第1項
例 規 番 号	平成 20 年 条例第 4 号

【根拠条文】

(許可の取消等)

- 第14条 指定管理者は、第11条の規定により許可を受けたものが次の各号のいずれかに該当すると きは、行為の許可を取り消し、又は行為の中止を命ずることができる。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - (2) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。
 - (3) 許可を受けた目的以外の目的に使用することが明らかになったとき。
 - (4) 施設の管理上指定管理者が必要と認めた指示に従わないとき。
 - (5) 詐欺その他不正な行為により、この条例に基づく許可を受けたことが明らかになったとき。
 - (6) 前各号に揚げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。
- 2 指定管理者は、前項の措置によってその使用者に損害が生じることがあっても、責めを負わない。

【基準】

第11条の規定による。

(使用の制限)

- 第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を制限し、又は禁止することができる。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められたとき。
 - (2) 施設、設備器具等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 施設の保全又は管理上支障をきたすおそれがあると認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、その使用が適当でないと認められるとき。

備考

平成20年4月1日条例全部改正

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和3年4月1日

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処	分の概	要	使用料の徴収
例 根	規 拠 条	名項	いなべ市ウッドヘッド阿下喜の設置及び管理に関する条例 第8条
例	規 番	号	平成 20 年 条例第 4 号

【根拠条文】

(利用料金)

第8条 施設の利用者は、利用料金を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	更	原状回復命令
例 規 想		いなべ市ウッドヘッド阿下喜の設置及び管理に関する条例 第15条
例 規 番	미	平成 20 年 条例第 4 号

【根拠条文】

(原状回復の義務)

第15条 第11条の規定により許可を受けたものは、当該許可に係る行為が終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。前条の規定により行為の許可を取り消されたとき、 又は行為の中止を命ぜられたときも、同様とする。

【基準】

第11条の規定による。

(使用の制限)

- 第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を制限し、又は禁止することができる。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められたとき。
 - (2) 施設、設備器具等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 施設の保全又は管理上支障をきたすおそれがあると認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、その使用が適当でないと認められるとき。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和3年4月1日
-------	-----------------	---------	----------

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	利用料金及びキャンセル料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市青川峡キャンピングパーク条例第 12 条
例 規 番 号	平成 17 年 条例第 16 号

【根拠条文】

(利用料金)

- 第12条 キャンピングパークを利用する者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に利用料金 を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限 りでない。
- 2 利用料金は、<u>別表</u>に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

別表 (第12条関係)

区分1	区分2	利用区分	利用料金		摘要
			基本料金	個別料金	
オート	フリーサイト	宿泊(1泊	8,000円以内	3歳以上1人につ	1 宿泊利用につい
キャン	ライダーズサイト	当たり)	5,000円以内	き 1,800 円以内	て、オートキャン
プ施設	オートサイト		11,000円以内		プ施設は午後2時
	フリーサイト	日帰り	3,000円以内	3歳以上1人につ	
	ライダーズサイト		3,000円以内	き1,800円以内	まで。宿泊施設は
	オートサイト		3,000円以内		午後2時から翌日
宿 泊 施	ログハウス	宿泊(1泊	29,000円以内	3歳以上1人につ	午前 10 時までと する。
設	キャビン	当たり)	35,000円以内	き 1,800 円以内	2 日帰り利用は、
	コテージ		50,000円以内		年前 10 時から午
	ログハウス	日帰り	15,000円以内	3歳以上1人につ	後 4 時までとす
	キャビン		18,000円以内	き1,800円以内	る。 - る。
	コテージ		26,000円以内		3 駐車料金
附属施	炭火焼ハウス	日帰り	3歳以上1人につ	き1,800円以内	4輪車1日1台2,
設、設備	学童野外活動セン				300 円以内
等	ター				2輪車1日1台800
	その他市長が定め		指定管理者があ 指定管理者があ	らかじめ市長の	円以内
	る附属施設及び附 承認を得て定める額				
	属設備等				

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	利用料金の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市藤原岳駐車場条例 第8条
例 規 番 号	平成 18 年 条例第 27 号

【根拠条文】

(利用料金)

第8条 利用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる区分及び基準額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

別表 (第8条関係)

利用料金

区分	単位	基準額
二輪車	1台1回	200円以内
普通自動車	1台1回	500円以内
大型バス	1台1回	3,000円以内

備考

- 1 「二輪車」とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車(以下「自動車」という。)のうち二輪であるもの(側車付二輪自動車を除く。)及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- 2 「普通自動車」とは、自動車(二輪車を除く。)のうち、その高さが2.9メートル未満のものをいう。
- 3 「大型バス」とは、二輪車及び普通自動車以外の自動車をいう。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和3年4月1日

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	監督処分
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市法定外公共物管理条例 第 15 条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 123 号

【根拠条文】

(監督処分)

- 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は既に設置した工作物を改築し、若しくは除却し、若しくは法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。
 - (1) この条例の規定に違反している者
 - (2) 許可に付した条件に違反した者
 - (3) 詐欺その他不正の行為により許可を受けた者
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は必要な措置を命ずることができる。
 - (1) 国等又は市が法定外公共物に関する工事を施工するためやむを得ない必要が生じたとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、法定外公共物の管理又は利用上やむを得ない公益上の必要が生じたとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 4 月 1 日
-------	-----------------	---------	-----------------

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	使用料等の徴収
例 規 名根 拠条項	いなべ市法定外公共物管理条例 第17条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 123 号

【根拠条文】

(使用料等の徴収)

第17条 許可を受けた者は、<u>別表</u>に定めるところにより、市長が交付する納入通知書に基づき、 使用料又は採取料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。

別表(第17条関係)

1 法定外公共物を使用する場合

種別		使用料		
		単位	金額	
物置、	倉庫、小屋その他これらに類する工作物	使用面積1平方メートルに	500円	
橋梁	その他これらに類する工作物	つき1年	210円	
通路、	階段、物置場その他これらに類するもの		160円	
で、エ	作物を設置しないもの			
柱類	第1種電柱	1本につき1年	1,200円	
	第2種電柱		1,800円	
	第3種電柱		2,500円	
	第1種電話柱		1,100円	
	第2種電話柱		1,700円	
	第3種電話柱		2,400円	
	その他		82円	
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	11円	
地下電	線その他地下に設ける線類		5円	
広告塔		表示面積1平方メートルに	3,700円	
		つき1年		
管類	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	55円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル		82円	
	未満のもの			
	外径が0.15メートル以上0.2メートル		110円	
	未満のもの			
	外径が0.2メートル以上0.4メートル		220円	
	未満のもの			
	外径が0.4メートル以上1メートル末		550円	
	満のもの			
	外径が1メートル以上のもの		1,100円	
田、畑		使用面積1平方メートルに	10円	
採草放	牧地	つき1年	5円	
その他 市長が定める額				

2 生産物を採取する場合

種別	採取料	採取料		
	単位	金額		
土砂	1立方メートルにつき	216円		
砂	1立方メートルにつき	216円		
砂利	1立方メートルにつき	216円		
かき込み砂利	1立方メートルにつき	216円		
栗石及び玉石	径8センチメートル以上20センチ	216円		
	メートル未満のもの 1立方メー			
	トルにつき			
野面石	控長20センチメートル以上30セン	64円		
	チメートル未満 1個につき			
	控長30センチメートル以上40セン	86円		
	チメートル未満 1個につき			
	控長40センチメートル以上60セン	151円		
	チメートル未満 1個につき			
転石 (割石を含む。)	控長60センチメートル以上のもの	2, 160円		
	1立方メートルにつき			
その他	市長が定める額			

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 4 月 1 日

担当部署: 建設部 管理課

処分(の概要	過料
	規 名 : 条 項	いなべ市法定外公共物管理条例 第23条
例 規	,番号	平成 15 年 条例第 123 号

【根拠条文】

(過料)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条の規定に違反した者
- (2) 第5条第1項の規定に違反して、許可を受けずに同項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第7条の規定により付した条件に違反した者
- (4) 第8条第1項の規定に違反した者
- (5) 第15条の規定による処分又は措置に違反した者

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 4 月 1 日
-------	-----------------	---------	-----------------

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	監督処分
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市都市公園条例 第 14 条 (第 18 条において準用する場合を含む。)
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 128 号

【根拠条文】

(監督処分)

- 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその許可条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。
 - (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
 - (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
 - (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
 - (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障を生じたとき。
 - (3) 公園の管理上の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日 平成 19 年 4 月 1 月	最終変更年月日	令和7年4月1日
----------------------------------	---------	----------

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市都市公園条例 第33条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 128 号

【根拠条文】

(過料)

- 第33条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料に処する。
 - (1) 第6条第1項又は第3項(第18条において、これらの規定を準用する場合を含む。)の規 定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
 - (2) 第8条(第18条において、これらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条 各号に掲げる行為をした者
 - (3) 第14条第1項又は第2項(第18条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

(行為の制限)

- 第6条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
 - (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため、公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- 3 第1項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

(行為の禁止)

- 第8条 公園において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第 1項若しくは第3項又は第6条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。
 - (1) 公園を損傷し、又は土地の形質を変更し、若しくは汚損すること。
 - (2) はり紙、はり札その他の方法によって広告を表示すること。
 - (3) たき火その他公園施設に損傷を及ぼすおそれのある行為をすること。
 - (4) 樹木を伐採し、若しくは傷つけ、又は植物若しくは土石を採集すること。
 - (5) 鳥獣類若しくは魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
 - (6) 指定された場所以外の場所へ車等を乗り入れ、又は止めおくこと。
 - (7) 立入りを禁止されている区域に立ち入ること。
 - (8) 公衆の公園の利用を妨げるなど他人の迷惑となる行為をすること。
 - (9) その他公園管理上支障があると認められる行為をすること

(監督処分)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定による許可を取り

消し、その効力を停止し、若しくはその許可条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた 者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
 - (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障を生じたとき。
 - (3) 公園の管理上の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(公園予定区域及び予定公園施設について準用)

第18条 第8条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設 について準用する

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	道路占有料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市道路占用料等徴収条例 第2条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 121 号

【根拠条文】

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、道路法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は道路法第35条の規定により同意した占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)の合計額とする。

別表 (第2条関係)

<u></u> 加衣(弗 4 宋) (宋)		
占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1種電柱	1本につき1年	1, 200
第1号 第2種電柱		1,800
に掲げる工作物 第3種電柱		2, 500
第1種電話柱		1, 100
第2種電話柱		1,700
第3種話電柱		2, 400
その他の柱類		82
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつ	11
地下電線その他地下に設ける線類	き 1 年	5
路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	810
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メー	550
	トルにつき1年	
変圧塔その他これに類するもの及び公	1個につき1年	1,600
衆電話所		
郵便差出箱		690
広告塔	表示面積1平方メー	3, 700
	トルにつき1年	
その他のもの	占用面積1平方メー	1,600
	トルにつき1年	
法第 32 条第 1 項外径が 0.1 メートル未満のもの	長さ1メートルにつ	55
第2号 外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル	き1年	82
に掲げる物件 未満のもの		

			いなへ巾(余	例週用个利益处为
		-トル以上 0.2 メートル		110
	未満のもの			
		トル以上 0.4 メートル		220
	未満のもの	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		==0
		トル以上1メートル未		550
	満のもの	, N. I. o.) . o.		1 100
VI. boto a a by boto a mi	外径が1メート			1, 100
	質第3号及び第4		占用面積1平方メー	1,600
	地下街及び地下	階級か1のもの	トルにつき1年	A に 0.003 を乗
第5号 に掲げる施設	室			じて得た額
に拘りる地政		階数が2のもの		A に 0.005 を乗 じて得た類
		<u></u> 階数が3以上のもの		じて得た額 A に 0.006 を乗
		情数かる以上のもの		じて得た額
	上空に設ける通	<u> </u> 		2,500
	地下に設ける通知			1, 200
	その他のもの	Р П		1,600
注第 39 <u>条</u> 第 1 证		祭し、一時的に設けるも	上田面積1亚古メー	
第 6 号に掲げる		小 (これは)(に飲い)の ()	トルにつき1日	31
施設	その他のもの		占用面積1平方メー	- 370
NE HX	C 02 1E 02 O 02		トルにつき1月	010
会第 7 条第 1 号	・ 看板(アーチで	一時的に設けるもの	表示面積1平方メー	- 370
に掲げる物件	あるものを除		トルにつき1月	
(-19,1)	<.)	その他のもの	表示面積1平方メー	- 3,700
			トルにつき1年	,,,,,,
	 標識		1本につき1年	1, 300
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一		37
		時的に設けるもの		
		その他のもの	1 本につき 1 月	370
	幕(令第7条第4	祭礼、縁日等に際し、一		- 37
			トルにつき1日	
	用施設であるも	その他のもの	その面積1平方メー	- 370
	のを除く。)		トルにつき 1月	
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	3, 700
		その他のもの		1,800
令第7条第4号	に掲げる工事用が	面設及び同条第3号に掲	占用面積 1 平方メー	370
げる工事用材料			トルにつき 1月	
令第7条第6号 げる施設	に掲げる仮設建築	受物及び同条第5号に掲		160
令第7条第8号	計建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メー	-A に 0.006 を乗
に掲げる施設並			トルにつき 1 年	じて得た額
びに同条第 9 号	17	階数が2のもの		A に 0.009 を乗
に掲げる				じて得た額
施設及び自動車	<u>ī</u>	階数が3のもの		A に 0.011 を乗
駐車場				じて得た額
		階数が4以上のもの		A に 0.013 を乗
				じて得た額
	その他のもの			A に 0.006 を乗
				じて得た額

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 3 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する 電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件にかかる占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 8 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1 メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メ ートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとす る。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成 26 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

3

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	流水占有料等の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市流水占用料等徴収条例 第2条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 122 号

【根拠条文】

第2条 市長は、法第100条第1項において準用する法第23条から第25条までの許可(以下「占用等の許可」という。)を受けた者から別表第1から別表第3までに掲げる流水占用料等を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業に係る流水占用料等については、これを徴収しない。

- (1) 国又は独立行政法人水資源機構の行う事業
- (2) 地方公共団体の行う事業
- (3) かんがいに係る事業

別表第1 (第2条関係)

流水占用料

種別	単位	年額占用料
工業の用に供するもの	1 秒ごとに 1 リットルにつき	3,768 円
工業の用以外の用に供するもの	1 秒ごとに 1 リットルにつき	188 円

備考

- 1 許可の期限が1年未満であるときは月割をもって計算するものとし、1月未満の端数があるときは当該端数を1月として計算する。
- 2 流水量に1リットル未満の端数があるときは、当該端数を1リットルとして計算する。
- 3 この表の年額占用料には、流水占用に係る土地占用料を含む。
- 4 この表の年額占用料には、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。
- 5 1件の徴収金額が500円未満のものについては、500円とする。
- 6 特別の事情によってこの表に基づいて計算することが困難なとき又はこの表に定めのないときは、その都度市長が定める。

別表第2 (第2条関係)

土地占用料

種別	単位	年額占用料
第1種電柱	1 本につき	1,200 円
第2種電柱	1 本につき	1,800円
第2種電柱	1 本につき	2,500円
第1種電話柱	1 本につき	1,100円
第2種電話柱	1 本につき	1,700円
第2種電話柱	1 本につき	2,400 円
その他柱類	1 本につき	82 円
鉄塔	1 平方メートルにつき	1,600円
架空線	1メートルにつき	11 円
排水樋管	1 箇所 1 式につき	2,580円
布設線、埋外径 0.1 メートル未満	1メートルにつき	55 円
設線、架空外径 0.1 メートル以上 0.15 メ	1メートルにつき	82 円
管類及び埋一トル未満		
設管類 (架外径 0.15 メートル以上 0.2 メ	1メートルにつき	110 円
空線及び排一トル未満		
水樋管を除外径 0.2 メートル以上 0.4 メ	1メートルにつき	220 円
く。) トル未満		
外径 0.4 メートル以上 1 メー	1メートルにつき	550 円
トル未満		

軌道布設1 平方メートルにつき通路及び通路橋1 平方メートルにつき	100円 260円 210円
通路及び通路橋 1平方メートルにつき	210 円
	= 0 0 EE
宅地 1 平方メートルにつき 1 平方ルにつき 1 平方メートルにつき 1 平方×ートルにつき 1 平方×ートルにつき	500 円
物置場、物干場及び洗場(工作物を設置す 平方メートルにつき	500円
る場合)	
物置場、物干場及び洗場(更地のまま使用 平方メートルにつき	160 円
する場合)	
工場敷地 1 平方メートルにつき	630 円
物揚場 1 平方メートルにつき	140 円
各種作業場 1 平方メートルにつき	430 円
田畑 1 平方メートルにつき 1 平方ルにつき 1 平方メートルにつき 1 平方×ートルにつき 1 平方×ートルにつき	10 円
えん堤類 1 平方メートルにつき	80 円
養魚場 1 平方メートルにつき	160 円
採草放牧地 1 平方メートルにつき	5 円

備考

- 1 第1種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 許可の期間が1年未満であるときは月割をもって計算するものとし、1月未満の端数があるときは当該端数を1月として計算する。
- 4 面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又は面積若しく は長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、当該端数を1平方 メートル又は1メートルとして計算する。
- 5 許可の期間が1月未満であるときには消費税及び地方消費税を徴収し、この表の年額占 用料をもって計算した額に100分の108を乗じて得た額を徴収する額とする。ただし、許 可の期間が1月以上であるときには消費税及び地方消費税は徴収しない。
- 6 1件の徴収金額が500円未満のものについては、500円とする。
- 7 特別の事情によりこの表に基づいて計算することが困難なとき又はこの表に定めのない ときは、その都度市長が定める。

別表第3 (第2条関係)

土石等採取料

種類	単位	採取料
土砂	1 立方メートルにつき	216 円
砂	1 立方メートルにつき	216 円
砂利	1 立方メートルにつき	216 円
かき込み砂利	1 立方メートルにつき	216 円
栗石及び玉石	径8センチメートル以上20センチメートル未満	216 円
	のもの 1立方メートルにつき	
野面石	控長 20 センチメートル以上 30 センチメートル	64 円
	未満のもの 1個につき	
	控長 30 センチメートル以上 40 センチメートル	86 円
	未満のもの 1個につき	
	控長 40 センチメートル以上 60 センチメートル	151 円
	未満のもの 1個につき	

2

	いなべ市	条例適用不利益処分個票
転石 (割石を含む。)	控長 60 センチメートル以上 1 立方センチメー	- 2,160円
	トルにつき	
備考		
1 採取する量が1	立方メートル未満であるとき又は採取する量に	1立方メートル未満の端
数があるときは、	当該端数を1立方メートルとして計算する。	
2 1件の徴収金額	が 500 円未満のものについては、500 円とする。	
3 この表の採取料	には、消費税及び地方消費税に相当する額を含む	t.
根拠条文に同じ。		

最終変更年月日

3

平成 26 年 4 月 1 日

設定年月日

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	延滞金の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市道路占用料等徴収条例 第6条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 121 号

備考

【根拠条文】

(延滞金)

第6条 <u>法第73条第2項</u>の規定により市が徴収する延滞金の額は、<u>第4条</u>に規定する納入通知書に定められた納付期限の翌日からその占用料を納付する日までの期間の日数に応じ、占用料の額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、占用料の額の一部につき納付があったときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる占用料の額は、その納付のあった占用料の額を控除した額とする。

2 前項の延滞金は、その額が100円未満であるときは、徴収しないものとする

【基準】

根拠条文に同じ。

道路法第73条第2項

2 前項の場合においては、道路管理者は、条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。ただし、手数料の額は督促状の送付に要する費用を勘案して定め、延滞金は年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

いなべ市道路占用料等徴収条例 第4条

(占用料の徴収方法)

第4条 占用料は、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意した占用の期間に係る分を当該占用の許可又は同意をした日(電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した日(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日))から1箇月以内に納入通知書により一括して徴収する。

設定年月日	亚战 26 年 4 日 1 日	旦级亦西左日口	
政 化 平 月 口	平成 20 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	延滞金の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市流水占用料等徴収条例 第6条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 122 号

【根拠条文】

(延滞金)

- 第6条 市長は、<u>法第100条第1項</u>において準用する法第74条第5項の規定により延滞金を徴収することができる。
- 2 延滞金は、その額が100円未満であるときは、徴収しないものとする。

【基準】

根拠条文に同じ。

河川法第100条第1項

(この法律の規定を準用する河川)

第100条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第十三条第二項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と読み替えるものとする。

河川法第74条第5項

5 河川管理者は、第一項の規定により督促をした場合においては、政令で定めるところにより、同項の負担金等の額につき年 14.5 パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

設定年月日	平成 26 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

担当部署: 水道部 水道総務課

処分の概要	指定工事店の指定の取消し又は一時停止
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市下水道条例 第14条第1項
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 129 号

【根拠条文】

(指定の取消し又は一時停止)

- 第14条 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。
 - (1) 第9条第1項各号に適合しなくなったとき。
 - (2) 第10条第1項の規定に違反したとき。
 - (3) 第12条に規定する指定工事店の責務及び遵守事項に従った適正な排水設備工事の施工ができないと認められるとき。
 - (4) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (5) その施工する排水設備工事が、下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
 - (6) 不正の手段により第7条第1項の指定を受けたとき。

(指定の基準)

- 第9条 市長は、第7条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。
 - (1) 営業所ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1人以上専属している者であること。
 - (2) 市長が定める機械器具を有する者であること。
 - (3) 三重県内に営業所がある者であること。
 - (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 第14条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由 がある者
 - エ 法人であって、その役員のうちにアからウまでのいずれかに該当する者があるもの

(排水設備工事責任技術者)

第10条 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、排水設備工事責任 技術者(以下「責任技術者」という。)の登録を受けている者のうちから、責任技術者を専属さ せなければならない。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第12条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び市長が定めるところに従い適正な排水設備工事の施工に努めなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和2年4月1日

担当部署: 水道部 水道総務課

処分の概要	使用料の徴収(いなべ市農業集落排水処理施設条例第 12 条において準用する場合を 含む。)
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市下水道条例 第 25 条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 129 号

【根拠条文】

(使用料の徴収)

第25条 市長は、公共下水道の使用について使用者から使用料を徴収する。

- 2 使用料の徴収は、第23条に規定する届出に基づき行うものとする。
- 3 使用者が第23条に規定する届出を怠った場合は、市長がその公共下水道の使用開始日等を認定するものとする。

【基準】

いなべ市下水道条例の規定による。

いなべ市下水道条例

(使用料の徴収方法)

第25条の2 使用料は、納入通知書により2使用月ごとに徴収する。ただし、使用を休止し、又は 廃止したときは、随時に徴収することができる。

(使用料の算定方法)

- 第25条の5 使用料の額は、2使用月ごとにおいて使用者が排除した汚水の量(以下「汚水量」という。)に応じ、別表第1に定めるところにより算定した合計額に、消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率と、地方消費税を加算した率に1を加えた率を乗じて得た額とする。
- 2 使用者が排除した汚水量の算定は、次に定めるところによる。
 - (1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等においてそれぞれの使用者の使用水量を確認することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。
 - (2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を 勘案して市長が定める。
 - (3) 氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水量と著しく異なるものを営む使用者は、2 使用月ごとに、汚水量及びその算出根拠を記載した申告書を、その末日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、市長はその申告書の記載内容を勘案してその使用者の排除した汚水量を認定する。
- 3 使用者が使用月の途中において公共下水道の使用を開始し、又は中止及び廃止したときの使用 料は、別表第2に基づき徴収する下水道使用料の算定の例によるものとする。
- 4 臨時使用の場合は、別表第1又は別表第2の3倍の額を適用する。

別表第1 (第25条の5関係)

(1使用月につき)

1	基本料金		超過料金(1立方メートルにつき)					
		1 立方メー	11 立方メ	31 立方メ	51 立方メ	101 立方メ	251 立方メ	501 立方メ
		トル以上	ートル以	ートル以	ートル以	ートル以	ートル以上	ートル以上
		11 立方メ	上 31 立方	上 51 立方	上101立方	上 251 立方	501 立方メ	
		ートル未	メートル	メートル	メートル	メートル	ートル未満	
		満	未満	未満	未満	未満		
	200 11	4.0 FB	100 11	150 11	100 🖽	100 11	200 FF	222 17
	600 円	40 円	130 円	150 円	160 円	180 円	200 円	220 円

別表第2(第25条の5関係)

(使用期間が 0.5 か月使用月の場合)

基本料金		超過料金(1立方メートルにつき)					
	1 立方メー	6 立方メー	16 立方メ	26 立方メ	51 立方メ	126 立方メ	251 立方メ
	トル以上 6	トル以上	ートル以	ートル以	ートル以	ートル以	ートル以
	立方メー	16 立方メ	上 26 立方	上 51 立方	上 126 立方	上 251 立方	上
	トル未満	ートル未	メートル	メートル	メートル	メートル	
		満	未満	未満	未満	未満	
300 円	40 円	130 円	150 円	160 円	180 円	200 円	220 円

備考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日
-------	-----------------	---------	----------

担当部署: 水道部 水道総務課

処分の概要	手数料の徴収(いなべ市農業集落排水処理施設条例第 12 条において準用する場合を 含む。)
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市下水道条例 第36条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 129 号

【根拠条文】

(手数料の徴収)

第36条 市長は、指定工事店の指定等に関し、次の各号に定める手数料を徴収する。ただし、指定工事店の指定において有効期間を短縮した場合は、手数料を1年当たり1,000円減額する。

- (1) 排水設備指定工事店手数料(新規) 10,000円
- (2) 排水設備指定工事店手数料 (更新) 5,000円

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和2年4月1日
-------	-----------------	---------	----------

担当部署: 水道部 水道総務課

処分の概要	下水道使用料に係る督促(いなべ市農業集落排水処理施設条例第12条において準する場合を含む。)	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市下水道条例 第 25 条の 9	
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 129 号	

【根拠条文】

(督促)

第25条の9 市長は、使用者が納期限までに使用料を完納しないときは、督促状を発しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和5年4月1日
-------	-----------------	---------	----------

担当部署: 水道部 水道総務課

処分の概要	手数料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市給水条例 第34条第1項
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 137 号

【根拠条文】

(手数料)

- 第34条 市長は、次の区分により、申込者から申込みの際手数料を徴収する。ただし、市長において特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後徴収することができる。
 - (1) 設計手数料 設計金額の100分の8(最高14万円まで)
 - (2) 給水装置工事事業者指定手数料(新規) 10,000円
 - (3) 給水装置工事事業者指定手数料 (更新) 5,000円
 - (4) 次のいずれかに該当する場合のメーター検査手数料 実費
 - ア 受水槽以下の私設メーター検査
 - イ 市長が通常検査及び現地調査をし、検査の必要がないと認める相当の理由があるにもかか わらず、あえて検査の請求があり精密検査の結果、機能良好と認定した場合
 - (5) 設計審査(材料の確認を含む。)及び工事検査手数料

新設及び全面改造(1件)

口径30ミリメートルまで 3,500円

口径40ミリメートル以上 5,000円

その他の工事(1件)

口径30ミリメートルまで 2,000円

口径40ミリメートル以上 3,000円

- (6) 給水装置工事道路占用書類作成手数料 4,500円
- (7) 第39条第2項の確認手数料 6,000円
- (8) 各種証明手数料 300円
- (9) 私設消火栓消防演習立会い手数料 500円

【基準】

根拠条文に同じ。

担当部署: 水道部 水道総務課

処分の概要	加入金の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市給水条例 第35条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 137 号

【根拠条文】

(加入金)

第35条 給水装置の新設又は改造工事(メーターの口径を増す場合に限る。以下同じ。)の申込者は、 次の各号に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を加入金として納入し なければならない。

(1) 新設工事 メーターの口径に応じ次に掲げる額

メーターの口径	加入金の額
13ミリメートル	70,000円
20ミリメートル	150,000円
25ミリメートル	250,000円
30ミリメートル	350,000円
40ミリメートル	500,000円
50ミリメートル	700,000円
75ミリメートル	1,000,000円
100ミリメートル	2,000,000円
150ミリメートル	4,500,000円

- (2) 改造工事 改造後のメーターの口径に対応する前号に規定する額から、改造前のメーター の口径に対応する前号に規定する額を控除した額
- 2 共同住宅に設置する給水装置の新設工事、改造工事及び増設工事(共同住宅の戸数が増加したため必要になったものに限る。)の申込者は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定める額を加入金として納入しなければならない。
 - (1) 新設工事 当該共同住宅の戸数に前項に定めるメーター口径に対応する額を乗じて得た額
 - (2) 改造工事及び増設工事 当該共同住宅の増加戸数に前項に定めるメーター口径に対応する 額を乗じて得た額
- 3 受水槽及びこれに直結する給水用具から新たに給水を受けようとする者は、前2項の規定を準用して得た額を加入金として納入しなければならない。
- 4 加入金は、給水装置工事の申込みの際、又は前項の規定により新たに給水を受ける際、納入しなければならない。ただし、臨時栓の場合は徴収しない。
- 5 既納の加入金は、還付しない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

担当部署: 水道部 水道総務課

処分の概要	工事負担金の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市給水条例 第36条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 137 号

【根拠条文】

(工事負担金)

- 第36条 市長は、住宅団地等の造成主その他の者から、配水管その他の水道施設(以下「配水管等」という。)の設置されていない場所又は配水管等が設置されていても、その能力が限界に達している場所への給水申込みを受け、新たに配水管等の設置を必要とするときは、当該申込者から配水管等施設の設置に要する費用及びこれに付随する費用を工事負担金として納入させることができる。
- 2 前項に規定する工事負担金の額は、市長が別に定めるところにより、当該配水管等の設置に要する費用及びこれに付随する費用の合計額とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

/++	+
1厘	吞
1/113	٠.

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

担当部署: 水道部 水道総務課

処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市給水条例 第 44 条及び第 45 条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 137 号

【根拠条文】

(過料)

- 第44条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。
 - (1) <u>第5条の承認</u>を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省 令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者
 - (2) 正当な理由がなくて、第13条の給水装置の変更の工事施行、第19条のメーターの設置、第27条の使用水量の計量、第38条の検査及び第39条、第40条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
 - (3) 第23条の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(料金を免れた者に対する過料)

第45条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第26条の料金又は<u>第34条の手数料</u>の徴収を免れた 者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないと きは、5万円とする。)以下の過料を科すことができる。

第5条の承認

(給水装置の新設等の申込み)

- 第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、あらかじめ市長(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。第44条及び第45条を除き、以下同じ。)に申し込み、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の申込みに当たり、市長は、必要と認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わる 書類の提出を求めることができる。

第13条の給水装置の変更

(給水装置の変更等の工事)

- 第13条 市長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。
- 2 前項の場合において、その工事に要する費用は、原因者の負担とする。

第19条のメーターの設置

(水道メーターの設置)

- 第19条 給水量は、メーターにより計量する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、 この限りでない。
- 2 メーターは給水装置に設置し、その位置は市長が定める。
- 3 メーターの位置が管理上不適当となったときは、市長は、所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善させることができる。

第26条の料金

(料金)

第26条 料金は次のとおりとする。

(1 箇月につき)

, 7,,,	, ,			
基本料金	超過料金(1立方メートルにつき)			
	1 立方メートル以	11 立方メートル以	31 立方メートル以	51 立方メートル以
	上 11 立方メート	上 31 立方メート	上 51 立方メート	上
	ル未満	ル未満	ル未満	
600 円	30 円	150 円	160 円	190 円

- 2 料金は、給水を停止又は制限した場合も基本的に減免しない。
- 3 1戸又は1箇所に2個以上のメーターを設置したときは、各メーターごとに料金を徴収する。
- 4 隔月又はそれ以上でメーターの検針を行った場合は、その給水量は等分とみなし、当該経過した月数で除して、この表を適用する。
- 5 臨時給水装置に係るものについては、この表の3倍の額を適用する。
- 6 使用料金は、その算出した額に消費税及び地方消費税の相当額を加算した額(その額に 10 円 未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第27条の使用水量の計量

(料金の算定)

- 第27条 料金は、料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日(以下「定例日」という。)に、メーターの点検を行い、その計量した使用水量をもって定例日の属する月分として算定する。
- 2 <u>前項</u>の規定にかかわらず市長が必要と認めたときは、隔月の定例日にメーターの点検を行い、 定例日の属する月分及びその前月分の料金を算定することができる。この場合の使用水量は、 各月均等とみなす。

第34条の手数料

(手数料)

- 第34条 市長は、次の区分により、申込者から申込みの際手数料を徴収する。ただし、市長において特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後徴収することができる。
 - (1) 設計手数料 設計金額の100分の8 (最高14万円まで)
 - (2) 給水装置工事事業者指定手数料(新規) 10,000 円
 - (3) 給水装置工事事業者指定手数料(更新) 5,000 円
 - (4) 次のいずれかに該当する場合のメーター検査手数料 実費

ア 受水槽以下の私設メーター検査

- イ 市長が通常検査及び現地調査をし、検査の必要がないと認める相当の理由があるにもか かわらず、あえて検査の請求があり精密検査の結果、機能良好と認定した場合
- (5) 設計審査(材料の確認を含む。)及び工事検査手数料

新設及び全面改造(1件)

口径30ミリメートルまで 3,500円

口径 40 ミリメートル以上 5,000円

その他の工事(1件)

口径30ミリメートルまで 2,000円

口径 40 ミリメートル以上 3,000円

- (6) 給水装置工事道路占用書類作成手数料 4.500 円
- (7) 第39条第2項の確認手数料 6,000円
- (8) 各種証明手数料 300円
- (9) 私設消火栓消防演習立会い手数料 500円
- 2 前項の手数料は、特別の理由のない限り還付しない。

第38条の検査及び第39条、第40条の給水の停止

(給水装置の検査等)

第38条 市長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

- 第39条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第6条に規定する給水 装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又は その者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することがで きる。
- 2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事 に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止 することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変 更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したと きは、この限りでない。

(給水の停止)

- 第40条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。
 - (1) 水道の使用者等が第 11 条、第 13 条第 2 項、第 19 条第 3 項の工事費、第 23 条第 2 項の修 繕費、第 26 条の料金、第 34 条の手数料その他本条例の規定により納付する金額を指定期限 内に納入しないとき。
 - (2) 水道の使用者が、正当な理由がなくて、第27条の使用水量の計量又は第38条の検査を拒み、又は妨げたとき。
 - (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和5年4月1日

3

担当部署: 水道部 水道総務課

処分の概要	指定の取消し
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市指定給水装置工事事業者規程 第8条
例 規 番 号	平成 15 年 水道管理規程第 4 号

【根拠条文】

(指定の取消し)

- 第8条 市長は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の指定を取り消すことができる。
 - (1) 不正の手段により第5条の指定を受けたとき。
 - (2) 第5条各号に適合しなくなったとき。
 - (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (4) 第12条各項の規定に違反したとき。
 - (5) 第13条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
 - (6) 第16条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
 - (7) 第17条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
 - (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(指定の基準)

- 第5条 市長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。
 - (1) 事業所ごとに、第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
 - (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
 - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
 - (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に、行うに当たって必要な認知、判 断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった 日から2年を経過しない者
 - エ 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由 がある者
 - カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの
 - (4) 給水条例第34条第1項第2号又は第3号による手数料を納めていること

(指定の申請)

第4条 給水条例第8条の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

いなべ市給水条例

(工事の施行)

- 第8条 給水装置工事は、市又は市長が<u>法第16条の2第1項の指定</u>をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施工する。
- 2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、施行後直ちに検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により市長が工事を施工する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる
- 4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道 法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第6条に定める基準に適合させなけ ればならない。
- 5 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、政令第6条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

(手数料)

- 第34条 市長は、次の区分により、申込者から申込みの際手数料を徴収する。ただし、市長において特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後徴収することができる。
 - (2) 給水装置工事事業者指定手数料(新規) 10,000 円
 - (3) 給水装置工事事業者指定手数料(更新) 5,000 円

水道法

法第16条の2第1項の指定

第16条の2 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる

(給水装置の構造及び材質)

第16条 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政 令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約 の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を 停止することができる。

水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第6条

(給水装置の構造及び材質の基準)

- 第6条 法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。
 - (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。
 - (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
 - (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
 - (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

- (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

いなべ市指定給水装置工事事業者規程

(変更等の届出)

- 第7条 指定工事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更のあったとき、又は給水装置工事の事業を廃止、休止若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 法人にあっては、役員の氏名
- (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

第12条各項の規定

- 第12条 指定工事業者は、第5条の指定を受けた日から14日以内に事業所ごとに、主任技術者 を選任し、市長に届け出なければならない。
- 2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から 14 日以内に新たに主任技術者を選任し、市長に届け出なければならない。
- 3 指定工事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、施行規則に定められた様式第3による届出書により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
- 4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

第13条に規定

(事業の運営に関する基準)

- 第13条 指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。
 - (1) 給水装置工事ごとに前条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に 関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
 - (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
 - (3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
 - (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
 - (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア 政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

- (6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項 に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - ア 施主の氏名又は名称
 - イ 施行の場所
 - ウ 施行完了年月日
 - エ 主任技術者の氏名
 - 才 竣工図
 - カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - キ 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果

第16条の規定

(主任技術者の立会い)

第16条 市長は、指定工事業者が施行した給水装置に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し第13条第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

第17条の規定

(報告又は資料の提出)

第17条 市長は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和4年4月1日

4

担当部署: 水道部 水道総務課

処分の概要	指定の停止
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市指定給水装置工事事業者規程 第9条
例 規 番 号	平成 15 年 水道管理規程第 4 号

【根拠条文】

(指定の停止)

第9条 前条各号に該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、 市長は、指定の取消しに代えて、6箇月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができ る。

前条各号

(指定の取消し)

- 第8条 市長は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の指定を取り消す ことができる。
 - (1) 不正の手段により第5条の指定を受けたとき。
 - (2) 第5条各号に適合しなくなったとき。
 - (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (4) 第12条各項の規定に違反したとき。
 - (5) 第13条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
 - (6) 第16条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
 - (7) 第17条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
 - (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

第5条

(指定の基準)

- 第5条 市長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めると きは、同項の指定をしなければならない。
 - (1) 事業所ごとに、第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
 - (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
 - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
 - (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に、行うに当たって必要な認知、判 断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった 日から2年を経過しない者

- エ 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由 がある者
- カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの
- (4) 給水条例第34条第1項第2号又は第3号による手数料を納めていること

前条第1項

(指定の申請)

第4条 給水条例第8条の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

いなべ市給水条例

(工事の施行)

- 第8条 給水装置工事は、市又は市長が<u>法第16条の2第1項の指定</u>をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施工する。
- 2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、施行後直ちに検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により市長が工事を施工する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる
- 4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道 法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第6条に定める基準に適合させなければならない。
- 5 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、政令第6条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

(手数料)

- 第34条 市長は、次の区分により、申込者から申込みの際手数料を徴収する。ただし、市長において特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後徴収することができる。
 - (2) 給水装置工事事業者指定手数料(新規) 10,000円
 - (3) 給水装置工事事業者指定手数料(更新) 5,000円

水道法

法第16条の2第1項の指定

第16条の2 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる

(給水装置の構造及び材質)

第16条 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第6条

(給水装置の構造及び材質の基準)

- 第6条 法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。
 - (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。

- (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

いなべ市指定給水装置工事事業者規程

(変更等の届出)

- 第7条 指定工事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更のあったとき、又は給水装置工事の事業を廃止、休止若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
 - (1) 事業所の名称及び所在地
 - (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 法人にあっては、役員の氏名
 - (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

第12条各項の規定

- 第12条 指定工事業者は、第5条の指定を受けた日から14日以内に事業所ごとに、主任技術者を 選任し、市長に届け出なければならない。
- 2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、市長に届け出なければならない。
- 3 指定工事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、施行規則に定められた様式第3による届出書により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
- 4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

第13条に規定

(事業の運営に関する基準)

- 第13条 指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。
 - (1) 給水装置工事ごとに前条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
 - (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
 - (3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

- (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア 政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項 に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - ア 施主の氏名又は名称
 - イ 施行の場所
 - ウ 施行完了年月日
 - エ 主任技術者の氏名
 - 才 竣工図
 - カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - キ 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果

第16条の規定

(主任技術者の立会い)

第16条 市長は、指定工事業者が施行した給水装置に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し第13条第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

第17条の規定

(報告又は資料の提出)

第17条 市長は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

4

担当部署: 水道部 水道総務課

処分の概要	建設工事又は変更の一時停止命令
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市水道水源保護条例 第7条第2項
例 規 番 号	平成 16 年 条例第 18 号

【根拠条文】

(建設工事等の着手の禁止)

- 第7条 対象事業場設置予定者等は、規制対象事業場に該当しない旨の通知があるまでは、対象事業場の建設工事又は変更に着手してはならない。
- 2 市長は、対象事業場設置予定者等が<u>前条第2項の規定</u>及び前項の規定に違反して建設工事又は変 更に着手した場合、当該建設工事又は変更の一時停止を命ずることができる。

前条第2項の規定

第6条

2 市長は、対象事業場設置予定者等から協議の申出があった場合において、審議会の意見を聴き、当該協議の申出にかかる対象事業場を規制対象事業場と判定したときは、対象事業場設置 予定者等に対し、すみやかにその旨を通知しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

担当部署: 水道部 水道総務課

処分の概要	中止命令等
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市水道水源保護条例 第9条
例 規 番 号	平成 16 年 条例第 18 号

【根拠条文】

(中止命令等)

第9条 市長は、<u>前条の規定</u>に違反して、規制対象事業場の設置のための工事に着手した者又は規制対象事業場を設置した者に対し、当該規制対象事業場の設置のための工事の中止を命じ、相当の期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合には、これに代わるべき措置をとることを命ずることができる。

前条の規定

(規制対象事業場の設置の禁止)

第8条 何人も、水源保護地域内において、規制対象事業場を設置してはならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

担当部署: 水道部 水道総務課

処分の概要	水源の水質保全するための命令
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市水道水源保護条例 第11条
例 規 番 号	平成 16 年 条例第 18 号

【根拠条文】

(指導等)

第11条 市長は、水源保護地域において公共用水域に汚水、廃液その他水源の水質の汚濁の原因となるものを排出するものに対し、水源の水質を保全するために必要な指導、助言及び命令をすることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設 定 年 月 日 平成 19 年 4 月 1 日 最終変更年 .	18
-------------------------------------------------	----

担当部署: 水道部 水道総務課

処分の概要	改善命令
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市水道水源保護条例 第13条
例 規 番 号	平成 16 年 条例第 18 号

【根拠条文】

(改善命令)

第13条 市長は、水源保護地域において対象事業場を設置している者が、対象事業場の排水口(排出水を排出する場所を言う。)において、排水基準を定める<u>省令(昭和46年総理府令第35号)第1条</u>に規定する排水基準に適合しない排出水を排出したとき、又は排出するおそれがあると認められるときは、その者に対し、期限を定めて、当該対象事業場の施設の構造若しくは使用方法又は汚水等の処理方法の改善を命ずることができる。

排水基準を定める省令

(排水基準)

第1条 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「法」という。)第3条第1項の排水基準は、 同条第2項の有害物質(以下「有害物質」という。)による排出水の汚染状態については、別表第 1の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとし、その他の排出水の汚染 状態については、別表第2上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

水質汚濁防止法

- 第3条 排水基準は、排出水の汚染状態(熱によるものを含む。以下同じ。)について、環境省令で 定める。
- 2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあっては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあっては、前条第2項第2号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。
- 2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排 出する施設で政令で定めるものをいう。
 - (2) 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。)を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

別表第1(第1条関係)

744-514 - (2)4 - 21424 kill)			
有害物質の種類	許容限度		
カドミウム及びその化合物	―リットルにつきカドミウム○・○三ミリグラ		
	<u>ل</u>		
シアン化合物	ーリットルにつきシアンーミリグラム		
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチ	一リットルにつきーミリグラム		
オン、メチルジメトン及びEPNに限る。)			
鉛及びその化合物	ーリットルにつき鉛○・一ミリグラム		
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム○・二ミリグラム		

		いなべ市	条例適用不利益処
素及びその化合物	ーリットルにつき	[□] 此素○・一3	ミリグラム
限及びアルキル水銀その他の水銀化合物		水銀○・○○)五ミリグラム
レキル水銀化合物	検出されないこと。)	
J塩化ビフェニル	ーリットルにつき(O·00=	ミリグラム
Jクロロエチレン	ーリットルにつき(○・一ミリク	ブラム
トラクロロエチレン	ーリットルにつき(○・一ミリク	ブラム
ウロロメタン	ーリットルにつき(○・ニミリク	ブラム
塩化炭素	ーリットルにつき(O·O==!	J グラム
・二―ジクロロエタン	ーリットルにつき(〇・〇四ミ!	リグラム
・一―ジクロロエチレン	ーリットルにつき-	ーミリグラム	4
ス―一・二―ジクロロエチレン	ーリットルにつき(○・四ミリク	ブラム
・一・一―トリクロロエタン	ーリットルにつき	三ミリグラム	4
・一・二―トリクロロエタン	ーリットルにつき(○・○六ミ!	Jグラム
三一ジクロロプロペン	ーリットルにつき(O • O = ₹ !	リグラム
ウラム	ーリットルにつき()・() 六ミリ	リグラム
マジン	ーリットルにつき(つ・O三ミ!	リグラム
オベンカルブ	ーリットルにつき(〇・二ミリク	ブラム
ノゼン	ーリットルにつき(○・一ミリク	ブラム
レン及びその化合物	ーリットルにつき	セレン〇・-	ーミリグラム
う素及びその化合物	海域以外の公共用を	水域に排出さ	されるもの一リッ
	トルにつきほう素-	一〇ミリグラ	ラム
	海域に排出される。	もの一リット	トルにつきほう素
	二三〇ミリグラム		
つ素及びその化合物	海域以外の公共用を	水域に排出さ	されるもの一リッ
	トルにつきふつ素。	ハミリグラム	4
	海域に排出される。	もの一リット	トルにつきふつ素
	一五ミリグラム		
/モニア、アンモニウム化合物、亜硝酸	ーリットルにつきご	アンモニア性	生窒素に○・四を
合物及び硝酸化合物	乗じたもの、亜硝酸	酸性窒素及び	が硝酸性窒素の合
	計量一〇〇ミリグラ	ラム	
		1	

1 「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

ーリットルにつき○・五ミリグラム

2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理 及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和四十九年政令第三百六十三 号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)第二 条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る 排出水については、当分の間、適用しない。

別表第2(第1条関係)

- ・四一ジオキサン

項目	許容限度
水素イオン濃度	海域以外の公共用水域に排出されるもの五・八
(水素指数)	以上八・六以下
	海域に排出されるもの五・○以上九・○以下

		いなべ市	条例適用不利益処分個
Ī	生物化学的酸素要求量	一六〇(日間平均一二〇)	
	(単位 一リットルにつきミリグラム)		
	化学的酸素要求量	一六〇(日間平均一二〇)	
	(単位 一リットルにつきミリグラム)		
	浮遊物質量	二〇〇 (日間平均一五〇)	
	(単位 一リットルにつきミリグラム)		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	五	
	(鉱油類含有量)		
	(単位 一リットルにつきミリグラム)		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	三〇	
	(動植物油脂類含有量)		
	(単位 一リットルにつきミリグラム)		
	フェノール類含有量	五.	
	(単位 一リットルにつきミリグラム)		
	銅含有量	三	
	(単位 一リットルにつきミリグラム)		
	亜鉛含有量	_	
	(単位 一リットルにつきミリグラム)		
	溶解性鉄含有量	-0	
	(単位 一リットルにつきミリグラム)		
	溶解性マンガン含有量	$-\circ$	
	(単位 一リットルにつきミリグラム)		
	クロム含有量	_	
	(単位 一リットルにつきミリグラム)		
	大腸菌群数	日間平均三、〇〇〇	
	(単位 一立方センチメートルにつき個)		
	室素含有量	一二〇(日間平均六〇)	
	(単位 一リットルにつきミリグラム)		
	gnん 燐含有量	一六(日間平均八)	
	(単位 一リットルにつきミリグラム)		
- 1	借去		

- 1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が五○立方メートル以上 である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する 硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用 しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及び クロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃 に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用す る旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限つて適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限つて適用する。

- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、○○○ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限つて適用する。

		3/EL	1
•	ш	VE	
	77	15	

加	圳川	久	4	1.7	듬	U.
ЛX	720	木	X	\sim	lh)	\cup

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日

担当部署: 水道部 水道総務課

処分の概要 施設の使用及び排出水の排出の一時停止命令	
例 規 名 根 拠 条 項 いなべ市水道水源保護条例 第 14 条	
例 規 番 号	平成 16 年 条例第 18 号

【根拠条文】

(施設の使用及び排出水の排出の一時停止命令)

第14条 市長は、対象事業場を設置している者が<u>前条の規定</u>による命令に従わないときは、当該対象事業場の排出水に関係する施設の使用又は排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

前条の規定

(改善命令)

第13条 市長は、水源保護地域において対象事業場を設置している者が、対象事業場の排水口(排出水を排出する場所を言う。)において、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第1 条に規定する排水基準に適合しない排出水を排出したとき、又は排出するおそれがあると認められるときは、その者に対し、期限を定めて、当該対象事業場の施設の構造若しくは使用方法又は汚水等の処理方法の改善を命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日
-------	-----------------	---------	-----------------

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	下水道事業工事負担金の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市下水道条例 第3条第3項
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 129 号

【根拠条文】

(排水設備の設置義務等)

第3条

3 前項に規定する数を超えて、公共ますの設置を希望する者は、その設置に要する経費を全額負担しなければならない。

前項の規定

(排水設備の設置義務等)

- 第3条 排水設備設置義務者は、公共下水道の供用開始の日から、3年以内に当該排水設備を設置しなければならない。ただし、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)が特別な理由があると認めたものについては、この限りでない。
- 2 市は、公共ますを一の建築物(附属建物を含む。)の敷地又は一の事業用地について1箇所設置するものとする。ただし、開発行為に係るものを除く。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 31 年 4 月 1 日
-------	-----------------	---------	-----------------

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	排除の停止等(いなべ市農業集落排水処理施設条例第 12 条において準用する場合を 含む。)
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市下水道条例 第22条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 129 号

【根拠条文】

(排除の停止又は制限)

第22条 市長は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、 又は制限することができる。

- (1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認めるとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考	
----	--

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	改善命令(いなべ市農業集落排水処理施設条例第 12 条において準用する場合を含む。)
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市下水道条例 第 26 条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 129 号

【根拠条文】

(改善命令)

第26条 市長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要 占用許可の取消し等(いなべ市農業集落排水処理施設条例第 12 条において 場合を含む。)	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市下水道条例 第33条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 129 号

【根拠条文】

(占用許可の取消し等)

第33条 市長は、次の各号に該当する者に対し、占用の許可を取り消し、又はその条件を変更し、 若しくは新たに条件を付すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により占用の許可を受けた者
- (2) 許可の目的又は条件に違反した者
- (3) 前条の規定による市長の承認を受けないでその権利を他に譲渡し、又は転貸した者
- 2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、公共下水道の管理又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、占用の許可を取り消し、又はその条件を変更し、若しくは新たに条件を付すことができる。

7	甘	沙(生	1
ı	莝	毕	1

根拠条文に同じ。

,	#	ł
1	苗	考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
-------	-----------------	---------	--

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	原状回復命令(いなべ市農業集落排水処理施設条例第 12 条において準用する場合を 含む。)
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市下水道条例 第34条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 129 号

【根拠条文】

(原状の回復)

- 第34条 第30条の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したとき、若しくは前条の規定により占用の許可を取り消されたときは、当該占用物件を除去し、公共下水道の敷地又は施設を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当であると市長が認めたときは、この限りでない。
- 2 市長は、第30条の占用の許可を受けた者に対し前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。
- 3 前2項の規定は、第31条の規定による届出をした者及び法第10条第1項の規定による排水設備を設置した者について準用する。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
-------	-----------------	---------	--

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要 過料(いなべ市農業集落排水処理施設条例第 12 条において準用する場合を含む	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市下水道条例 第38条から第40条まで
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 129 号

【根拠条文】

- 第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
 - (1) 第6条の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等を行った者
 - (2) 第7条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者
 - (3) 排水設備等の新設等を行って第15条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者
 - (4) 第17条又は第19条の規定に違反した使用者
 - (5) 第21条の規定による届出を怠った者
 - (6) 第26条の規定による命令に従わなかった者
 - (7) 第23条、第29条、第31条及び第35条に規定する届出を怠った者
 - (8) 第25条の5第2項第3号の規定による申告書又は第25条の6第1項の規定による資料で虚偽の 記載のあるものを提出した申告者又は提出者
 - (9) 第25条の6第1項の規定による資料の提出を求められてこれを拒否した者
 - (10) 第25条の7第1項の規定による計測装置の取り付けを拒否し、又は妨げた者
 - (11) 第27条の規定による許可を受けずに当該行為をした者
 - (12) 第30条の規定による許可を受けずに占用物件の設置等を行った者
 - (13) 第32条の規定による承認を受けずに権利を他に譲渡又は転貸した者
 - (14) 第34条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (15) 第6条、第15条第1項、第27条、第30条若しくは第32条による申請書又は第8条第1項、第23 条、第29条、第31条若しくは第35条の規定による届出書で不実の記載あるものを提出した者 第39条 詐欺その他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に 相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に 処する。
- 第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の 業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、 各本条の過料を科する。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和4年4月1日

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	負担金の賦課(いなべ市農業集落排水事業負担金徴収条例第 6 条において準用する場合を含む。)
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市下水道事業受益者負担に関する条例 第5条及び第6条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 133 号

【根拠条文】

(負担金の額)

- 第5条 受益者の負担する負担金の額は、1世帯又は1事業所当たり30万円とする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。
- 2 受益者が、他人の排水設備を使用する場合も1世帯とみなす。

(負担金の賦課及び徴収)

- 第6条 市長は、公共下水道の供用開始の告示のあった区域内の公共ますに係る受益者ごとに、前 条の規定による負担金の額を賦課するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、農業集落排水事業については、当該事業を開始したときに負担金を 賦課しようとする受益者を定め、これを公告しなければならない。
- 3 市長は、前項に規定する事業が終了したときは、遅滞なく事業費の額及び負担金の額を受益者 に通知しなければならない。
- 4 市長は、第1項及び前項の規定による当該負担金の額及びその納期限等を遅滞なく、受益者に 通知しなければならない。
- 5 負担金は一括で徴収するものとする。ただし、市長が定めるところにより、単年度分割納付に 限り分割を認めることができる。

【基準】

1世帯又は1事業所当たりの基準は、いなべ市下水道事業受益者負担金に関する条例施行規程第 3条よる。

(負担金の額の決定)

第3条 条例第5条に規定する1世帯又は1事業所とは、1敷地内(その敷地の所有権及び使用する 権利の連なる土地をいう。)で汚水を排除する構築物の所有者の世帯又は事業所をいう。ただし、 1敷地内に2以上の所有者が生計を一にしている場合は、代表の所有者とする。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和4年4月1日
-------	-----------------	---------	----------

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	下水道事業受益者負担金に係る督促(いなべ市農業集落排水事業負担金徴収条6条において準用する場合を含む。)	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市下水道事業受益者負担に関する条例 第10条	
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 133 号	

【根拠条文】

(督促)

第10条 市長は、受益者が第6条第4項の納期限までに負担金を完納しないときは、督促状を発しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	徴収猶予の取消し(いなべ市農業集落排水事業負担金徴収条例第 6 条において準) する場合を含む。)	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程 第9条第1項	
例 規 番 号	平成 31 年上下水道事業管理規程第 4 号	

【根拠条文】

(徴収猶予の取消し)

- 第9条 市長は、受益者が次の各号のいずれかに該当するときは、その徴収猶予を取り消し、その 猶予に係る負担金を一時に徴収することができる。
 - (1) 受益者の財産の状況その他の事情の変更により、その猶予を継続することが適当でないと 認められるとき。
 - (2) 条例第7条各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限を経過し更に市長の指定する期日までに負担金を納付しないとき。
- 2 市長は、前項の規定により徴収猶予を取り消したときは、その旨を下水道事業受益者負担金徴収猶予取消し通知書(様式第7号)により当該受益者に通知するものとする。

【基準】

根拠条文に同じ。

設 定 年 月 日 平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和4年4月1日
----------------------------------	---------	----------

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	負担金の減免の取消し(いなべ市農業集落排水事業負担金徴収条例第 6 条におい 準用する場合を含む。)	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程 第11条	
例 規 番 号	平成 31 年上下水道事業管理規程第 4 号	

【根拠条文】

(負担金の減免の取消し)

- 第11条 市長は、負担金の減額又は免除を受けた受益者が、次の各号のいずれかに該当するときは、 その減額又は免除を取り消し、又は減免額を変更することができる。
 - (1) 受益者が偽りその他不正な手段により負担金の減額又は免除を受けたとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により減額又は免除を取り消し、又は減免額を変更したときは、その旨を 下水道事業受益者負担金減額・免除変更通知書(様式第10号)により受益者に通知するものとす る。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 31 年 4 月 1 日
-------	-----------------	---------	-----------------

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	排水設備等の計画の確認(変更確認を含む。)(いなべ市農業集落排水処理施設 例第12条において準用する場合を含む。)の取消し	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市下水道条例施行規則 第6条第3項	
例 規 番 号	平成 15 年 規則第 97 号	

【根拠条文】

(計画の確認及び確認の取消し)

第6条

3 市長は、<u>前項の確認書</u>を交付した日から6か月以内に工事に着手しないときは、確認を取り消すことができる。

前項の確認書

2 排水設備等の新設等の工事は、前項の確認書の交付を受けた後でなければ実施してはならない。

前項の確認書

第6条 市長は、<u>前条第1項</u>の申請による計画を確認したときは、排水設備等設置確認書(様式第5号)を交付する。

前条第1項

第5条 条例第6条第1項の規定による排水設備等の新設等の計画の確認を受けようとする者は、排水設備等設置確認申請書(様式第3号)又は除害施設設置確認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設 定 年 月 日 平成 19 年 4 月 1 日 最終変更年月日	平成 31 年 4 月 1 日
-----------------------------------	-----------------

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	退場命令
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市教育委員会会議傍聴人規則 第5条
例 規 番 号	平成 15 年 教育委員会規則第 3 号

【根拠条文】

(退場)

第5条 傍聴人は、委員長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに、退場しなければならない。

【基準】

いなべ市教育委員会会議傍聴人規則第3条及び第4条の規定による。

(傍聴できない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物を携帯している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が傍聴を不適当と認める者

(禁止行為)

第4条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等をすること。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙すること。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) 許可なく録音機、写真機、撮影機その他これらに類するものを持ち込み、使用すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動をすること。

		-	
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	利用許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市学校施設の利用に関する条例 第4条第1項
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 84 号

【根拠条文】

(利用の許可の取消し)

- 第4条 利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、利用の許可を取り消し、 又は利用を制限し、若しくは停止することができる。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく諸規程に違反したとき。
 - (2) 許可の条件に違反したとき。
 - (3) 公益を害するおそれがあると認めるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が学校施設の維持管理、保全及び運営上必要と認めるとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

同条第2項に規定する「許可の条件」とは、条例適用処分 I D65の審査基準の規定をいう。

同条第3項に規定する「公益を害するおそれがあると認める」とは、次の各号のいずれかに該当することをいう。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 学校施設及び設備器具等の損傷するおそれがあるとき。
- (3) 学校施設又は管理上支障をきたすおそれがあるとき。
- (4) 行商、宣伝、勧誘その他これに類する行為あるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

いなべ市暴力団排除条例第9条(公の施設の利用における制限)に規定する暴力団を利すること となると認められる場合

(公の施設の利用における制限)

第9条 市長若しくは市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

備考

【関連部署】学校教育課及び生涯学習課

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日
-------	-----------------	---------	-----------------

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市学校施設の利用に関する条例 第5条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 84 号

【根拠条文】

(使用料)

第5条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

別表(第5条関係)

(単位:円)

学校区分	施設名	区分	使用料
小学校施設	運動場	昼間	100
		夜間	1,500
	体育館		200
中学校施設	運動場		100
	野球場		100
	テニスコート(1面)	昼間	100
		夜間	400
	体育館	全面	400
		1/2使用	200
	武道場		200

(備考)

- 1 上記の使用料は、30分当たりの金額とする。
- 2 この表において、昼間とは午前9時から午後6時まで、夜間とは午後6時から午後10時までをいう。ただし、照明灯を利用する場合、夜間料金を適用する。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

【関連部署】学校教育課及び生涯学習課

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日
-------	-----------------	---------	-----------------

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	原状回復命令
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市学校施設の利用に関する条例 第8条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 84 号

【根拠条文】

(準備及び原状回復の義務)

- 第8条 学校施設を利用するための準備及び利用を終了したときの原状回復は、利用者が行わなければならない。
- 2 前項の規定は、<u>第4条第1項の規定</u>により利用の許可を取り消され、又は利用を制限され、若しくは停止されたときの原状回復について準用する。

第4条第1項の規定

(利用の許可の取消し)

- 第4条 利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく諸規程に違反したとき。
 - (2) 許可の条件に違反したとき。
 - (3) 公益を害するおそれがあると認めるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が学校施設の維持管理、保全及び運営上必要と認めるとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

【関連部署】学校教育課及び生涯学習課

1	設定	:年 月 日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要 認定の取消し等	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市就学援助費支給条例 第 11 条
例 規 番 号	平成 27 年条例第 17 号

【根拠条文】

(認定の取消し等)

- 第11条 教育委員会は、支給認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支給の認定を取り消すことができる。
 - (1) 就学援助費を目的外に使用したとき。
 - (2) 第3条に規定する支給対象者に該当しなくなったとき。
 - (3) 偽りその他の不正な手段により就学援助費の支給を受けたとき。
- (4) 就学援助費の支給を受けたにもかかわらず、学校長へ納付すべき当該支給に係る費用を納付しなかったとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定により支給の認定を取り消したときは、その旨を当該取消しを受ける支給認定者及び学校長へ通知するものとする。
- 3 教育委員会は、第1項に基づき支給の認定を取り消したときは、当該支給を受けた就学援助費の 全部又は一部を当該支給認定者から返還させることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備	老
ᄪ	~

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	公民館利用許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市公民館条例 第6条第1項
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 75 号

【根拠条文】

(利用許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、利用者がこの条例若しくは<u>この条例に基づく規則</u>に違反したとき、又は公 民館の管理上特に必要があると認めたときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止すること ができる。

【基準】

いなべ市公民館管理規則第12条及び第13条の規定に基づくものとする。

(利用者の遵守事項)

- 第12条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 施設ごとの収容定員を超える人員を入場させないこと。
 - (2) 所定の場所以外で飲食、喫煙又は火気の使用をしないこと。
 - (3) 許可を受けないで、壁、柱等にはり紙、ピン、くぎ打等をしないこと。
 - (4) 許可を受けないで、物品を販売し、又は陳列しないこと。
 - (5) 許可を受けた施設等以外のものを利用しないこと。
 - (6) 施設内外の秩序を保つため、必要な整理員を配置すること。
 - (7) その他施設の管理運営上支障となる行為をしないこと。
 - (8) 利用開始前に係員と十分な打合せを行うこと。
 - (9) 次条各号のいずれかに該当する者に対し必要に応じてその入場を拒絶し、又は退場させる
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会の指示に従うこと。

(入場の制限)

- 第13条 教育委員会は、次の各号に該当する者に対し入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。
 - (1) 大声又は騒音を発し、他人に迷惑を及ぼす行為を行う者
 - (2) めい酊している者
 - (3) 施設管理上必要な指示に従わない者
 - (4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められる者

いなべ市暴力団排除条例第9条(公の施設の利用における制限)に規定する暴力団を利すること となると認められる場合

(公の施設の利用における制限)

第9条 市長若しくは市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

設 定 年 月 日 平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日
----------------------------------	---------	-----------------

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	公民館使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市公民館条例 第7条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 75 号

【根拠条文】

(使用料)

第7条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

別表(第9条関係)使用料

1 いなべ市大安公民館

(1) ホール

単位:円

	/ L. Po - L. PP A	1.31	1.10	I . ₩₩		- L		単位
	使用時間区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	,	1 時間当
								たりの延
		12:30	17:00	21:30	17:00	21:30		長使用料
								※ 9:00~
								21:30
ホ	一入場料を徴平日	6,000	9,000	11,000	15,000	20,000	26,000	2,80
ル	収しないで目曜日、	7,000	11,000	14,000	18,000	25,000	32,000	3, 50
	使用する場土曜日及	Ż						
	合び休日							
	1,000 円以平日	7,000	11,000	14,000	18,000	25, 000	32,000	3, 50
	下の入場料日曜日、	8,000	13,000	17,000	21,000	30,000	38,000	4, 30
	を徴収して土曜日及	Ż						
	使用する場び休日							
	合							
	1,000 円を平日	8,000	13,000	17,000	21,000	30,000	38, 000	4, 30
	超え 3,000日曜日、	9,000	14,000	18,000	23,000	32,000	41,000	4, 50
	円以下の入土曜日及	Ż						
	場料を徴収び休日							
	して使用す							
	る場合							
	3,000 円を平日	9,000	14,000	18,000	23,000	32,000	41,000	4, 50
	超える入場日曜日、	11,000	17,000	21,000	28,000	38,000	49,000	5, 30
	料を徴収し土曜日及	Z						
	て使用するび休日							
	場合							
	入場料の有平日	12,000	18,000	22,000	30,000	40,000	52,000	4, 10
	無にかかわ日曜日、	14,000	22,000	28,000	36,000	50,000	64,000	7,00
	らず商業宣土曜日及	Ž						
	伝、営業又び休日							
	はこれらの							
	類似目的で							

使用する場							
合							
和室楽屋	2,000	2,000	2,500	4,000	4, 500	6, 500	700

- 1 「平日」とは、月曜日から金曜日(2に規定する休日を除く。)をいう。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 3 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として 徴収するものをいう。
- 4 入場料に2以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料として、この表を適用する。

(2) 大会議室等

単位:円/30分

区分	昼間	夜間	
	9:00~18:00	18:00~21:30	
大会議室	200	300	
視聴覚室	150	250	
和室、研修室	100	150	

備考

- 1 使用時間が30分に満たない場合は、30分とみなす。
- 2 商品等の説明会、展示会、商業宣伝若しくは営業目的又はこれらの類似目的で使用する場合の 使用料は、当該区分に定める額(1に該当する場合にあっては、1において算出された額)の5 倍に相当する額とする。

(3) 附属設備、器具等

単位:円

	区分	単位	使用料	摘要
ホール	ホール音響設備	一式	3,000	舞台及び客席内拡声装置一式
	音響効果用機器	1台	500	
	舞台照明設備 A	一式	3,000	ボーダーライト、フロントサイド
				ライト、シーリングライト一式
	舞台照明設備 B	一式	5,000	上記以外
	センターピンスポットラ	1台	1,000	
	イト			
	映写装置	一式	2,000	スクリーン付き
	スクリーン	一式	1,000	
	松羽目幕	一式	1,000	
	金屏風	一双	2,000	
	平台	1枚	100	
	演台	一式	500	
	指揮者台	1台	100	
	譜面台	1台	100	
	グランドピアノ	1台	2,000	
大会議室	放送設備	1 回	200	
視聴覚室	アップライトピアノ	1 回	200	

- 1 ホールについては、附属設備、器具等使用に係る1使用時間区分当たりの使用料であり、1使用時間に満たない時間使用の場合も同様とする。
- 2 大会議室及び視聴覚室については、附属設備、器具等使用に係る1回当たりの使用料とする。

- 3 特別な舞台、照明及び音響の設置及び操作に必要な人件費は施設利用者の負担とする。
- 4 この表に定めのない附属設備、器具等の使用料は、類似する附属設備、器具等の額に準じる。

(4) 空調設備等

単位:円

	区分	単位	使用料	摘要
ホール	冷暖房等空調設備	一式	5,000	
	音響、照明機材等電気器具	1kW	300	
	持込時の電力使用			

備考

1 使用料は、空調設備等使用に係る1使用時間区分当たりの使用料であり、1使用時間に満たない時間使用の場合も同様とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

/#	
1)用	4

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	公民館施設等の原状回復命令
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市公民館条例 第11条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 75 号

【根拠条文】

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、施設及び設備器具の利用を終えたとき、又は利用を停止され、若しくは利用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	図書館の利用の中止等
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市図書館条例 第5条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 76 号

【根拠条文】

(図書館の利用の制限)

第5条 館長は、図書館の利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の利用を禁止 し、又は中止させることができる。

- (1) この条例の規定に違反したとき。
- (2) 他の利用者に迷惑を及ぼしたとき。
- (3) 館長その他の職員の指示に従わないとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	文化施設利用許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市文化施設条例 第8条第1項
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 77 号

【根拠条文】

(利用許可の取消し等)

- 第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限し、又はその利用 許可を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
 - (2) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が取り消す必要があると認めたとき。

第5条各号

(利用の制限)

- 第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化施設の利用を許可しない。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 施設、設備器具等を損傷するおそれがあるとき。
 - (3) 施設の保全又は管理上支障をきたすおそれがあるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めたとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

いなべ市暴力団排除条例第9条(公の施設の利用における制限)に規定する暴力団を利すること となると認められる場合

(公の施設の利用における制限)

第9条 市長若しくは市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

	- 5		
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

<u>ID: 42</u>

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	文化施設使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市文化施設条例 第9条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 77 号

【根拠条文】

(使用料)

第9条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

別表 (第9条関係) 使用料

- 1 いなべ市北勢市民会館
 - (1) さくらホール、和室楽屋

単位:円

							単位:
使用時間区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	1 時間当
	9 : 00 ~	13:00∼	17:30∼	9 : 00 ~	13 : 00∼	9 : 00 ~	たりの延
	12:30	17:00	21:30	17:00	21:30	21:30	長使用料
							※ 9:00∼
							21:30
さく入場料を徴平日	6,000	9,000	11,000	15,000	20,000	26,000	2,800
ら、水収しないで日曜日、	7,000	11,000	14,000	18,000	25,000	32,000	3, 500
ール 使用する場土曜日及							
合び休日							
1,000 円以平日	7,000	11,000	14,000	18,000	25,000	32,000	3, 500
下の入場料日曜日、	8,000	13,000	17,000	21,000	30,000	38, 000	4, 300
を徴収して土曜日及							
使用する場び休日							
合							
1,000 円を平日	8,000	13,000	17,000	21,000	30,000	38,000	4, 300
超え 3,000日曜日、	9,000	14,000	18,000	23,000	32,000	41,000	4, 500
円以下の入土曜日及							
場料を徴収び休日							
して使用す							
る場合							
3,000 円を平日	9,000	14,000	18,000	23,000	32,000	41,000	4, 500
超える入場日曜日、	11,000	17,000	21,000	28,000	38,000	49,000	5, 300
料を徴収し土曜日及							
て使用するび休日							
場合							
入場料の有平日	12,000						
無にかかわ日曜日、	14,000	22,000	28,000	36, 000	50,000	64,000	7,000
らず商業宣土曜日及							
伝、営業又び休日							
はこれらの							
類似目的で							
使用する場							
合							
和室楽屋	2,000	2,000	2, 500	4,000	4, 500	6, 500	700

- 1 「平日」とは、月曜日から金曜日(2に規定する休日を除く。)をいう。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をい

う。

- 3 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価と して徴収するものをいう。
- 4 入場料に2以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料として、この表を適用する。
- (2) 料理教室等

単位:円/30分

区分	昼間	夜間		
	9:00~18:00	18:00~21:30		
	9:00/~18:00	18:00,~21:30		
料理教室、視聴覚室	200	300		
創作室、和室、リハーサル室	150	250		

備考

- 1 使用時間が30分に満たない場合は、30分とみなす。
- 2 商品等の説明会、展示会、商業宣伝若しくは営業目的又はこれらの類似目的で使用する場合の使用料は、当該区分に定める額(1に該当する場合にあっては、1において算出された額)の5倍に相当する額とする。
- (3) 附属設備、器具等

単位:円

区分	単位	使用料	摘要
さくらホホール音響設備	一式	3,000	舞台及び客席内拡声装置一式
ール 音響効果用機器	1 台	500	
舞台照明設備 A	一式	· ·	ボーダーライト、フロントサイ
			ドライト、シーリングライトー
			式
舞台照明設備 B	一式		上記以外
センターピンスポットラ	1 台	1,000	
<u>イト</u>			
照明効果用機器	1台	1,000	
音響反射板	一式	2,000	
映写装置	一式		スクリーン付き
スクリーン	一式	1,000	
舞台所作台	一式	·	化粧かまち付き
松羽目幕	一式	1,000	
金屏風	一双	2,000	
紗幕	1 枚	1,000	
地がすり	1 枚	1,000	
平台	1 枚	100	
毛せん	1 枚	100	
上敷きござ	1 枚	100	
山台用長座布団	1 枚	100	
高座座布団	1枚	100	
演台	一式	500	
指揮者台	1台	100	
譜面台	1台	100	
グランドピアノ	1台	5,000	
めくり台	1台	100	
リハーサグランドピアノ	1回	500	
ル室シャワールーム	1回	500	
視聴覚室 放送設備	1回	200	
映写装置	1回	1,000	
料理教室調理器具	1回	1,000	
和室茶道具	1回	500	
会議室 金屏風	1 回	1,000	
創作室 陶芸炉	一式	400	1時間あたり

備考

1 さくらホールについては、附属設備、器具等使用に係る1使用時間区分当たりの使用料で

- あり、1使用時間に満たない時間使用の場合も同様とする。
- 2 リハーサル室、視聴覚室、料理教室及び和室会議室については、附属設備、器具等使用に 係る1回当たりの使用料とする。
- 3 創作室については、附属設備、器具等使用に係る1時間当たりの使用料であり、1時間に満たない時間使用の場合も同様とする。
- 4 特別な舞台、照明及び音響の設置及び操作に必要な人件費は施設利用者の負担とする。
- 5 この表に定めのない附属設備、器具等の使用料は、類似する附属設備、器具等の額に準じる。
- (4) 空調設備等

単位:円

区分	単位	使用料	摘要
さくらホ冷暖房等空調設備	一式	5,000	
ール 音響、照明機材等電気器具	1kW	300	
持込時の電力使用			

備考

- 1 使用料は、空調設備等使用に係る1使用時間区分当たりの使用料であり、1使用時間に満たない時間使用の場合も同様とする。
- 2 いなべ市員弁コミュニティプラザ
 - (1) 集会室等

単位:円/時間

区分	昼間	夜間
	9:00~18:00	18:00~21:30
集会室	600	900
美術工芸室、第1研修室	300	500
第2研修室、第3研修室、和室1、和	200	300
室 2		

備考

- 1 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。
- 2 商品等の説明会、展示会、商業宣伝若しくは営業目的又はこれらの類似目的で使用する場合の使用料の額は、当該区分に定める額(1に該当する場合にあっては、1において算出された額)の5倍に相当する額とする。
- (2) 附属設備、器具等

単位:円

				, ,-
	区分	単位	使用料	摘要
集会室	ホール音響・舞台照明設備	一式	200	舞台及び客席内拡声装置一式
	グランドピアノ	1 回	500	
美術工芸	陶芸炉	一式	400	1時間当たり
室				

備考

- 1 使用料は、附属設備、器具等使用に係る1時間又は1回当たりの使用料であり、1時間に満たない時間使用の場合も同様とする。
- 2 特別な舞台、照明及び音響の設置及び操作に必要な人件費は施設利用者の負担とする。
- 3 この表に定めのない附属設備、器具等の使用料は、類似する附属設備、器具等の額に準じる。
- 3 いなべ市藤原文化センター
 - (1) 市民ホール等

単位:円

							+ 122
使用時間区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	1 時間当
							たりの延
							長使用料
	9 : 00 ~	13:00~	17 : 30 ∼	9 : 00 ~	13 : 00 ∼	9 : 00 ~	※ 9:00∼
	12:30	17:00	21:30	17:00	21:30	21:30	21:30
市民入場料を平日	3,000	4,500	5, 500	7, 500	10,000	13,000	1, 400
ホー徴収しな日曜日、	3, 500	5, 500	7,000	9,000	12, 500	16,000	1,800
ルいで使用土曜日及							
する場合び休日							

					いなへ市	余例週月	小利益処分
1,000 円平日	3, 500	5, 500	7,000	9,000	12, 500	16,000	1,800
以下の入日曜日、	4,000	6,500	8,500	10, 500	15,000	19,000	2, 200
場料を徴土曜日及							
収して使び休日							
用する場							
合							
1,000 円平日	4,000	6, 500	8, 500	10, 500	15,000	19,000	
を超え日曜日、	4, 500	7,000	9,000	11, 500	16,000	20, 500	2, 300
3,000 円土曜日及							
以下の入び休日							
場料を徴							
収して使							
用する場							
合							
3,000 円平日	4, 500	7,000	9, 000				· ·
を超える日曜日、	5, 500	8, 500	10, 500	14, 000	19,000	24, 500	2,700
入場料を土曜日及							
徴収してび休日							
使用する							
場合	2 000	0.000	11 000	15 000	22 222	00.000	2 222
入場料の平日	6,000	9,000	11,000				
有無にか日曜日、	7, 000	11,000	14, 000	18,000	25, 000	32,000	3, 500
かわらず土曜日及							
商業宣び休日							
伝、営業 又はこれ							
スはこれ らの類似							
目的で使							
用する場							
円 9 公場 合							
	500	500	600	1,000	1, 100	1,600	200
第 1 <u>在</u> 主、第 2 <u>在</u> 主	500	500	000	1,000	1, 100	1,000	200

備考

- 1 「平日」とは、月曜日から金曜日(2に規定する休日を除く。)をいう。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をい う。
- 3 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 4 入場料に2以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料として、この表を適用する。
- (2) 調理教室等

単位:円/時間

		十一一 11/
区分	昼間	夜間
	9:00~18:00	18:00~21:30
調理教室、大研修室	400	600
美術教室、ひのきの間、保健教室	300	500
第1研修室、第2研修室、ふじの間	200	300

備考

- 1 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。
- 2 商品等の説明会、展示会、商業宣伝若しくは営業目的又はこれらの類似目的で使用する場合の使用料の額は、当該区分に定める額(1に該当する場合にあっては、1において算出された額)の5倍に相当する額とする。
- (3) 附属設備、器具等

単位:円

				1 12
	区分	単位	使用料	摘要
市民ホー	ホール音響装置	一式	2,000	舞台及び客席内拡声装置一式
ル	舞台照明設備	一式	2,000	
	グランドピアノ	1 回	500	

ひのきの	音響装置	1 回	200		
間					
第二藤峰	陶芸炉	一式	400	1時間当たり	
窯					

備考

- 1 市民ホールについては、附属設備、器具等使用に係る1使用時間区分又は1回当たりの使用料であり、1使用時間に満たない時間使用の場合も同様とする。
- 2 ひのきの間については、附属設備、器具等使用に係る1回当たりの使用料とする。
- 3 第二藤峰窯については、附属設備、器具等使用に係る1時間当たりの使用料であり、1時間に満たない時間使用の場合も同様とする。
- 4 特別な舞台、照明及び音響の設置及び操作に必要な人件費は施設利用者の負担とする。
- 5 この表に定めのない附属設備、器具等の使用料は、類似する附属設備、器具等の額に準じる。
- (4) 空調設備等

単位:円

区分	単位	使用料	摘要
市民ホー冷暖房等空調設備	一式	3,000	
ル 音響、照明機材等電気器具	1kW	300	
持込時の電力使用			

備考

1 使用料は、空調設備等使用に係る1使用時間区分当たりの使用料であり、1使用時間に満たない時間使用の場合も同様とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	文化施設の原状回復命令
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市文化施設条例 第12条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 77 号

【根拠条文】

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、文化施設の利用が終わったとき、又は利用を停止され、若しくは利用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	文化資料保存施設の原状回復命令
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市文化資料保存施設条例 第8条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 78 号

【根拠条文】

(原状回復の義務)

第8条 入場者は、施設を損傷し、又は滅失したときは、原状に回復しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	体育施設利用許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市体育施設条例 第8条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 82 号

【根拠条文】

(利用の許可等の取消し)

第8条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可の条件を変更 し、又は利用を停止し、若しくは利用条件を取り消すことができる。この場合、利用者に損害を 及ぼすことがあっても教育委員会は、その賠償の責めを負わない。

- (1) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 公益上又は運営上やむを得ない理由が生じたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めたとき。

1	苴	_	¥	隹	
L	4	≆	_	\vdash	

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	体育施設使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市体育施設条例 第9条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 82 号

【根拠条文】

(使用料)

第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

別表 (第9条関係)

その1

(単位:円)

				(+1±.
区分	施設名	使用面	市内者	市外者
体育館	員弁運動公園体	全面	600	1, 200
	育館	1/2使用(バスケットボール1面相当)	300	600
		1/3 使用(バレーボール 1 面相当)	200	400
		1/6 使用 (バドミントン 1 面相当)	100	200
		会議室	100	200
		サーキットトレーニング室	50	100
		ステージ(1回・放送設備使用含)	1,000	2,000
	大安スポーツ公	全面	400	800
	園体育館	1/2 使用(バレー1 面相当)	200	400
		1/4 使用	100	200
	大安海洋センタ	全面	400	800
	一体育館	1/2 使用	200	400
武道場	員弁運動公園体	全面	300	600
	育館内柔道場			
	員弁運動公園体	全面	300	600
	育館内剣道場			
	北勢武道場	全面	400	800
		1/2 使用	200	400
	大安武道館	全面	400	800
		1/2使用	200	400
	大安海洋センタ	全面	400	800
	一武道館	1/2使用	200	400
/ /++ -++ \			•	

(備考)

- 1 市内とは、市内に住所を有する者又は市内に勤務する者をいう。
- 2 市外者とは、上記以外の者をいう。
- 3 上記の使用料は、30分当たりの金額である。
- 4 「1回」とは、施設又は設備への入場から退場までをいう。

その2

(単位:円)

					\ 1 1 •
区分	施設名	使用面	時間区分	市内者	市外者
運動場	員弁運動公園運動場	全面	昼間	400	800
		全面	夜間 (4 灯)	1,000	2,000
		全面	夜間 (6 灯)	1,500	3,000
	大安スポーツ公園運動場	全面	昼間	200	400
		全面	夜間	1,500	3,000
	藤原運動場	全面	昼間	200	400

		全面	夜間	1,000	2,000
	大安西部運動場	全面	昼間	200	400
ゲートオ	大安スポーツ公園スパーク大安内ゲ	全面	昼間	200	400
ール場	ートボール場	全面	夜間	500	1,000
サッカー	-員弁運動公園サッカー場	全面	昼間	1, 250	2,500
場		全面	夜間	5,000	10,000
テニスコ	具弁運動公園テニスコート	1面	昼間	200	400
ート		1面	夜間	500	1,000
	大安スポーツ公園テニスコート	1 面	昼間	200	400
		1 面	夜間	500	1,000
	大安スポーツ公園スパーク大安内テ	1面	昼間	200	400
	ニスコート	1 面	夜間	500	1,000
野球場	北勢其原グラウンド	全面	昼間	100	200
	北勢中山グラウンド	全面	昼間	100	200
	員弁御薗グラウンド	全面	昼間	400	800
	員弁運動公園野球場	全面	昼間	500	1,000
		全面	夜間	3,000	6,000
	大安スポーツ公園野球場	全面	昼間	500	1,000
		全面	夜間	3,000	6,000
	藤原第1野球場	全面	昼間	400	800
		全面	夜間	2,500	5,000

(備考)

- 1 市内とは、市内に住所を有する者又は市内に勤務する者をいう。
- 2 市外者とは、上記以外の者をいう。
- 3 上記の使用料は、30分当たりの金額である。
- 4 この表において、昼間とは午前9時から午後6時まで、夜間とは午後6時から午後10時までをいう。ただし、照明灯を利用する場合、夜間料金を適用する。

その3 (単位:円)

区分	施設名	入場区分	未就学児	小・中・高学	一般
				生	
プール	員弁運動公園海洋センタープ	1回の入場から	無料	100	200
	ール	退場まで			
	北勢プール				

(備考) この表において、「未就学児」に身体障害者手帳(療育手帳を含む。)所持者を含む。 その4(単位:円)

区分	施設名	入場区分	時間区分	市内者	市外者
艇庫	大安海洋センター艇庫	1 回の入場から	昼間	1,000	2,000
		退場まで			

(備考)

- 1 市内とは、市内に住所を有する者又は市内に勤務する者をいう。
- 2 市外者とは、上記以外の者をいう。
- 3 この表において、昼間とは午前9時から午後6時までをいう。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日

2

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	体育施設原状回復命令
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市体育施設条例 第12条
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 82 号

【根拠条文】

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、施設等の利用が終わったとき、又は<u>第8条の規定</u>によって利用の許可を取り消されたときは、利用した施設を原状に回復しなければならない。

第8条の規定

(利用の許可等の取消し)

- 第8条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可の条件を変更 し、又は利用を停止し、若しくは利用条件を取り消すことができる。この場合、利用者に損害を 及ぼすことがあっても教育委員会は、その賠償の責めを負わない。
 - (1) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
 - (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (3) 公益上又は運営上やむを得ない理由が生じたとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めたとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日
-------	-----------------	---------	-----------------

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	市指定有形文化財の現状変更等の許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市文化財保護条例 第 16 条第 4 項
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 85 号

【根拠条文】

(現状変更等の制限)

第16条

4 <u>第1項の許可</u>を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

第1項の許可

(現状変更等の制限)

- 第16条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を行う場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更 又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	市指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の取消し等(第 16 条第 4 項の準用)
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市文化財保護条例 第39条第3項
例 規 番 号	平成 15 年 条例第 85 号

【根拠条文】

(現状変更等の制限)

第39条

3 第1項の規定による許可を与える場合は、第16条第3項及び第4項の規定を準用する。

(現状変更等の制限)

- 第16条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を行う場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更 又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。
- 4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	図書館資料の貸出停止等
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市図書館条例施行規則 第8条
例 規 番 号	平成 15 年 教育委員会規則第 17 号

【根拠条文】

(図書館資料の貸出停止等)

第8条 貸出しを受けた者が貸出期間が経過しても図書館資料を返納しないとき、又は図書館資料の管理上支障があると認められるときは、館長は、一定の期間貸出しを停止することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の取消し及び停止命令	
例 規 名 根 拠 条 項	三重県文化財保護条例 第 39 条第 3 項	
例 規 番 号	昭和 32 年 県条例第 72 号	

【根拠条文】

(現状変更等の制限)

第39条

3 第1項の規定による許可を与える場合は、第16条第3項及び第4項の規定を準用する。

【基準】

第39条第3項において準用する第16条第4項の規定による。

(現状変更等の制限)

第16条

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、教育委員会は許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

備考

三重県の事務処理の特例に関する条例

第2条 すべての市町が処理することとする事務は別表第1に掲げるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、別表第2の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町が 処理することとする。

別表第2(2条関係)

35 三重県文化財保護条例の施行のための教育委員会規則に基づく県指定史跡名勝天然記念物の 管理に関する事務で別に教育委員会規則で定めるもの

設 定 年 月 日 平成	18年12月31日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日
--------------	-----------	---------	-----------------

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	登録の取消等
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市施設予約システムの利用に関する規則 第 11 条
例 規 番 号	平成 24 年 条例第 5 号

【根拠条文】

(登録の取消等)

- 第11条 教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、利用者登録を取り消し、又は施設予約システムの利用を一次的に停止することができる。
 - (1) 登録者が偽りその他不正な手段により利用者登録を行ったとき。
 - (2) 登録者がこの規則の規定又は施設の管理について定める条例、規則等の規定に違反したとき。
 - (3) 登録者が施設予約システムの管理及び運営を故意に妨害したとき。
 - (4) その他教育委員会が不適当と認めたとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考			

 設 定 年 月 日
 平成 25 年 4 月 1 日
 最終変更年月日
 令和 6 年 4 月 1 日

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	温水プール原状回復命令
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市温水プール条例 第13条
例 規 番 号	令和 5 年 条例第 15 号

【根拠条文】

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、施設の利用が終わったとき、<u>第9条</u>の規定によって利用を停止し、又は利用許可を取り消されたときは、利用した施設を原状に回復しなければならない。

第9条の規定

(利用の許可の取消し等)

- 第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可の条件を変更 し、又は利用を停止し、若しくは利用許可を取り消すことができる。この場合において、指定管 理者は、利用者に損害を及ぼすことがあってもその賠償の責めを負わない。
 - (1) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
 - (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (3) 公益上又は運営上やむを得ない理由が生じたとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が適当でないと認めるとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

儞	考

設定年月日	令和5年6月26日	最終変更年月日	

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	温水プール使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市温水プール条例 第10条
例 規 番 号	令和 5 年 条例第 15 号

【根拠条文】

(利用料金)

第10条 利用者は、利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする

別表 (第 10 条関係)

利用者区分	単位	利用料金
大人	1人につき1回の入場から退場まで	1,000 円以内
小人	1人につき1回の入場から退場まで	800 円以内

備考

- 1 大人は高校生以上、小人は小学生及び中学生とする。
- 2 就学前の子どもは、無料とする。就学前の子どもの利用は、4歳以上とし、保護者又は引率者の付き添いがある場合に限る。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	令和 5 年 6 月 26 日	最終変更年月日	

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	温水プール利用許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市温水プール条例 第9条
例 規 番 号	令和5年条例第15号

【根拠条文】

(利用の許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可の条件を変更 し、又は利用を停止し、若しくは利用許可を取り消すことができる。この場合において、指定管 理者は、利用者に損害を及ぼすことがあってもその賠償の責めを負わない。

- (1) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 公益上又は運営上やむを得ない理由が生じたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が適当でないと認めるとき。

•		Set.	•
1	T	沙生	1
	77	1 ==	

根拠条文に同じ。

設定年月日	令和5年6月26日	最終変更年月日	
-------	-----------	---------	--

担当部署: 議会事務局 庶務課

処分の概要	過料処分
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市議会の個人情報の保護に関する条例 第57条
例 規 番 号	令和4年条例第21号

【根拠条文】

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた 者は、5万円以下の過料に処する。

【基準】

根拠条文に同じ。

偽造又は盗用した身分証明書類を利用するなどの不正な行為により、本人又は代理人であることを 誤認させた場合